

地域を単位とした在宅ケアの質の向上 にかかわる看護判断の構造

(課題番号 11672320)

平成11年度～平成13年度文部科学省科学研究費補助金
基盤研究(C)(2) 研究成果報告書

平成 1 4 年 3 月

研究代表者 宮 崎 美 砂 子
(千葉大学看護学部教授)

目 次

はじめに	1
調査1：一保健所管内における経年的な活動実績の積み重ねによる看護判断	5
事例分析 A 地域に出向いた保健婦活動方法模索の過程における看護判断 ～保健婦未設置市町村における成人病対策及び寝たきり老人への援助活動～	15
事例分析 B 地域ぐるみの健康づくりをめざした活動の展開過程における保健婦の判断	27
事例分析 C 地域保健法制定後の母子保健体制の基盤作りを目的とした活動の 積み重ねにみられる保健婦の判断	41
事例分析 D 痴呆性老人・家族への支援体制づくりを目的とした活動の 積み重ねにみられる保健婦の判断	57
調査2：広域的地域におけるケアの質と看護判断 ～障害児療育体制づくりにおける保健所保健婦の活動分析～	65
調査3：徒歩圏域におけるケアの質と看護判断 ～B型機能訓練事業の展開プロセスにおける看護判断の分析～	79
調査4：在宅療養支援における連携活動と看護判断、充足されたケアの質の特徴 ～国内文献資料の分析から～	99
調査5：在宅ケアサービスの質に関わる保健婦の役割を伝える地域看護実習の検討	105

はじめに

I. 研究目的

高齢となり例え疾病や障害を有する状態になっても、住み慣れた地域で可能な限り自分らしく暮らし続けたいという人々のニーズは、今日、より一層明確なものになってきている。看護職はこのような人々のニーズに対し、真に求められているケアサービスを整え、その質を確保し、さらにはその質を向上させていく責任がある。特に、地域における看護活動では、ケアを家庭や地域における生活の営みの一部としてとらえ、その質の向上にかかわることが求められている。

本研究は、在宅ケアの質の向上にかかわる看護の判断を地域を単位に構造的に明らかにすることを目的とする。

本研究では、以下の 1)～ 4)を重視することにより研究目的を追究する。

1)地域を単位としたケアの質の確保・向上に対するかかわりを看護固有の立場から追究する
療養者やその家族の立場から在宅ケアの質を考える。そのため地域内のケア機関に所属している看護職がそれぞれの立場で個別の療養者・家族の在宅ケアの質を追究している活動並びに地域全体のケアの質の確保・向上をも考慮して活動を実施している活動のそれぞれにおいて、活動展開過程に伴う看護判断、追究しているケアの質を明らかにする。

2)行政保健婦・士の活動事象を本研究の中心的な調査事象とし、一定地域内で経年的に活動を積み重ねることによって充たされるケアの質及び関連する看護判断を追究する

わが国において行政機関に所属する保健婦・士(以下保健婦とする)は、一定地域を活動単位とし活動実績をあげてきている。したがって本研究の目的を追究するにあたり、保健婦の活動事象を本研究の中心的な調査事象とする。

また療養者や家族が抱えるニーズの内容に

よってそれらのニーズを充たすために追究すべきケアの質には特徴がみられるものと考ええる。例えば難病、精神障害(痴呆)、障害児の療育に対する専門医療・療育等の支援体制は、保健所管轄域のような広域地域内で構築されることにより日常的に得られにくい支援に関するケアの質を追究する必要性や意義があると考ええる。一方日常的に営まれる介護・育児などの支援体制は徒歩圏域、生活圏域、あるいは市町村域のような身近な地域規模の中でケアの質が追究される必要性や意義があると考ええる。例えば市町村の保健福祉事業として行われているB型機能訓練事業において、事業の企画・実施にかかわる市町村保健婦は参加者が会場に歩いて来れる身近さを重視している。参加者が歩いて行動できる地域規模を活動対象とし、療養者に対するケアの質を確保・向上しようとしているものと考ええる。以上の考えにより活動対象とする地域規模とそこで追究されているケアの質との関連を調べることから、地域を単位とする看護判断の特徴を検討する。本研究では保健所管轄域のような広域地域及び徒歩圏域のような身近な地域単位でそれぞれ行われている行政保健婦の地域に対する活動事象及び看護判断を調査する。

3)看護職の活動実践事例を用いて在宅ケアの質及び関連する看護判断を考える

看護職による活動事象の検証を行うことにより、今後の在宅ケアの質を向上させるために重要となる知見を導くことが可能と考ええる。したがって看護職の活動実践事例を基に、在宅ケアの質を考える調査方法を用いる。保健婦が悩みながら取り組んでいる事例、在宅支援に向けての体制づくりの成果の評価をしたいと思っている事例などを素材とする。

4)連携・協働の活動方法が在宅ケアの質に関与していることの検証及び関連する看護判断を明らかにする

療養者・家族の在宅支援にあたり、地域内

の様々なケア機関に所属する支援関係者及び地域住民との連携・協働活動が数多く行われている。看護職が療養者・家族への支援にあたり連携・協働の方法を用いている活動事象を調べることから在宅ケアの質にかかわる看護判断について検討する。

Ⅱ. 報告書の構成

調査1：一保健所管内における経年的な活動実績の積み重ねによる看護判断

過去 30 年間に C 県内の一つの保健所管轄地域で行われた 49 在宅ケア活動事例を調査対象とし、経年的に関連のある活動群を選定し分析対象としたものである（A 群：成人病予防・寝たきり老人への援助に関する 6 活動報告、B 群：健康づくりに関する 8 活動報告、C 群：母子保健体制づくりに関する 6 活動報告、D 群：痴呆性老人への支援体制づくりに関する 2 活動報告）。関連資料の収集、保健婦への面接聴取を行い、活動の積み重ねに伴う看護判断を調べた。

その結果、保健婦は、一定地域内における活動の積み重ねの過程において、ニーズの判断、活動方法選択の判断、活動評価の判断、新たなニーズの判断、今後の方向性の判断を繰り返していることが確認できた。個別の療養者が抱える問題と現行の地域資源・支援体制の問題との照合が基点となり地域支援者と連携・協働すべき課題が形成されていた。活動評価は保健婦が自己の役割を明確にしている判断であり地域ケアの質にかかわることが示唆された。

本調査の A ～ D の活動群別の検討結果は事例分析 A ～ D としてまとめ収録した。

事例分析 A：地域に出向いた保健婦活動方法模索の過程における看護判断～保健婦未設置市町村における成人病対策及び寝たきり老人への援助活動～

事例分析 B：地域ぐるみの健康づくりをめざした活動の展開過程における保健婦の判断

事例分析 C：地域保健法制定後の母子保健体制の基盤作りを目的とした活動の積み重ねにみられる保健婦の判断

事例分析 D：痴呆性老人・家族への支援体制づくりを目的とした活動の積み重ねにみられる保健婦の判断

調査2：広域的地域におけるケアの質と看護判断～障害児療育体制づくりにおける保健所保健婦の活動分析～

保健所管轄域の広域地域を対象に、障害児療育体制づくりを目的に進行中の活動過程に伴う看護判断を活動への参加観察・保健所保健婦への面接聴取により調べたものである。

その結果、追究されていたケアの質とは、障害児の親・家族が児の障害を認識し療育の必要性を理解し、適切な育児・療育環境を整えていけるよう意図するものであった。支援方法は、関係者にそれぞれの立場で専門役割を発揮してもらい相互の協力関係を強化することが意図されていた。広域的地域におけるケアの質の追究は、専門的ニーズ充足と同時に日常的ニーズ充足が合わせて成されていた。また在宅支援における保健所の役割を明確にしようとする考え並びに保健婦としての専門性を高めようとする姿勢が活動の起点となっていることが確認できた。

調査3：徒歩圏域におけるケアの質と看護判断～B型機能訓練事業の展開プロセスにおける看護判断の分析～

徒歩圏域のような身近な地域を対象とした在宅ケアの質にかかわる看護判断について検討したものである。C 市 17 地区の B 型機能訓練事業を対象に地区診断・計画作成・事業実施・評価の各過程に対する保健婦の判断並びに事業成果について保健婦への面接聴取等により調べた。

その結果、開催場所への接近性、日常生活との連続性、安心感・居心地、住民同士の対等な関係性、自己の地域・住民への関心がケアの質に関与していることが示唆された。

調査4:在宅療養支援における連携活動と看護判断～国内文献資料の分析から～

過去5年間・51件の国内文献資料を用いて、地域内の様々なケア機関に所属する看護職が連携の方法を用いて療養者の在宅支援にかかわる活動内容、看護判断、充足されたケアの質の特徴を検討したものである。

その結果、療養者・家族及び近隣者等地域住民の生活の質、地域資源・支援体制の質を充たす上で、連携活動が有効な援助方法であることが確認できた。個別支援への対応において連携が成されると共に、所属機関が持つ専門機能に照らし充足すべき体制整備が判断され組織的な連携が成されていた。

調査5:在宅ケアサービスの質に関わる保健婦の役割を伝える地域看護実習の検討

看護学の基礎概念を構築する学習途上にある看護学士課程学生を対象に、複数の地域ケア提供施設での実習体験に基づくケアの質に関わる学びの内容を調査したものである。看護学の基礎概念を網羅する形で在宅ケアの質向上に関わる看護判断の構造を本研究で追究するための予備的調査として行った。

Ⅲ. 研究組織ならび研究経費等

1. 研究組織

[研究代表者]

宮崎美砂子 千葉大学看護学部
教授 地域看護学教育研究分野

[研究分担者]

平成11～13年度 平山朝子 岐阜県立看護大学
学長

平成11・12年度 井出成美 千葉大学看護学部
助手 地域看護学教育研究分野

平成11・12年度 山田洋子 千葉大学看護学部
助手 地域看護学教育研究分野

平成12・13年度 牛尾裕子 千葉大学看護学部
講師 地域看護学教育研究分野

平成13年度 武藤紀子 千葉大学看護学部
助手 地域看護学教育研究分野

平成13年度 浦奈穂美 千葉大学看護学部
助手 地域看護学教育研究分野

[研究協力者]

以下の方々の協力を得た。

石井仁子

(千葉県安房保健所地域指導課副主幹)

野澤憲子

(千葉県安房保健所地域指導課主任保健婦)

小島玲子

(千葉県安房保健所疾病対策課主任保健婦)

池田典子

(千葉県安房保健所鴨川地域保健センター
地域指導課主任保健婦)

新田祥枝

(千葉県勝浦保健所地域指導課課長)

岡本恵子

(千葉県勝浦保健所地域指導課主任保健婦)

強口喜久江

(千葉県勝浦保健所地域指導課主任保健婦)

山本多喜子

(千葉市保健衛生部保健指導課課長)

桜庭けい子

(千葉市保健衛生部保健指導課係長)

岩井多佳子

(千葉市保健衛生部保健指導課理学療法士)

石川麻衣

(千葉大学大学院看護学研究科大学院生)

2. 研究経費

交付決定額 (千円)

	直接経費	間接経費	合計
平成11年度	1,500	0	1,500
平成12年度	700	0	700
平成13年度	1,000	0	1,000
総計	3,200	0	3,200

3. 研究成果の発表

(学会誌等)

- 1) 牛尾裕子、山田洋子、井出成美、宮崎美砂子：在宅サービスの質にかかわる保健婦・士の役割を伝える地域看護実習の検討、千葉大学看護学部紀要、23、47-51、2001.

(口頭発表)

- 2) 宮崎美砂子、井出成美、牛尾裕子、山田洋子：地域看護実習終了後の在宅ケアサービスの質に関する学生の学びの構成、日本公衛誌、47(11)特、424、2000.

以上

調査1：一保健所管内における経年的な活動実績の積み重ねによる看護判断

事例分析 A 地域に出向いた保健婦活動方法模索の過程における看護判断
～保健婦未設置市町村における成人病対策及び寝たきり老人への援助活動～

事例分析 B 地域ぐるみの健康づくりをめざした活動の展開過程における保健婦の判断

事例分析 C 地域保健法制定後の母子保健体制の基盤作りを目的とした活動の
積み重ねにみられる保健婦の判断

事例分析 D 痴呆性老人・家族への支援体制づくりを目的とした活動の
積み重ねにみられる保健婦の判断

調査1：一保健所管内における経年的な活動実績の積み重ねによる看護判断

井出成美 山田洋子 宮崎美砂子 牛尾裕子 武藤紀子 浦奈穂美 平山朝子
石井仁子 野澤憲子 小島玲子 池田典子 新田祥枝

I. 目的

在宅ケアの質の向上に関わる看護の判断を、地域を単位に構造的に明らかにすることを目的に、一保健所管内における保健婦の在宅ケアに関わる活動における判断の積み重ね方を長期的な時間軸の中で調べ、検討した。

II. 方法

1 調査対象

昭和46年～平成12年の過去30年間におけるC県保健活動業務研究集録（以下業務集録と略す）に掲載されている活動報告の中から、A保健所管轄地域における49活動報告を概観し、活動の積み重ねという観点から関連性があると活動に携わった保健婦が認識している活動群を4群（A群6活動報告、B群8活動報告、C群6活動報告、D群2活動報告、合計22活動報告）抽出した。詳細は図1に示す。

なお、A保健所は、平成9年に2つの保健所（T保健所・K保健所）が統合されてできた保健所である。従って平成9年以前の活動については、統合された2つの保健所における活動両方を対象とした。なお、管轄区域に関しては、T・K保健所の管轄区域を合わせた区域が、現A保健所の管轄区域となっている。

2 調査方法

業務集録に記載された内容の読みとりと、当該活動に従事した保健婦4名への面接聴取、並びに当該活動に関連する資料収集により以下の調査項目を調べる。

なお、調査実施にあたり、調査対象事例の活動に携わった保健婦に対し、研究の目的を説明し、研究協力についての同意を得る。

3 調査項目

1) 活動展開過程において保健婦が把握したニーズ（誰のどんなニーズか）

2) 上記1)の根拠としている保健婦の判断内容すなわち①住民の健康・生活に関する判断内容、②地域の資源・支援体制に関する判断内容
3) 活動方法および活動方法選択に伴う保健婦の考え

4) 活動の成果、すなわち①当事者・家族の反応及び変化、②地域住民の反応及び変化、③地域の資源・支援体制の反応及び変化

5) 活動を通して保健婦に蓄積された判断の内容、すなわち活動に対する自己評価、ニーズに関する新たな判断の内容

4 分析方法

まず、活動群ごとに、複数の活動事例の積み重ねという観点から以下の検討を行う。

1) 活動の積み重ねにみられる保健婦の判断内容の検討

活動事例毎に整理した各調査項目を経時的に検討し、活動の積み重ねという観点から見いだされた保健婦の判断の内容（問題としたニーズ、ニーズの基となっている判断内容、活動方法選択に伴う考え）を、それぞれ記述する。

2) 活動の積み重ねによる成果の検討

活動事例毎に整理した各調査項目を経時的に整理し、活動を積み重ねることによって、どのような成果が得られたかを、活動の対象となった当事者・家族の反応変化、住民の反応変化、関係者・関係機関の反応変化という観点から検討する。

3) 活動の積み重ねを通して保健婦に蓄積された判断の検討

事例毎に整理した各調査項目を経時的に検討し、活動の積み重ねという観点から見いだされた、活動を通して保健婦に蓄積された判断の内容（活動に対する自己評価、ニーズに対する

図1 49活動事例一覧と調査対象とした活動群

[illegible]

新たな判断内容)を記述する。

4) 活動の成果と保健婦の判断の関連の検討

活動の成果(当事者・家族の反応・変化、住民の反応・変化、地域の資源・体制の反応・変化)と、保健婦の判断(ニーズ、ニーズの基となっている判断、活動方法選択に伴う考え)並びに保健婦に蓄積された判断の内容(活動に対する自己評価・ニーズに対する新たな判断内容)との関連について検討する。

5) 4)の検討を通し、活動の積み重ねに見られる保健婦の判断の特徴ならびに地域を単位としたケアの質の確保・向上に関わる看護判断とは何かを考察する。

III 結果

1 活動の積み重ねにみられる保健婦の判断内容の検討(表1に示す)

表1 4活動群における活動の積み重ねによる保健婦の判断内容

活動群	保健婦が対応しようとしているニーズ	左記の基となっている判断内容		活動方法選択に伴う保健婦の考え
		住民の健康や生活	地域の資源や支援体制	
A群	地区住民の死亡率を高めている原因となっている脳血管疾患の発症予防を目指して活動を開始している。活動を重ねるに従って、患者の早期発見や寝たきり患者の生活の質の課題に気付き援助課題としていっている。	気候・生活習慣・風土・産業などの地区特性や循環器死亡率などの統計資料から、地区住民の健康問題を推測。疾患のみでなくその疾患からもたらされる生活の質を判断	町の地区資源の充足状況を判断。また町の担当者の姿勢や考えも判断。また住民をケアする側の職種の活動実態や考えについても把握する必要性を判断。保健婦自身の判断の質についても考慮している。	①成人病対策の方法について、結核管理の方法を応用して、検診、登録と管理を実施。家族単位で管理する方法を重視。 ②脳血管疾患発症後、寝たきりとなって療養する人々の生活の質と、介護者の生活について課題と感じ、保健所管内全体の寝たきり老人の実態調査を実施。把握した実態については、様々な関係者と共有している。 ③在宅療養者への看護援助を進める過程で、保健婦同士の援助の質の差あるいは、判断の差に気付き、援助の質を高めるために、事例検討を実施している。 ④事例の状況を振り返ることで、早期発見や疾病予防の対策の方法を探ろうとしている。
B群	成人病予防対策(特に高血圧)の必要性及び在宅療養者支援の必要性から、地域ぐるみで健康づくりを推進する必要性を見出し、その一手段として健康推進員の育成及び活動の活性化を目指す必要がある。	①健診結果、人口動態から統計的に高血圧対策が必要であるという健康問題 ②農村地帯ということから住民の生活実態、健康への意識	①地域の住民が利用できる医療機関、交通機関が不足していること ②区長、婦人会、及び健康推進員といった協力者の状況	①実態の把握 ②関係者と連絡を密にとり連携を重視すること ③現在援助を必要としている者への支援と同時に予防を重視すること ④住民生活にかかわる関係機関と連携すること
C群	地域保健法体制下での保健所保健婦の役割として、専門相談を通した管内地域の母子保健体制の基盤づくり、保健所専門相談の周知及び他機関との連携強化の必要性を判断	在宅療養障害児とその保護者の集団療育の場の確保、個々の持つ問題の多様性や困難さ等の詳細なニーズ	①各種健診後のフォローとしての保護者への専門的助言、医療機関へのルート作りを担う相談事業への市町村からの求め ②障害を持つ子供のための総合相談窓口への強い要望、支援ネットワークの充実の必要性	①当事者の抱えるニーズを援助を通して直接捉える方法を選択 ②市町村の持つ課題を直接出向いて把握する手段を選択 ③自分の活動を常に振り返ることを重視。自ら支援を行ったときの意図や判断を明確にする事例検討の方法を選択 ④保健所に求められる役割および当事者の持つ問題について関係機関の理解や共有を図ることを重視し、保健所保健福祉サービス調整会議を活用 ⑤各機関が主体的に関われるようになることを明確に意図し、関係機関の実態に即して誰にどのようにかかわる必要があるのかを判断するように変化
D群	①早期の相談的対応 ②専門医療相談体制の確保 ③福祉サービスの適用対象の拡大 ④支援機関の役割機能発揮 ⑤地域全体に及ぶ療養支援体制づくり(④・⑤は①～③のニーズへの対応を通して新たに課題として見出されたニーズである)	個別状況の把握(本人)不快と思われる生活状況、意欲の低下、QOL、本人が消耗する心身の症状の出現 (家族)介護者の心理的・身体的な介護負担状況	①事例の個性に依拠した外部支援サービス内容の対応性、サービス利用対象としての適用性、サービスの活用性の確保 ②①をふまえ、地域全体におけるサービスの連続性、責任性、一貫性の確保。問題の早期発見・支援体制の確保。専門的、日常的サービス体制の確保。	①実態の把握(当事者のニーズ把握ならびに関係者のニーズ把握)、関係者との事例検討による問題の共有および連携強化 ②どのような意図で活動を進めるかについて保健婦間で話し合い、意図を共有して実践に臨み、その成果の評価を行う ③関係支援機関の質の評価をしながら活動を進める ④所内の各課の保健婦が協力してそれぞれの持つ力を活用する

1) 保健婦が対応しようとしたニーズとその基となった判断内容

地域保健法施行以前の活動群A群とB群では、統計資料や気候風土、住民の労働生活実態などの情報から、成人病予防対策の必要性を判断している。B群では、さらに、地区住民の主体的な健康問題への取り組みや地域ぐるみの健康づくり気運の向上をはかる必要性を判断している。

A群・B群とも、地区住民の利用できる地域資源（特に医療機関）の充足状況や活用状況を判断根拠としている。特に、A群では、町の衛生担当者や家庭奉仕員などの職員の活動内容や仕事への姿勢や考えについても判断根拠としている。またB群では、区長、婦人会、健康推進員など住民側の協力者の考えや状況を判断している。

一方、地域保健法制定以降の活動群C群・D群では、在宅療養障害児や痴呆性老人など、対策が遅れがちな、より援助の必要性が高いと思われる対象のニーズを捉えようとしている。またこれら当事者のニーズのみでなく、これらの当事者を支える側の立場にある市町村保健婦や、保健福祉施設の従事者が抱える課題についても判断し、保健所としてこれらの従事者にどのようにかかわる必要性があるかを判断している。

2) 活動方法選択に伴う保健婦の判断

A群からD群に共通して確認できる活動方法選択に関わる判断として、まずひとつには、健康課題を抱える当事者のニーズを直接生活を捉えることを通して把握する方法を重要視していることである。どの時代においても、看護専門職である保健婦が基本的な活動方法として大切に考えていることがわかった。次に、捉えた援助ニーズや健康課題を、さまざまな関係者と共有し、ともに対策を考えていけるような体制を整えることを重要視していることである。特に地域保健法制定後のC群・D群では、これら関係機関のさま

ざまな従事者が、主体的に住民の健康課題に取り組めるようになることを明確に意図し、そのために誰にどのように働きかけるかといった具体的な対策をたて、話し合いや共有の機会を作るなどの活動方法を選んでいった。

また、A群・C群・D群では、保健婦自身の活動を常に自己評価し、自らの判断力や援助の質を向上させるための、事例検討会や活動の振り返りの機会を意図的に持つことを重要視していた。

2 活動の積み重ねによる成果の検討（表2に示す）

1) 当事者・家族の反応・変化

検診を受診する、健康教育に参加し行動変容を起こすなど、保健婦の援助によって、セルフケア力が高まる変化に加え、活動の積み重ねによって、健康教育等の保健事業に意見や要望を表出するようになるなど、主体的に自分たちの健康について考え行動できるような成果も現れている。

寝たきり老人や障害児、その家族等、在宅で療養生活する対象者の、抱えるニーズが明らかになり、そのニーズへの対応を重ねるにしたがって、不安等の軽減などの効果があらわれ、それに伴い、これらの人々が、主体的に問題解決に向かい、行動できるような変化が現れてきている。

2) 地域住民の反応・変化

健康を害したらおしまいというあきらめの意識が変化し、自分たちの健康を自分たちで守り増進させていくという意識ができてきている。

3) 地域資源・支援体制の反応・変化

A群・B群では、成人病対策として実施した検診等の保健事業が充実していき、より住民のニーズに合ったものに変化した。

また、さまざまな関係機関との協力体制や連携が強化された。

これに加え、C群・D群の活動の積み重ね

により、関係機関の従事者等が、主体的に
援助を要する人々の問題解決にむけて、取

り組めるようになるという変化が現れてき
ている。

表2 4つの活動群における活動の積み重ねによる成果

活動群	活動の成果		
	当事者・家族の反応、もたらされた変化	それ以外の住民の反応・変化	地域資源・支援体制の反応・変化
A群	検診受診者の登録管理と援助によって、早期に適切な医療が受けられるようになる者が増えた。 多くの者に共通する健康問題に対しては集団教育などの手法も取り入れていったところ、受講者間の相互作用による効果が見られた。 寝たきり老人の実態調査によって、本人の気持ちや生活実態、介護者の課題が明らかになり、対策の必要な課題が見えてきた。	保健婦が地区に出向くことによって、保健婦の役割を認識するようになった。 寝たきりになったらおしまいというあきらめの考えが変わって来つつある	成人病検診は、年々積み重ねていくに従って、内容が充実し、事後指導も充実していった。 寝たきり老人を援助する家庭奉仕員の活動の町村による差や、町保健婦や医療機関との連携の実態が明らかになった。
B群	健診受診者、健康教育参加者が増加し、これら保健事業への意見や要望が出されるようになった。 住民自身が健康問題を考え、解決策を見出そうとする姿勢が見られるようになった。	住民の中にキーパーソンとなる人が誕生した	区長、婦人会等、既存の地域組織役員が協力者となり、住民の中から誕生した健康推進員も協力者となっていった。 医療機関、市役所、農協、普及所といった関係機関との連携、協力体制の強化、充実
C群	障害児とその家族の不安の軽減と、主体的な問題解決行動の促進、障害児と家族のグループの中でのリーダーシップの発揮		事例に対応した支援を通して、地域の医療機関や学校などの関係機関の関係者の主体的な問題への取り組みへの変化があった
D群			管内の全在宅介護支援センターの痴呆性老人への支援に対する基本姿勢の共有 痴呆性老人に対する相談対応機関としての在宅介護支援センターのあるべき姿を在宅介護支援センター自体が明確にしつつ主体的に活動を進めていけるようになる

3 活動の積み重ねを通して保健婦に蓄積された判断の検討（表3に示す）

A群では、当事者のニーズに関わる蓄積された判断としては、世帯単位でのニーズの把握の必要性和、当事者に関わる周囲の人々の意識に働きかける必要性和があった。

活動方法に関わる判断では、「町関係者と共同して活動を進めていくこと」、「集団指導では、住民同士の相互作用をうまく引き出すこと」、「家族単位で援助していくこと」、「一人一人の事例への援助の反応から、次の活動方針を描いていくこと」の有用性について、判断を蓄積していた。

また、常に保健婦自身の行動の評価をしていく事の必要性を判断していた。

B群では、活動方法に関わる判断として、A群と同様に、活動しながら、そのつど、対象の反応を捉え、その成果を確認しながら次の活動方針を立てることが重要であることという判断を積み上げていた。

また、保健婦自身の活動の振り返りをするこの重要性に関する判断も、A群と同様であり、蓄積されている判断であった。

C群は、地域保健法体制になって直後の活動群であるが、保健所、市町村双方の役割に関する判断を蓄積している。すなわち、「保健所と市町村が互いに自立することが必要であること」、「保健所の役割として、広域的な調整や専門的な相談事業の強化が求められていること」、「求められている専門相談を通して互いの機関を結びつけ、支援体制を構築すること」「保健所内での他課と協力することの必要性」等を、これらに関わる判断として蓄積していた。

母子保健活動を具体的な課題にして、管内の支援体制を構築する活動に取り組み、その中で、これまで大きく表面化してこなかった、在宅障害児とその家族の抱える援助ニーズに関して、より具体的な判断を蓄積している。

また活動方法に関する判断では、保健、医療、福祉、教育という多分野と連携をとることが重要であること、そのためには、「関係機関への協力や情報を得る上で、誰に説明することが重要か」「基盤づくりには課題について関係機関自身が問題視することが大切であり、そのため情報の共有化に向け、当事者の声を聞く場や話し合う場を設け、課題を表出させ解決方法を見出せるようなかわ

り」が重要であるという判断を蓄積していた。

D群では、特に活動方法に関しての判断で、C群と同様に、「事例を通したニーズの把握ならびに事例検討の実施により、支援機関の問題意識の喚起ができること」「各支援機関の固有の機能の確認、役割発揮のための自助努力の促しの喚起が重要であること」という判断を蓄積していた。

表3 4つの活動群における活動の積み重ねによって保健婦に蓄積された判断の内容

活動群	保健婦・士に蓄積された判断の内容
A群	家族単位に問題を捉え援助していく方法の適切さについて、活動を積み重ねることにより確認している。 町関係者と協力して活動していくことの有用性を確認している 個々への援助だけでなく、周囲の住民の意識を啓発していく必要性を確認している 住民同士の相互作用による健康教育の効果について確認している ひとりひとりの事例の事実から、ニーズを導き出し、活動の方針を立てることを重視する考えを一貫して貫いている。 常に、保健婦自身の活動のあり方を追究し、事例から学び取ろうとする姿勢がある。
B群	検診、事後指導等の活動を通して、住民の健康問題、生活実態、意識や考え方の把握 活動成果により活動方法の検討 保健婦活動の基本と自分自身の照らし合わせ
C群	保健所と市町村が互いに自立することが必要 保健所の役割として、小規模町村では対応が困難なことについて保健所での広域的な調整や専門的な相談事業の強化が求められる 支援体制の方針を模索する中で、障害児の問題など具体的な健康問題やニーズを判断 在宅障害児と家族への支援において、できるだけ早期から共に考える姿勢で個別支援することが重要 障害の受容は、ニーズが満たされることによりもたらされ、障害の受容ができてから主体的に療育に取り組めるよう支援することが必要 在宅療養を継続するための地域資源の連携による支援体制の必要性。その構築には事例を通した働きかけが有効。 医療、福祉、学校、保健という多分野と連携をとることによる幅広い母子保健活動の展開が可能 保健所の役割として求められている専門相談を通して互いの機関を結びつける機能が発揮できる 連携を図る上で「関係機関への協力や情報を得る上で、誰に説明することが重要か」「基盤づくりには課題について関係機関自身が問題視することが大切であり、そのため情報の共有化に向け、当事者の声を聞く場や話し合う場を設け、課題を表出させ解決方法を見出せるようなかわり」が重要である。 保健所内での他課と協力することの必要性
D群	事例を通したニーズの把握ならびに事例検討の実施により、支援機関の問題意識の喚起、各支援機関の固有の機能の確認、役割発揮のための自助努力の促しが喚起できる

4 活動の成果と保健婦の判断との関連の検討

A群における活動の成果と保健婦の判断との関連を述べる。成人病検診とその事後指導の充実に向けた活動では、①受診者の増加②要精密検査者の医療機関への受療の促進③在宅療養者の看護援助による社会復帰④家庭看護教室による患者や家族への励ましの促進⑤糖尿病教室による日常生活における行動変容の促進という成果があった。これらの成果には、家族を単位として健康課題を把握し対応していくことを重視した活動方法の選択にかかわる保健婦の判断が関わっ

ていた。すなわち、家庭内で療養している患者の発見と、家族全体を視野に入れた援助により上記の成果が導けた。また、業務量と効果的な援助を考慮した活動方法に関わる判断により集団教育を実施し、これにより、すでに述べた④の成果が現れた。この成果によって、保健婦は、患者の意欲回復のためには患者同士の相互の働きかけが有効であるという判断を蓄積し、次の活動へと活かしていた。また、活動全体を通して、地域の資源の従事者の活動実態や考えに着目し、これらに関する判断を行っている。このことは、地域の寝たきり老人の生活実態の調査を実施し

た際、同時に各市町村の家庭奉仕員の活動の実態や仕事への考えに関わる調査を実施するという活動に反映されている。これにより、市町村による家庭奉仕員の派遣される対象の範囲や活動の内容、市町村保健婦と家庭奉仕員の連携の実態などが明らかになり、保健所保健婦としての活動の課題を明確にできていた。

B群における活動の成果と保健婦の判断との関連を述べる。①住民のセルフケア力が高まった②地域住民の中に協力者となる区長、婦人会等地域組織役員や健康推進員の意識や行動が高まった③関係機関関係者の理解協力が高まったという3点の成果には、「成人病予防のために高血圧対策が必要であるという住民のニーズに関する判断」、「住民の生活実態や意識から健康問題を明確にし、個別のかかわりを重視するという活動方法に関わる判断」が関連していた。

C群における活動の成果と保健婦の判断との関連では、まず、地域保健法による機構改革を、保健所保健婦の活動を見直す機会と捉える判断が出発点となり、市町村の担当者からの実態や要望の調査によって、障害児とその家族の具体的なニーズを把握でき、交流の場の確保という成果を、また、統計資料の分析をすることにより、周産期の母子の問題を捉え、管内医療機関との連携の必要性に関する共通認識を得るという成果をもたらしていた。

また、一緒に考えるという援助の姿勢に関わる保健婦の判断や、障害児の家族の障害の受容の状況に関わる判断によって、当事者の主体性を促す援助がなされ、不安の軽減、医療機関との関係構築、管外サービス利用の実現、障害受容、他の障害児への支え手としての役割発揮等の成果が導かれていた。

さらに、当事者の抱える問題を関係機関と共有することが重要という保健婦の判断によって、共有の場が確保され、地域資源の利

用範囲の拡大、関係機関同士の情報交換の円滑化、医療機関医師の保健所事業への協力、新たな地域資源の仮設置、サービス内容の改善などの成果が得られていた。

また、関係機関との連携による成果は、さらに、保健婦が関係機関と協力して問題に取り組む必要性に関する判断を蓄積することにつながり、より具体的に誰に働きかけるべきかという判断を導く結果となり、その判断により主体的に取り組めるような働きかけの結果、関係機関の関係者自身が各機関で協力して取り組むことの必要性を認識するという成果につながった。

D群における活動の成果と保健婦の判断との関連では、痴呆の問題に関して、①早期相談的対応に向けての関係者の意識・支援体制の変化②専門相談窓口体制の確保③市町村の福祉サービスの適用者枠の拡大④家族支援についての支援関係者同士の基本姿勢の共有化および伝達活動の変化による療養・介護の継続の変化という成果には、「保健婦の個別の援助過程や地域資源の現状調査を通しての地域単位で取り組みが必要なニーズに関わる判断」、「地域単位で取り組みが必要なニーズに対する支援関係者との事例検討を通じた在宅支援の基盤作りを推進する判断」が関連していた。

また、⑤在宅介護支援センターとしてのあるべき姿の認識形成⑥痴呆性老人に対する支援技術についての学習行動の変化という成果には、「保健所管内の在宅介護支援センター全体の機能が高まることが重要である」という保健婦の判断が関連していた。

IV 考察

1 活動の積み重ねにみられる保健婦の判断の特徴

1) ニーズに関する判断

活動の成果をもたらした活動の基点には、個別事例の問題の詳細な検討を通して実態

を把握し、地域で取り組むべき課題を明らかにする判断があった。このニーズの判断に際して保健婦は、「現実を見て、対象者に対峙して判断する」という考えを重視していた。例えば、活動に着手するきっかけにしたニーズが、統計資料などを根拠にしたものであっても、活動を進めるにしたがって、住民の生活の中に深く入り込み、人々の生活感覚や価値観、健康への取り組みの姿勢などを把握し、生活実態を具体的に把握することにより、より生活にかかわる援助ニーズの判断へと変化してきていた。

また援助ニーズをもつ対象者の把握に関しては、活動初期には、「要援助者が潜在しない」ことを重視し、援助ニーズを持つ人々の発見に重点をおいている。活動を積み重ねることによって、共通の健康課題を持つ人々の存在や、疾患を発症するリスクをより高く持っている人々の割り出しなど、保健婦が重点的にかかわるべき対象を絞込み、これらの対象により深くかかわろうとする判断が生じているという特徴があった。

個別の事例の抱える課題の判断の内容には、生物学的な健康状態や生活状況などの内容に加え、現行のサービス・制度の対応性・満足の充足性、有益性活用性が含まれており、それらから、地域全体で取り組むべき課題を明確にしていた。つまり、個々の抱える健康問題等の援助ニーズと、それらを解決に導くための現行のサービスや制度に関わる判断を並行させ、それらを照らし合わせることによって、地域内の支援関係者が提供するサービスの連続性や一貫性、問題への早期対応性、ならびに専門的・日常的なサービス体制の確保等、支援関係者側と共に取り組んでいく必要性の高い課題を明確にしていた。

2) 活動方法選択に関する判断

活動群 A で確認できるように、活動方法の模索の段階では、それまで効果をあげている活動方法を応用するなどの考えで活動を展

開しているが、保健婦は特に、家族単位に健康問題を把握し、家族単位で援助していくという考えを重視していた。この考えは、保健婦自身、活動を積み重ねるに従って、非常に重要であることを再確認する結果となっている。家庭に援助を提供するきっかけとなった健康問題がどのようなものでも、それをもとに、家族員の健康を捉え、発見できた課題に対応していくという活動スタイルが活動の積み重ねによって定着していつている。

家族単位で問題を捉え対応していくと、次にどのような問題に対応していかなければならないかが明らかになり、また、同様の問題を抱える家族が他にもあるのではという発想に結びつく。このようにして、保健婦は、援助ニーズの潜在化を防ぎ、より援助の必要な対象とその課題をは何かを明確にし、それに対応する活動方法を判断し工夫していく過程があり、保健婦の判断の特徴と考えられた。

保健所保健婦として、課題への取り組みを推進させるために、活動にかかわるさまざまな支援関係者と問題を共有し、共に考えながら、活動方法を作り上げていくという考えを重要視し、そのための活動方法として事例検討が多く用いられている。活動を積み重ねるに従って、具体的に誰にどのように協力を求めるかという判断が、支援体制づくりを効果的に進めるうえで重要であることを認識していた。また、活動の積み重ねにより、支援関係者個々人の認識・行動の変化から、支援機関としてのあるべき姿を組織的に追究する主体性が生まれる変化が確認でき、保健婦の判断は、支援関係者個々人の認識行動を判断することに留まらず、地域において支援関係者の所属組織が有する固有の機能・役割が十分発揮されることを重視するものと考え

3) 保健婦自身の活動に関する評価・判断

活動の積み重ねの過程では、保健婦自身の能力を査定したり、保健婦活動の原則との照

合により活動の適否を判断するという特徴が確認できた。保健婦・士は、新たな活動体制におかれるたびに、自らの役割や専門性の本質について考え、それらを発揮する方法について模索し、地域住民にとって必要な支援活動を作り出してきているという指摘がある¹⁾。今回の対象となった保健婦の活動では、保健婦自身の活動に関する評価・判断は、全活動群で確認できた判断であったが、特に地域保健法制定後、積極的に自らの役割の本質を問い直そうとする考えが明確に現れていた。これらの判断は、保健婦の内面に積み重ねられる判断であるので、保健婦が他の地域を受け持ったり、他の活動に従事しても、活用されていく判断であると考えられる。

4) 判断の積み重ね方の特徴

活動の積み重ねの過程で、「ニーズの判断」「活動方法を選択する判断」「活動を評価する判断」「新たなニーズの判断」「今後の方向性の判断」を繰り返していることが確認できた。これは、看護専門職として必要な能力とその活動過程である²⁾。この過程で、それぞれ保健婦がどのような判断をしたかという内容が重要であることを再確認した。

2 地域を単位としたケアの質の確保・向上に関わる看護判断

1) 地域を単位としたケアの質の確保・向上の基盤となる看護判断

(1) 対象に対峙して捉えるニーズの詳細な判断

さまざまなニーズを持つ当事者やその家族に成果をもたらしていた判断において、対象に対峙して直接捉えるニーズの詳細な判断が、すべての活動において、最も基盤となる重要な判断であると考えた。

(2) 対象の主体的な取り組みの必要性に関する判断

全活動群を通して保健婦は、関わりを持つすべての人々、それは、健康課題を持つ援助

の対象者のみでなく、地域住民全体や、支援する側の関係者も含むが、これらの人々の、個人のセルフケア力や家族内のケア力、そして主体的な行動をとる意識の高揚を図ることを重視した判断を行っていた。このように、保健婦は、看護専門職として、住民一人一人や家族内のケア力の向上を意図し、看護専門職としてこれらの力を向上させるための援助について判断していた。

また、これらの主体的な取り組みを促すには、まずニーズの充足が不可欠であることを判断していた。これは援助を要する当事者のみならず、支援する側の関係者に関しても同様であった。

これら保健婦の活動の積み重ねによって、住民たちのセルフケア能力や健康への意識の変化があり、地域を単位としたケアの質の確保・向上の基盤として、住民のセルフケア力や家族内のケア力の向上が重要であることがわかり、そのために保健婦の看護専門職としての判断が貢献していることを確認した。

(3) 地域資源・支援体制にかかわる看護判断

保健婦が、住民の援助ニーズを探ったり、把握したニーズに対しどのような活動方法を選択するかを模索したりする際には、常に、医療・福祉・保健各分野の地域資源が、どのような利用のされ方をしているか、これらの資源にかかわっている、医師・福祉職などの関係者はどのような考えをもっているか、援助の必要な当事者のニーズをどのように捉えているかなどといった、地域資源関係者の考えや意識や姿勢を判断の根拠としていた。その上で、効果的な共同の活動方法を探り、共に考えながら活動を進めていきながら、その過程で、これら関係者の意識を向上させたりさらに前向きに住民のニーズに応えていく姿勢を育てたりといった判断が活動を通じて確認でき、このことによって、地域のケアの質の確保・向上を目指していた。

また、支援体制づくりにあたっては、「受け皿」としての機能から、「ネットワーク」としての機能へと、一方向性の支援ではなく、当事者を含めた双方向性の協働による地域の支援体制づくりを念頭においていた。このような、地域資源や支援体制に関する保健婦の考え方が、地域を単位としたケアの質の確保・向上の基盤となっていることが確認できた。

地域内のケアは、地域資源・支援体制の連続性・一貫性・柔軟性・日常性・専門性・総合性・協働性・責任性が増すことによって、その質の保証がなされ、それらに関する看護判断が重要であると考ええる。

2) 地域を単位としたケアの質の確保・向上を着実に効果的にするための看護判断

(1) 保健婦自身の活動の自己評価

保健婦自らの判断の適否や適切性について、保健婦集団の中で検討し、全員の判断力の向上を目指して自己評価することの重要性に関する判断は、地域を単位としたケアの質の確保・向上をもたらす活動を生み出す判断として重要な判断であった。地域のケアの質の確保・向上において、保健婦の判断がそれを左右することを認識し、専門職者としての責任を果たそうとする判断であり、地域のケアの質の確保・向上にかかわる看護判断のき

わめて重要な一つの過程と考える。

(2) 関係者との連携・協働に関わる判断

様々な支援関係者との連携・協働による支援体制づくりのためには、「課題について支援する側の関係者自身が問題視することが必要で、そのためには、課題をもつ当事者の声を聞く場を設け、課題の表出と解決方法を見出せるかかわりが必要」という判断が重要であり、支援関係者が主体的に取り組めるようにするための保健所保健婦のかかわりに関する判断が、地域のケアの質の確保・向上を確実にするための重要な判断であることを確認した。

V 引用文献

1) 宮崎美砂子、井出成美、山田洋子、高屋順子、平山朝子：生活の質に対する行政保健婦・士の接近方法. 千葉大学看護学部紀要、32、23-28、2001.

2) 井上幸子、平山朝子、金子道子編：看護学大系 6 巻看護の方法[1]、日本看護協会出版会、3、1993.

VI 参考文献

1) 平山朝子、宮地文子編：公衆衛生看護学大系 1 公衆衛生看護学総論 1、日本看護協会出版会、1993.

事例分析 A：地域に出向いた保健婦活動方法模索の過程における看護判断

～保健婦未設置市町村における成人病対策及び寝たきり老人への援助活動～

井出成美

I. 目的

保健所が管轄する一定地域内において、保健婦未設置の町への保健所保健婦の成人病対策を軸とした活動と、管内全体の寝たきり老人の生活実態調査とその後の援助活動を対象に、その間に積み重ねられた保健婦の判断について検討する。

II. 方法

1 調査対象

昭和 46 年～平成 12 年の過去 30 年間における C 県保健活動業務研究集録（以下業務集録と略す）に掲載されている活動報告の中から、A 保健所管轄地域における 49 活動報告を概観し、活動の積み重ねという観点から関連性があると活動に携わった保健婦が認識している活動群を抽出した。本報告は、昭和 49 年から 53 年までの間に実施された、保健婦未設置町における成人病対策に関わる活動 3 活動事例と、昭和 60 年から 63 年に実施された、管内の寝たきり老人の生活実態調査とその後につづく援助活動の 3 活動事例を調査対象とする。調査対象とした活動事例の概要は表 1 に示す。

2 調査方法

業務集録に記載された内容の読みとりと、当該活動に従事した保健婦 4 名への面接聴取、並びに当該活動に関連する資料収集により以下の調査項目を調べる。

なお、調査実施にあたり、調査対象事例の活動に携わった保健婦に対し、研究の目的を説明し、研究協力についての同意を得る。

3 調査項目

1) 活動展開過程において保健婦が把握した

ニーズ（誰のどんなニーズか）

2) 上記 1) の根拠としている保健婦の判断内容すなわち①住民の健康・生活に関する判断内容、②地域の資源・支援体制に関する判断内容

3) 活動方法および活動方法選択に伴う保健婦の考え

4) 活動の成果、すなわち①当事者・家族の反応及び変化、②地域住民の反応及び変化、③地域の資源・支援体制の反応及び変化

5) 活動を通して保健婦に蓄積された判断の内容、すなわち活動に対する自己評価、ニーズに関する新たな判断の内容

4 分析方法

業務集録に掲載されている報告ごとの活動事例別にまず検討し、次いで調査対象とした、複数の活動事例について、経時的に活動の積み重ねという観点から検討する。

1) 保健婦の判断の検討

(1) 活動事例ごとの判断の検討

活動事例毎に、保健婦が把握したニーズ、ニーズの基となっている判断内容、活動方法選択に伴う考えについての調査項目を整理する。

(2) 活動の積み重ねにみられる判断の内容の検討

事例毎に整理した各調査項目を経時的に検討し、活動の積み重ねという観点から見いだされた保健婦の判断の内容（問題としたニーズ、ニーズの基となっている判断内容、活動方法選択に伴う考え）を、それぞれ記述する。

2) 活動の成果の検討

(1) 活動事例ごとの成果の検討

表1 活動事例の概要

昭和49年	題目	【活動事例A-1】白浜地区における脳卒中对策の実際～保健所保健婦地域活動として～
	活動目的	脳血管疾患の高リスク者を発見し、医療に結びつける。 現在治療中の脳卒中既往者の再発作の予防 寝たきり患者および家族への援助 機能障害のある患者への援助
	活動内容	保健婦未設置町への保健所保健婦による地区活動(循環器検診の事後指導と在宅療養者への援助)
昭和52年	題目	【活動事例A-2】白浜町における保健婦活動の実際(第4報)
	活動目的	脳卒中の防止指導 現在治療中の脳卒中既往者の再発作の予防 機能障害のある患者への援助 同一世帯内における他疾患への指導
	活動内容	保健婦未設置町への保健所保健婦による地区活動(循環器検診の充実と在宅療養者への援助) ・成人病検診による要指導ケースの把握 ・要指導者の登録と管理 ・精密検査の実施 ・家庭訪問による個別指導・家族管理 ・衛生教育 ・家庭看護教室 ・栄養調査
昭和54年	題目	【活動事例A-3】白浜町における糖尿病教室の試み
	活動目的	糖尿病予備軍である尿糖異常者への食事療法の普及
	活動内容	保健婦未設置町への保健所保健婦による地区活動(循環器検診で発見された糖尿病患者への教室実施) ・一次検診の結果、尿糖(+)以上の者に対し、糖負荷試験を実施 ・糖尿病教室の開催
昭和61年	題目	【活動事例A-4】館山保健所の保健婦活動を考える～在宅寝たきり老人の実態調査を通して～
	活動目的	在宅寝たきり老人への保健婦の役割の再確認 在宅ケアのネットワークづくり、寝たきり老人発生予防の対策を考える。
	活動内容	管内全域における在宅寝たきり老人の実態調査 事例検討会の実施(所内保健婦研修会、管内保健婦研修会、日本看護協会安房地区支部看護研修会) 家庭奉仕員への面接調査
昭和62年	題目	【活動事例A-5】家庭訪問における情報収集と記録について～在宅寝たきり老人に対する家庭訪問事例の検討を通して～
	活動目的	訪問継続の要否を決める判断に、保健婦間の違いがある原因を探る
	活動内容	在宅療養者1事例への援助の検討(保健婦の援助上の判断の的確性と記録への情報の残し方の的確性について検討)
昭和63年	題目	【活動事例A-6】寝たきり0を目指して
	活動目的	脳卒中の発症予防 寝たきり発生の予防
	活動内容	昭和62年度新規寝たきり者訪問から、原因が脳卒中による者の発症までの経過、発症から寝たきりまでの経過等を分析

活動事例毎に、活動の結果、どのような成果が得られたかを、活動の対象となった当事者・家族の反応・変化、住民の反応・変化、関係者・関係機関の反応・変化という観点から整理する。

(2) 活動の積み重ねにみられる成果の検討

活動を積み重ねることによって、どのような成果が得られたかを検討し、上記と同様の観点から整理する。

3) 保健婦に蓄積された判断の検討

(1) 活動事例ごとに蓄積された保健婦の判断の検討

活動事例ごとに、活動を通して保健婦に蓄積された判断の内容、すなわち活動に対

する自己評価、ニーズに対する新たな判断の内容についての調査項目を整理する。

(2) 活動の積み重ねを通して保健婦に蓄積された判断の検討

事例毎に整理した各調査項目を経時的に検討し、活動の積み重ねという観点から見いだされた、活動を通して保健婦に蓄積された判断の内容(活動に対する自己評価、ニーズに対する新たな判断内容)を記述する。

4) 活動の成果と保健婦の判断との関連の検討

活動の成果(当事者・家族の反応・変化、住民の反応・変化、地域の資源・体制の反応・

変化)と、保健婦の判断(ニーズ、ニーズの基となっている判断、活動方法選択に伴う考え)並びに保健婦に蓄積された判断の内容(活動に対する自己評価・ニーズに対する新たな判断内容)との関連について検討する。

5) 4) の検討を通し、活動の積み重ねに見られる保健婦の判断の特徴ならびに地域を単位としたケアの質の確保・向上に関わる看護判断とは何かを考察する。

III 結果

1 保健婦の判断の検討(表2に示す)

1) 活動事例毎にみられた判断

(1) 対応しようとしたニーズ並びにそのニーズの基となっている判断

活動事例 A-1、A-2 では、統計資料などから脳血管疾患発症者が多い事を判断し、その発症予防をニーズとして対応しようとしていた。その背景には、県が成人病対策事業を実施していた事も影響していた。また、検診の事後指導をする中で把握できた家族員の様々な健康課題についても対応しようとしていた。

活動事例 A-3 においても、脳血管疾患の発症予防というニーズに対しては引き続き対応しているが、検診を受けた者の中で、尿糖異常者が2%いる事に着目し、糖尿病の予備軍ととして対象をピックアップし、食生活の改善等自己管理能力の向上に対応するなど、対象・課題とも、より具体的に判断し対応していた。

活動事例 A-4 では、寝たきり老人の生活上のニーズを明確にする目的で、生活実態把握の必要性を判断していた。また、活動事例 A-6 では、脳血管疾患が原因でねたきりとなった50名への調査から、寝たきり予防を重視して対応しようとして判断していた。

(2) 活動方法選択に伴う保健婦の考え

活動事例 A-1 では、S町における成人病対策を進める上での保健婦の活動方法を摸索していた。町の開業医の協力が得られるという

ことから、循環器検診を実施し、その後の事後指導について、要指導者を登録し、世帯単位で管理していくという方法を選択した。この方法は、それまでの結核対策で行っていた方法を応用して実施したものである。また、家族内の他の健康問題をも総合的に把握し、対応していこうとする考えを重視していた。

活動事例 A-2 では、A-1 に引き続いて、世帯単位の管理・指導を実施しているが、登録者の増加により、家庭訪問できない世帯も現れるようになった。そこで、共通する指導課題に関しては、対象者を集め、集団指導の方法を試みるようになっていく。活動事例 A-3 では、対象者を、糖尿病患者及び糖尿病予備軍に絞り、集団教育による、自己生活管理力の向上を目指した活動を実施している。

活動事例 A-4 では、寝たきり老人の生活実態を正確に把握する必要性を判断して、管内全域の寝たきり老人の実態調査を実施している。この調査の方法としては、家庭訪問による面接調査を選択している。直接家を訪ねる事により、生活実態を具体的に捉える事、また実際に援助が必要な事項を捉えられたらすぐに援助できる事を重視していた。また、寝たきり老人を援助する社会資源のひとつである家庭奉仕員の活動実態を把握する必要性を判断し、8町村の10名の家庭奉仕員に面接調査を実施した。調査結果については、町村保健婦関係機関の他職種と共有する事が必要と考え、研修会や事例検討会を開いて、共有の場を持つ必要性を判断している。

活動事例 A-5 では、寝たきり老人への援助にあたって、保健婦間の判断力の差を少なくし、質の良い援助を提供できるようにしていく責任を、保健婦自ら感じ、力量向上を図ろうとする判断があった。そのために、事例検討を行い、援助の振り返りを行っている。

活動事例 A-6 では、寝たきり老人の発生を予防するために、脳血管疾患が原因で寝たきりとなった50名の振り返り調査を行い、寝

表2 保健婦未設置市町村における成人病対策及び寝たきり老人への援助活動にみられる保健婦の判断

活動事例	保健婦が対応しようとしているニーズ	左記の基となっている判断内容		活動方法選択に伴う保健婦の考え
		住民の健康や生活	地域の資源や支援体制	
A-1	・脳血管疾患の予防 ・検診の事後指導を実施する中で発見された家族員のニーズ（現在治療中であるが過去に脳卒中をおこした人の再発作の予防、寝たきり患者及び家族への援助、機能障害のある患者への援助）	四季を通して温暖なので、労働過重となりがち 心・血管疾患死亡率が管内全体に比べて高率	医療機関が不足 S町は市町村保健婦が未設置。比較的保健婦が入っている地域だった。 県として成人病対策事業を実施していた	県の大きな柱である成人病対策を進める上で、保健婦としての活動方法を模索していた。家庭訪問以外の方法として、検診実施後の全世帯管理という方法を試みた。 町役場、町開業医（3名）の協力の基に全部落を13会場に分け、40～64歳の血圧検診（血圧測定・尿蛋白・糖検査）実施。精密健診は、地元の開業医を受診するよう勧めた。 町を4ブロックに分け、4人の保健婦が分担。全世帯を家族ホルダーを作成して管理。この地区は、男性は漁師、女性も海女など外で仕事をする。家族全体をみていくことが必要と考えた。管理方法は、部落別、病類別に区分し訪問緊急度はシグナルで区分している。
A-2	・脳血管疾患の予防 ・検診の事後指導を実施する中で発見された家族員のニーズ（現在治療中であるが過去に脳卒中をおこした人の再発作の予防、機能障害のある患者への援助、同一世帯内の他疾患への指導）	四季を通して温暖なので、労働過重となりがち 高齢人口が多く心・血管疾患死亡率が472.4と管内全体（412.3）に比べて高率	町には衛生主任が一人しか居ない 循環器疾患による死亡が高いことへの対策について町役場から要望がある	1)要指導ケースの把握 40～64歳の血圧検診を実施（町役場と共催、開業医の協力）。内容は、問診、血圧測定、診察、尿蛋白、糖、ウロビリノーゲンで昭和50年度から、役場に働きかけ、予防衛生協会の協力を得て、要精検者に対して心電図検査を導入。 2)登録と管理 WHO血圧分類基準によって高血圧者を登録、管理は3人の保健婦 3)保健婦の活動 検診事業には保健婦が全面的に協力した。業務量との関係から、51年度は保健婦一人月2回（4単位）とした。 家庭訪問による個別指導実施。家庭内での協力によることが必要と考え、集団検診から把握されたものに対する家庭訪問の際に、同一世帯内に問題を持つケースを把握し総合的に保健指導できるように家族ホルダーを作成した。効率的に訪問するため、訪問順位を決め、緊急訪問（3ヶ月以内）、普通訪問（6ヶ月以内）、任意訪問（1年以内）に分けた。 個人毎の異なった問題に対して、個別に働きかけた後、共通する問題について、衛生教育を企画した。普通訪問、任意訪問ができなかったものも対象にした。 片麻痺者、寝たきり患者家族、一過性脳虚血発作の既往のある人を対象に家庭看護教室を開いた。内容は、脳卒中発作時の手当、早期リハビリテーションの必要性、看護の基礎的技術の実演である。 栄養士による高血圧の多発地区住民の栄養調査。3日間の摂取状況を調査。
A-3	糖尿病の悪化を防ぐための食生活の改善。自己コントロール力の向上。 脳卒中発症の予防	循環器検診において尿糖異常者が毎年2%発見される		昭和53年度一次検診の結果尿糖異常者に対し、開業医の紹介により、医師会病院検査センターで糖負荷試験を実施 糖尿病教室を開催し、食事療法の普及を試みた。対象は糖負荷試験の結果、診断確定したもの、国保レセプトより選出したもの、開業医より紹介のあったものとした。 1コース3回の教室を実施。毎回、前日の夕食と当日の朝食・昼食・間食の摂取状況及び生活・治療状況・合併症を調査し、必要な保健指導を実施。第3回目には食事摂取状況を各個人で記入しカロリー・単位計算を行った。 昭和54年度から、住民が自身の問題として糖尿病を理解し食事療法をのみこむことができるようにするためにグループワークを取り入れた。
A-4	寝たきり老人の生活や介護の質を高める。	高齢化が急速に進みそれに伴い在宅寝たきり老人も増加している	社会資源の一つとして家庭奉仕員があるが保健婦がその実態を把握していない	町保健婦との連携の基に家庭訪問による実態調査及び援助。訪問対象は福祉手当・障害年金・寝たきり老人見舞い品贈呈者名簿から把握。また、家族や近隣者、民生委員等からの情報により把握。さらに総合健診時の問診や移動保健所等の機会に情報収集。 訪問調査時の保健婦の対応：直接ケア（洗髪・清拭）、精神的援助、リハビリ、家族間調整、介護方法指導、福祉サービス（ヘルパー・福祉手当・痴呆老人介護手当・生活保護・障害者手帳・補助具や介護用品）のすすめと申請、医師連絡、受診勧奨。 事例検討会：所内保健婦研修、管内保健婦研修（リハビリ病院の医師・CW・ST）、看護協会安房地区支部看護研修（病院等の看護婦）。 家庭奉仕員への面接：8町村10名に面接。
A-5			訪問継続の要否を決める判断が各保健婦により異なっている	一事例について一回毎の訪問について、目的・判断・援助が適切であったか、それらを行う情報は十分であったかについて検討する。それを基に保健婦各自が自分の援助の振り返りを行う。 保健所内で事例検討実施。家庭訪問全回の訪問目的・状況・保健婦の判断・働きかけを書き出し、その適否を検討した。
A-6	発症直後に関わりを持つことによる寝たきりの防止 脳卒中の発症予防	在宅寝たきり老人の増加 昭和62年の新規寝たきり者のうち、脳血管疾患が寝たきり原因の第1位である。		脳血管疾患が原因で寝たきりとなった50名について、ケースの状況を分析し、これまでの活動を見直し、今後の方針・具体策を検討する

積み重ねによる内容	地区住民の死亡率を高めている原因となっている脳血管疾患の発症予防を目指して活動を開始している。活動を重ねるに従って、患者の早期発見や寝たきり患者の生活の質の課題に気が付き援助課題としていつている。	気候・生活習慣・風土・産業などの地区特性や循環器死亡率などの統計資料から、地区住民の健康問題を推測。疾患のみでなくその疾患からもたらされる生活の質を判断	町の地区資源の充足状況を判断。また町の担当者の姿勢や考えも判断。また住民をケアする側の職種の活動実態や考えについても把握する必要性を判断。保健婦自身の判断の質についても考慮している。	成人病対策の方法について、結核管理の方法を応用して、検診、登録と管理を実施。家族単位で管理する方法を重視。脳血管疾患発症後、寝たきりとなって療養する人々の生活の質と、介護者の生活について課題と感じ、保健所管内全体の寝たきり老人の実態調査を実施。把握した実態については、様々な関係者と共有している。 在宅療養者への看護援助を進める過程で、保健婦同士の援助の質の差あるいは、判断の差に気が付き、援助の質を高めるために、事例検討を実施している。事例の状況を振り返ることで、早期発見や疾病予防の対策の方法を探ろうとしている。
-----------	--	--	---	---

たきりになった経緯を検討し、寝たきり予防活動に向けた今後の活動方針や具対策を導こうとしていた。

2) 活動の積み重ねによる判断の内容

(1) 把握したニーズの内容

統計資料などから、地区住民の脳血管疾患の発症予防の必要性を判断し、活動を開始している。家庭訪問を中心とした保健指導のなかから、家庭で療養している人々の生活実態や、寝たきり状態へのあきらめの意識、介護と仕事の両立に関する問題、家族間の協力体制の問題など、具体的な援助課題が明らかになっていった。

このような援助課題について、一部の地区だけでなく、管内全体の状況を把握する必要性を判断し、実態調査を実施することによって、援助課題を明確にしていった。

また、検診と事後指導を積み重ねる事により、脳血管疾患を起こしやすくする糖尿病の予備軍である尿糖異常者の存在など、指導の必要な対象が明確になり、援助課題もより具体的に変化している。

また常に、町の住民が活用できる医療資源や、介護資源について、関心を持って活動している。そのことによって、これらの資源の持つ課題についても判断している。

(2) 活動方法選択に伴う判断

地域にどのような保健婦活動を展開しているか、活動方法を模索する時期が存在している。それまでの結核対策の中で培ってきた、

活動方法を応用し、成人病対策に着手している。その中で、把握できた要援助者を単独ではなく、家族単位で問題を捉え、援助していくということを常に大事な活動方法選択の考えとしている。そしてこの方法の有効性を、活動を積み重ねるにしたがって確認している。

また、活動の中で気づいた、地区住民の健康問題に関しては、他にも同様の問題が潜在していないか、調査などを通してきちんと確かめるという手段を講じている。その調査の方法も、郵送調査などのような間接的な方法ではなく、直接該当家庭を訪問して、具体的な生活や、家族員の考えなどを捉えるという方法を選択している。そして、必ず事例を通じて、次の活動方法の選択をしていることが確認できた。

また、活動を進めるうえで、町の開業医や、町の衛生担当者、家庭奉仕員などさまざまな関係者と共同しながら、進めており、これらの関係者が、主体的に活動を進められるよう意図していた。

また、保健婦自身の援助の質に、常に関心を向け、自分たちで活動の質の向上を図ろうとする努力が活動を推進させていた。

2 活動の成果の検討(表3に示す)

1) 活動事例毎に見られた活動の成果

(1) 当事者・家族の反応・変化

活動事例 A-1 では、成人病検診の受診者が増え、高血圧等で受診に結びついたものが増

表3 保健婦未設置市町村における成人病対策及び寝たきり老人への援助活動による成果

活動事例	活動の成果		
	当事者・家族の反応・変化	地域住民の反応・変化	地域資源・支援体制の反応・変化
A-1	昭和49年は、対象者1712名に対し受診者は972名で受診率は56.8%であった。 要精密検査者は294名で受診者の30.3%であった。 要精密検査者のうち、217名73.8%が受診した。 看護援助により、社会復帰するケースが出てきた	地域に出ることにより、住民から近隣のケースの情報を提供してくれたり依頼されたりしてき寝たきりになることへの見方や考え方が変わってきている	公衆衛生指導員の役割として検診時の補助、情報提供等積極的に協力体制がとられており今後の広がりが期待できる
A-2	同じ疾患でも個人ごとの異なった問題があり、それらに個別に働きかけた後、共通点を見出し、その問題を取り上げて、衛生教育を行った結果、地域の人たちが積極的に参加した。 高血圧の多発地区に対する栄養調査をおこない、要指導者の食事面に役立った 家庭看護教室は、患者家族の励ましに役立った		一次検診だけで終わっていたが、心電図検診も導入され、要指導者の把握が的確になってきた。
A-3	糖負荷試験対象者14名のうち、10名が受診し、糖尿病が発見されたものが6名であった。 糖尿病教室は、まだ効果判定の段階まで行っていないが、徐々に参加者が定着してきた。グループワーク方式を取り入れたところ、内容が良く飲み込め、日常生活に取り入れられるという反応を示し		昭和48年から尿糖異常者は主治医紹介で終了していたが、53年から、糖負荷試験・眼底検査・糖尿病教室を実施。フォロー体制が整ってきた
A-4	調査の結果以下のような事項が把握できた ・寝たきり原因では脳血管疾患が半数 ・福祉手当からの把握者は寝たきり期間が長い ・テレビを見て過ごす人が半数 ・他人との接触のないものが半数以上。近隣との距離が遠いため関わりにくい。 ・主介護者の6割は職業を持っている ・本人の訴えとしては、体調不良、日中一人になる事への不安、介護者への遠慮、リハビリ方法、経済面に関することがあがったが、91人中71人が訴えなし(痴呆等でコミュニケーション取れない人も含む) ・介護者の訴えとしては、本人の意欲や病状に関すること、介護と仕事や育児との両立における困難、介護負担感、介護者の受診困難、経済面、施設や福祉サービスに関する情報不足などがあつ		家庭奉仕員への調査から、以下の事がわかった。 ・対象・活動内容など、町村毎に違いがあった。 ・又、保健婦と連携のとれている町とそうでない町があった ・対象者の把握は殆どが民生委員からの情報であった。 ・現在受け持ちのケースで手がいっぱいこれ以上はできないと、言う意見があった ・医療受診のしやすさや往診の頼める医療機関の有無など地域による差があった。
A-5			
A-6	検診受診者の登録管理と援助によって、早期に適切な医療が受けられるようになる者が増えた。 多くの者に共通する健康問題に対しては集団教育などの手法も取り入れていったところ、受講者間の相互作用による効果が見られた。 寝たきり老人の実態調査によって、本人の気持ちや生活実態、介護者の課題が明らかになり、対策の必要な課題が見えてきた。	保健婦が地域に出向くことにより、保健婦の役割を認識寝たきりになったらおしまいというあきらめの考えが変わって来つつある	成人病検診は、年々積み重ねていくに従って、内容が充実し、事後指導も充実していった。 寝たきり老人を援助する家庭奉仕員の活動の町村による差や、町保健婦や医療機関との連携の実態が明らかになった。

えた。また家族単位に保健指導していった結果、看護援助により社会復帰する事例も現れるようになった。

活動事例 A-2 では、援助対象者に共通して見られる健康問題について、集団教育等の方法を取り入れて援助した結果、積極的な参加や、参加者同士の相互作用による教育の効果が確認できた。

活動事例 A-3 では、成人病検診の事後指導の充実により、糖尿病を発見できた人があった。これらの人々を対象に糖尿病教室を試み、

日常生活の自己管理能力が向上する結果が得られた。

活動事例 A-4 では、管内全域の寝たきり老人の生活実態調査を行い、寝たきり老人の生活の実態や、介護者の抱える負担などの援助課題が明確になり、寝たきり老人の対策が立てられるようになった。

(2) 地域住民の反応・変化

保健婦が地域に出向くことにより、住民から、ケースの紹介などの情報が得られるようになった。また、寝たきりになったらもうお

しまいなどのような、あきらめの意識が、少しずつ変わってきた感触が得られた。

(3) 地域の資源・支援体制の反応・変化

活動事例 A-1 では、成人病検診に協力してくれた公衆衛生指導員が大きな役割を果たしてくれており、今後の活動の広がりが期待されている。

活動事例 A-2 では、成人病検診に心電図検診が導入され、検診の内容が充実している。これによって、要指導者の適切な把握ができる様になった。

活動事例 A-3 では、さらに検診の事後指導として、尿等異常者に対して、これまで主治医に紹介して終了していたが、医療機関の協力により糖負荷試験と眼底検査が導入され、これらの結果、糖尿病の疑いのある人を対象に、糖尿病教室を開催することができ、脳血管疾患の予防活動がより充実してきた。

活動事例 A-4 では、家庭奉仕員への面接調査により、その活動内容の町村による差や、町保健婦との連携の有無、活動への思いなどが把握できた。

2) 活動の積み重ねによる活動の成果

成人病検診の導入によって、自らの健康を確認する機会をも持たなかった人々が、検診を受け、必要な人が受診し治療が開始されるようになった。温暖な気候の下で、年中労働できる環境の中、自ら健康を管理するという価値観をもつ住民は少ない現状であったが、成人病検診をきっかけとした保健婦の活動が浸透するにつれて、自らの健康に注意する住民が増えていった。

また、検診の事後指導等で地区に出向いた活動をし、家族単位で援助していくことによって、家庭の中でさまざまな問題を抱えながら療養する人々の問題が明確になり、それまで、援助の手が差し伸べられていなかった寝たきり老人の問題に保健婦が着手するようになっていった。この過程で、具体的な療養上の援助課題が明確になり、また寝たきりは防

げるという考えのもと、早期の介入に向けた対策が立てられるようになっていった。

3 保健婦に蓄積された判断の検討（表 4 に示す）

1) 活動事例毎に蓄積された判断

活動事例 A-1 では、結核・未熟児等の届出から把握されたケースへの家庭訪問を通じて、多くの看護を必要とする人々を把握し、これらの人々への援助の必要性を強く実感している。具体的な把握された事例から、今後の活動の指針となるいくつかの問題を判断している。例えば、30 代など若いうちから高血圧で若くして脳血管疾患を発症してしまう、倒れるまで、高血圧などの自分の健康状態を確認したことのない人々が多い、寝たきりとなると、ほとんどリハビリが実施されず、家の中のみの生活となってしまう、家族間の介護協力がなく、一人の人に偏ってしまうなどのケースが多いことである。

こうした療養者の生活の質を向上させるためには、住民全体の意識や価値観を変化させることが必要であることを判断し、そのための方法について、社会教育との連携や、患者同士の結びつきを図るなどの方法の検討をしている。

活動事例 A-2 では、成人病検診を開始して数年たち、保健婦の指導が浸透してきたことを実感している。また、集団指導の必要性を判断しながらも、家族単位の個別援助の重要性と必要性を改めて強く認識している。

活動事例 A-3 では、糖尿病教室を開催し、知識伝達を試みているが、対象者の年齢的な理由からも、新たな知識への理解が進まないことを判断し、知識よりも、どのように生活の中に取り入れやすくするかといった視点からの指導が効果的であることを、グループワークの導入などの工夫の中から判断している。

活動事例 A-4 では、寝たきり老人の生活実態調査を実施し、寝たきり老人のニーズを幅

表4 保健婦未設置市町村における成人病対策及び寝たきり老人への援助活動によって保健婦に蓄積された判断の内容

活動事例	保健婦・士に蓄積された判断の内容
A-1	事例A:36歳男性で漁業・独身。3ヶ月間寝たきり。オムツ使用。自己流で歩行練習、現在杖歩行。血圧は測定したこと 事例B:81歳女性。4年前に脳卒中で寝たきり。入浴したいがじよく創あり、未実施。医師処方薬を塗布。2年後に入院し機能訓練開始するも中断。 事例C:51歳男性。6ヶ月前倒れるまで、血圧は測定せず。2ヶ月間入院し退院。家族も介護やリハビリに協力的。 事例D:85歳男性。5年前発症3ヶ月間寝たきり。家の中に手すりを作り、トイレは自立。高血圧は高いと言われていた。、医師の指示で歩行訓練を開始したが転んで大腿骨骨折。 事例E:82歳女性。16～7年前脳卒中で半身不随。現在尖足があり左半身麻痺で歩行困難となり、外出なし。 事例F:76歳男性。2年前倒れる。オムツ使用、言語障害あり、時々妻が清拭。20年位前から血圧が200以上、4～5年前から降圧剤を服用。息子夫婦は仕事で忙しく介護は妻のみ。 事例G:54歳女性。今回健診時168/98。治療中とのことで訪問せず。息子の事故で、思い余って息子を絞殺、自殺。脳卒中で倒れば寝たきりになるのが当たり前というあきらめの考えが強い。機能訓練についても再発への不安や痛みなどからなかなか進まない現状がある。 結核、未熟児等届け出されたケースの訪問に追われていた中から、地区活動にでて、多くの看護を必要とするケースを発見しこれらの援助に対応すべきと痛感 個々の看護計画をたて進めているが、業務量が多く優先順位を付けている状況である。 患者の回復を意欲的に進めるために同部落の患者同士の結びつきを図っていききたい 町役場が主体となって質の良い成人病検診を提供できるように働きかけていく 地域の保健問題について、社会教育担当者と協議し衛生思想の向上に努めたい 次年度に町はホームヘルパー1名の雇用を予定しておりよりよい援助のために協力していききたい
A-2	第一次検診だけで終わっていたのを、町役場に働きかけ、心電図による検診を導入して、2年経ち、要指導者の把握 成人病登録者の訪問率は昨年より落ちているが、要指導者に対し濃密に訪問することができ、保健婦への家族の受け入れができて住民からの情報提供も得られてきた。 栄養調査の結果では、カルシウムの摂取不足が見られる。また海藻類の摂取が多い。食塩の摂取は13.5gと予想よりは低かった。調査時期が農閑期だったためか全体的によい結果であった。農繁期も同様であるかは疑問。 知識の普及のための集団指導は必要なものと考えられてきたが、あくまで家族を単位とした個別指導に関わっていききたい。指導の頻度、順位については検討する余地が残っている。 成人病の中でも、血圧に絞って活動してきたが、今後は糖尿病、癌等の問題へと対象を広げ、精密検診の拡大も町役場に働きかけ、大きな視点に立った保健婦活動への発展していくよう努めたい。
A-3	糖尿病教室では、全コースを通じて、地域開業医・役場・保健所栄養士・保健所保健婦が協力して実施できた対象者が50歳以上のため、理解・吸収は様でなく、特にグラム・カロリー・単位という言葉を理解できない。 食品交換表の理解のため、フードモデル等を展示し考慮したが、食品を交換することまでは理解できない。 グループワークでは、実際は、保健婦がリーダーシップをとらなければならなかった。しかし内容がよく飲み込み日常生活に取り入れられるようになった。 グループワークの本格的な取り入れにはまだ難が残るが、敢えて取り入れて住民自身の積極性を啓発したい 参加住民からは毎月開催を望む声が多いが、第4回終了後にフィードバックテストを行い今後の方針を決定したい。
A-4	今後の課題として以下のことが明らかになった ・寝たきり早期に対応 ・寝たきり予防及び脳卒中発症予防。 ・寝たきりになる前の生き方、地域への参加。 ・量・質ともきめ細かい介護を必要とする者が多いが、介護者は十分に手をかけられていない現状がある。 今後の援助方針として ・家族・親戚・近隣者への働きかけの強化。 ・家庭看護教室や地区組織の会合、研修会を通して地域住民に広く働きかける。 ・寝たきり者の早期発見の為に今後医療機関との連携も必要。 ・保健婦が看護技術の提供をしていくと共に、介護の代替え者の確保も必要。 ・町毎に違う家庭奉仕員の活動内容・対象を理解し、必要な援助が行われるようにチームの一員として連携を深めていく ・闘病意欲は寝たきりになる前の生活態度、生活歴、人生観にも影響されていると思われるので、訪問活動の中で検討すると共に、いかに老いるか、いかに生きるかと言った問題について、広く社会教育の立場からの働きかけも必要。 ・医療受診のしにくさは、医師側、住民側双方の意識不足が考えられるので家庭医の概念を浸透させていく必要がある。今回の訪問を通して、主治医連絡の必要性を再確認できた事、地域の寝たきり老人を支える医師の活動の実際を、保健婦には①生活の場で看護技術を提供し保健指導を実施する②社会資源の活用をする③本人・介護者及び家族員への働きかけを行うという役割がある。複雑な困難事抱えるケースに適切な対応をしていくには、事例検討会を行い事例を共有していく事は保健婦のレベルアップのために有効である。 ・本人の訴え不明の者が20名あり、保健婦は面接を通して健康要求を引き出す大切な役割を持っているが十分果たせなかった事を反省した。今後積極的に取り組んでいきたい。 ・寝たきり老人と言う枠組みだけでなく広く在宅療養者として捉えていく観点が必要。寝たきり状態になる前の人への関わりが良い援助を可能にし予防的効果が大きいからである。そのためには積極的に対象を把握する必要がある。具体的には、総合健診での家族の健康の把握、保健所の難病相談に来所できない人への対応、地区活動や住民からの情報、福祉、医療サイドからの情報を活用。住民の中に入っていけるという保健婦の特性を活かす。 ・今回の結果を市町村・保健推進員・老人会・民生委員会等の地区組織に返し、地域の健康問題、寝たきり老人を支える地域・家族の状況についての問題提起をする。同時に福祉・医療との連携を深め在宅療養者を支えるネットワークづくりに向かって活動する。町保健婦の訪問例もあわせて検討していききたい。
A-5	・訪問継続の必要性の判断、継続の場合の援助方針決定のための判断があいまいな事がわかった。「それなりに介護できている」などの表現で記載されており、根拠があいまい。その判断をするための情報収集の過程が踏まれていない ・検討の中で、把握されている多くのケースの状況が記録されていないことがわかった。保健婦が自分が問題視した情報だけを書くために次の活動を判断知る上で必要な情報が記録されていない。特に初期の段階では、どの要素が重要なのかの判断が即座には、しかねるので、把握した情報全項目を整理記載する必要がある。

	・観察情報収集→判断→方針→実施→評価、判断→観察、情報収集という繰り返しの過程の重要性について改めて考える事ができた。 ・初期訪問事例の検討を行う事は、各保健婦の判断のばらつきをなくすためにも有効と考えるのであわせて実施したい。 具体的な事例の検討事項 ・7/30の洗髪・清拭の援助の適否について検討。主治医連絡をし指示を得る、一般状態のチェックの必要性があったのではないか。相手の意志を尊重する事と、相手の希望をそのまま受け入れる事は等しくない。医療従事者としてすべき事が様々な関係職種をケアに有効に関わらせると言う姿勢を持っているか。このケースでは、前任者が主治医と連絡を取ったときに、意図が伝わらず、うまく連携がとれなかった経緯があり、現担当者との関わりの中でも、医師連絡が必要な場面が複数あったのにできなかった。医師連絡表や在宅要介護者記録等の活動を図りたい。また他の専門職や非専門職についても、必要に応じてケースへの援助に有効に関わってもらう事を常に意識する必要がある。 ・保健婦の言動に対する相手の反応を評価しているか。初期段階にこのケースについて、夫の理解力や生活能力が低く介護には不安(無理)と判断している。しかし保健婦が無理と判断した事が、別の時点ではできたりしている。介護力についての判断はその都度見直していく必要がある。この事例は保健婦が関わる事で良い方向へ変化していったが、一向に変化しない事例も多く苛立ちを感じることもあるが何故変化がないのか、保健婦と相手の関係を見直していく必要がある。
A-6	以下の課題が明らかになった。 ・総合健診の対象は40歳以上としているが70歳以上の受診が少ない。町村による差もある。
積み重ねによる内容	家族単位に問題を捉え援助していく方法の適切さについて、活動を積み重ねることにより確認している。 町関係者と協力して活動していくことの有用性を確認している 個々への援助だけでなく、周囲の住民の意識を啓発していく必要性を確認している 住民同士の相互作用による健康教育の効果について確認している ひとりひとりの事例の事実から、ニーズを導き出し、活動の方針を立てることを重視する考えを一貫して貫いている。 常に、保健婦自身の活動のあり方を追究し、事例から学び取ろうとする姿勢がある。

広く判断している。その結果、今後の活動方針として、どのような対象に働きかけていくか、どのような方法で働きかけていくかといった活動方法の判断や、介護の代替者の確保、医療受診のしにくさなど、必要な社会資源の内容や、既存の社会資源の活用上の課題などを判断していた。また、これら在宅療養者がよりよい生活をしていくために、保健婦としてどのような役割がさらに求められるかといった、保健婦自身の役割についても判断していた。また、これらの問題を、地区住民や関係者皆で共有し、ともに対策を考えていく必要性について判断していた。

活動事例 A-5 では、保健婦のかかわった事例を検討することによって、訪問継続の必要性の判断・継続の場合の援助方針決定における判断において、保健婦がその根拠としている考えに個人差やあいまいさがあることに気づいていた。このことについて、それらを導く原因として、記録の不十分さがあることに気づき、情報収集すべき内容を明確にすることの必要性について判断していた。また、援助において、さまざまな関係職種を有効にかかわらせる姿勢を持つことの重要性和、常に対象の反応を評価し、一時点の評価のみで、援助方針を描くのではなく、対象の変化を把握していくことが必要であることを判断してい

た。

活動事例 A-6 では、脳血管疾患で寝たきりとなった 50 例の対象への調査から、発症直後の援助開始の必要性を判断していた。また、発症後の機能訓練が不十分であることを捉え、町村が実施している機能訓練事業の実態とその効果について判断している。そして、今後の活動方針として、リハビリの必要性の啓発と、発症直後のケース把握のための関係者との連携の必要性を判断している。

2) 活動の積み重ねによって蓄積された判断

活動を積み重ねることによって、活動方法として、家族単位の個別援助の重要性和その有効性を確認していつている。また、町と保健所が一体となって協力し、町民の健康管理していくことの重要性を認識し、保健婦活動として大事な考えとして蓄積していつている。

活動の過程で、集団教育の効果を確認し、住民相互の係わり合いによる、意識や管理能力の向上が図れることを、認識し、有効な活動方法として蓄積している。

また、個別援助を通して、人々のニーズを把握し、それに沿って次の活動方針を導くことによって、次の活動の具体性が増し、効果のある活動ができるという判断を蓄積している。

4 活動の成果と保健婦の判断並びに保健婦に蓄積された判断との関連の検討

活動事例 A-1 から A-3 にかけての、成人病検診とその事後指導の充実に向けた活動では、①受診者の増加②要精密検査者の医療機関への受療の促進③在宅療養者の看護援助による社会復帰④家庭看護教室による患者や家族への励ましの促進⑤糖尿病教室による日常生活における行動変容の促進という成果があった。これらの成果には、家族を単位として健康課題を把握し対応していくことを重視した活動方法の選択にかかわる保健婦の判断が関わっていた。すなわち、検診の事後指導をきっかけとして、その受診者の家族の健康にも目をむけた結果、家庭内で療養している患者の発見につながり、家族全体を視野に入れた援助により上記の成果が導けた。また、訪問対象者が増加し、個別の援助への時間が十分に取れなくなってきた現状を踏まえ、共通の援助課題をもつ人々を対象に集団教育を実施している。業務量と効果的な援助を考慮した活動方法に関わる判断であったが、これにより、患者同士あるいは家族同士の励ましあいの促進という成果が現れた。この成果によって、保健婦は、患者の意欲回復のためには患者同士の相互の働きかけが有効であるという判断を蓄積し、次の活動へと活かしていた。

保健婦は、活動全体を通して、地域の資源の従事者の活動実態や考えに着目し、これらに関する判断を行っている。このことは、活動事例 A-4 で、地域の寝たきり老人の生活実態の調査を実施した際、同時に各市町村の家庭奉仕員の活動の実態や仕事への考えに関わる調査を実施するという活動に反映されている。これにより、市町村による家庭奉仕員の派遣される対象の範囲や活動の内容、合い町村保健婦と家庭奉仕員の連携の実態などが明らかになり、保健所保健婦としての活動の課題を明確にできていた。

IV 考察

1 保健婦の判断の積み重ね方の特徴

1) 住民のニーズに関する判断の積み重ね方

活動に着手するきっかけとなっている、住民の援助ニーズに関する保健婦の判断は、脳血管疾患の死亡率の高さなどを根拠にしたもので、疾患の発症予防などのような、生物学的な健康課題に関するものであった。活動を進めるにしたがって、住民の生活の中に深く入り込み、人々の生活感覚や価値観、健康への取り組みの姿勢などを把握し、また介護家族の生活実態を具体的に把握することにより、より生活にかかわる援助ニーズの判断へと変化してきている。

また援助ニーズをもつ対象者の把握に関しては、活動初期には、要援助者が潜在しないことを念頭に置き、世帯単位で健康課題把握に努め、援助ニーズを持つ人々の発見に重点をおいている。活動を積み重ねることによって、共通の健康課題を持つ人々の存在や、疾患を発症するリスクをより高く持っている人々の割り出しなど、保健婦が重点的にかかわるべき対象を絞込み、これらの対象により深くかかわろうとする判断が生じている。

2) 活動方法選択に関わる判断の積み重ね方

活動事例 A-1 では、成人病対策として保健婦未設置町への地区活動を展開するにあたって、活動方法の模索が行われている。それまでの結核対策における保健婦活動方法を応用した形で、検診、要指導者の登録、要指導者への家庭訪問による保健指導の実施という方法で活動を展開している。この際、保健婦が重視した活動方法上の考えは、家族単位に健康課題を把握し、家族単位で援助していくという方向性であった。この活動方針は、活動を積み重ねるに従って、非常に重要であることを再確認する結果となっている。家庭に援助を提供するきっかけとなった健康問題がどのようなものでも、それをもとに、家族員の健康を捉え、発見できた課題に対応していく

という活動スタイルが活動の積み重ねによって定着していつている。

家族単位で問題を捉え対応していくと、次にどのような問題に対応していかなければならないかが明らかになり、また、同様の問題を抱える家族が他にもあるのではという発想に結びつく。このようにして、保健婦は、援助ニーズの潜在化を防ぎ、より援助の必要な対象とその課題は何かを明確にし、それに対応する活動方法を判断し工夫していく過程が明確となった。

保健所保健婦として、地域に出向いた活動をしていく際、町の担当者や、町の中で利用されている医療機関の医師、家庭奉仕員など、活動にかかわるさまざまな関係者と共に考えながら、活動方法を作り上げていくという考えを重要視している。この考えは、活動の当初から確認でき、活動を積み重ねていっても、変わらず重要視している判断内容である。

2 地域を単位とした、ケアの質の確保・向上にかかわる看護判断

1) 地域住民のセルフケア及び家族内のケア力の向上に関する判断

保健婦は、脳血管疾患予防や在宅療養者への保健指導において、常に住民が、自ら自分や家族の健康や生活を守る行動が取れることを目指した援助を重要視している。成人病検診とその事後指導の過程においても、必要に応じて医療を受診したり、食生活を整え、休養をとったりするなど、対象者のセルフケア力を重視しそれを高めることを、看護援助として重視していた。また、寝たきり老人の援助においても、本人のみならず家族全体の問題として捉え、どのように家族全体で介護を支えあっているか援助することの重要性を判断している。このように、保健婦は、看護専門職として、住民一人一人のセルフケア力や家族内のケア力の向上を意図し、看護専門職としてこれらの力を向上させるための援助について判断していた。

これら保健婦の活動の積み重ねによって、住民たちのセルフケア能力や健康への意識の変化があり、地域を単位としたケアの質の確保・向上の基盤として、住民のセルフケア力や家族内のケア力の向上が重要であることがわかり、そのために保健婦の看護専門職としての判断が貢献していることがわかった。

2) 住民の在宅療養を支える地域資源や支援体制にかかわる看護判断

保健婦が、住民の援助ニーズを探ったり、把握したニーズに対しどのような活動方法を選択するかを模索したりする際には、常に、医療・福祉・保健各分野の地域資源が、どのような利用のされ方をしているか、これらの資源にかかわっている、医師・福祉職などの関係者はどのような考えをもっているか、援助の必要な当事者のニーズをどのように捉えているかなどといった、地域資源関係者の考えや意識や姿勢を判断の根拠としていた。その上で、効果的な共同の活動方法を探り、共に考え活動を進めていながら、その過程で、これら関係者の意識を向上させたりさらに前向きに住民のニーズに添えていく姿勢を育てたりといった判断が活動を通じて確認でき、このことによって、地域のケアの質の確保・向上を目指している。これらが保健婦の判断の特徴と考えられた。

3) 保健婦自身の自己評価にかかわる看護判断

活動事例 A-5 では、在宅療養者への継続援助の要否の判断について、保健婦によって差があることに気づき、保健婦の判断力の向上を意図して、事例検討を行っている。このように、保健婦自らの判断の適否や適切性について、保健婦集団の中で検討し、全員の判断力の向上を目指して自己評価している。地域のケアの質の確保・向上において、保健婦の判断がそれを左右することを認識し、専門職者としての責任を果たそうとする判断としての特徴があった。

事例分析B：地域ぐるみの健康づくりをめざした活動の展開過程における保健婦の判断

山田 洋子

I. 目的

保健所が管轄する一定地域内において、地域ぐるみの健康づくりをめざして行われた活動の積み重ねにみられる保健婦の判断について明らかにする。

II. 方法

1. 調査対象

昭和46年～平成12年の過去30年間にC県保健活動業務研究集録（以下、業務集録と略す）に掲載されている活動報告の中から、

A保健所管轄地域に関する49活動報告を概観し、活動の積み重ねという観点から関連性があると活動に携わった保健婦が認識している活動群を抽出した。本報告は、そのうち、昭和46年から60年に報告された、N地区における生活習慣病（活動報告の中には成人病という名称で記載されている）予防を主とした地域ぐるみの健康づくり活動に関する8事例（活動事例B-1～B-8）を調査対象とする。表1に活動事例の概要を示す。

表1 活動事例の概要

昭和46年	業務集録題目	【活動事例B-1】旧長狭町の高血圧について 第2報
	報告目的	脳卒中対策のために、地域住民の高血圧の実状と意識等を検討する
	報告内容	結核住民検診時に血圧測定を行い、高血圧者に対して二次検診を実施した結果の検討
昭和52年	業務集録題目	【活動事例B-2】右半身マヒ患者の一事例
	報告目的	市立病院と協力して試みている脳卒中後遺症患者の継続看護について検討する
	報告内容	市立病院からの訪問依頼により援助を開始した事例の援助経過を検討
昭和54年	業務集録題目	【活動事例B-3】鴨川市主基地区における保健婦活動を振り返って
	報告目的	昭和44年度より成人保健対策の一環として実施してきたN地区内の主基地区における活動を振り返る
	報告内容	合同検診、血圧検診、個人カード作成、個別指導、家庭訪問指導の活動状況の評価
昭和57年	業務集録題目	【活動事例B-4】大山地区における保健婦活動について
	報告目的	N地区の中の大山地区において、より地域に密着した働きかけを行った経過を振り返る
	報告内容	成人病検診、家庭訪問、移動保健所、家庭看護教室、衛生教育の活動状況の評価
昭和58年	業務集録題目	【活動事例B-5】チーム・ワークによる地域健康づくりをめざしてー長狭地区における健康づくり活動ー
	報告目的	地域における健康増進・疾病予防対策として、保健所・市役所・農協・普及所の4機関が連携して行っている3年間の健康づくり活動を振り返り今後の方向性を見出す
	報告内容	地域の健康問題、活動への協力体制づくり、健診や健康づくり講習会等の活動経過の振り返り
昭和59年	業務集録題目	【活動事例B-6】長狭地区における健康づくり活動 第Ⅱ報
	報告目的	保健所・市役所・農協・普及所の4機関と地域住民が一体となつてすすめている健康づくり活動において、保健婦が果たす役割を考える
	報告内容	今までの経過を振り返り、健康推進員育成や世帯管理台帳作成等の活動の評価
昭和60年	業務集録題目	【活動事例B-7】長狭地区における健康づくり活動 第Ⅲ報ー健康推進員制度の活性化をめざしてー
	報告目的	保健所・市役所・農協・普及所の4機関の連携のもとに行っている健康づくり活動において発足した健康推進員制度について、今後のあり方を検討する
	報告内容	健康推進員育成における課題に対して、活動経過の振り返り
昭和60年	業務集録題目	【活動事例B-8】長狭地区における健康づくり活動 第Ⅳ報ー健康推進員活動の活性化をめざしてー
	報告目的	健康推進員活動の活性化をめざして関わった経過を振り返る
	報告内容	健康推進員個々に関わることを重視して育成してきた活動の振り返り

2. 調査方法

業務集録記載内容の読み取り、活動事例に携わった保健婦4名への面接聴取並びに関連資料収集により、以下の調査項目を調べる。

なお、調査実施にあたり、活動事例に携わった保健婦に対し研究の目的を説明し、研究協力についての同意を得た。

3. 調査項目

- 1) 活動展開過程において保健婦が把握したニーズ（誰のどんなニーズであるか）
- 2) 上記1)のもととなっている保健婦の判断の内容、すなわち①住民の健康・生活に関する判断の内容、②地域の資源・支援体制に関する判断の内容
- 3) 活動方法及び活動方法選択に伴う保健婦の考え
- 4) 活動の成果、すなわち①当事者・家族の反応・変化、②住民の反応・変化、③地域の資源・支援体制の反応・変化
- 5) 活動を通して保健婦に蓄積された判断の内容、すなわち活動に対する自己評価、ニーズに関する新たな判断の内容

4. 分析方法

業務集録に掲載されている報告ごとの活動事例別にまず検討を行い、次いで調査対象とした複数の活動事例を経時的に、活動の積み重ねという観点から検討する。

1) 保健婦の判断の検討

(1)活動事例ごとの保健婦の判断の検討

活動事例ごとに、保健婦が把握したニーズ、ニーズのもととなっている判断の内容、活動方法選択に伴う保健婦の考えについての調査項目を整理する。

(2)活動の積み重ねにみられる保健婦の判断の内容の検討

(1)で整理した各調査項目を経時的に検討し、活動の積み重ねという観点から見出された保健婦の判断の内容をそれぞれ記述する。

2) 活動の成果の検討

(1)活動事例ごとの成果の検討

活動事例ごとに、当事者の反応・変化、住民の反応・変化、地域の資源・支援体制の反応・変化についての調査項目を整理する。

(2)活動の積み重ねにみられる成果の検討

(1)で整理した各調査項目を経時的に検討し、活動の積み重ねという観点から見出された成果の内容をそれぞれ記述する。

3) 保健婦に蓄積された判断の内容

(1)活動事例ごとに蓄積された保健婦の判断の検討

活動事例ごとに、活動を通して保健婦に蓄積された判断の内容、すなわち活動に対する自己評価、ニーズに対する新たな判断の内容についての調査項目を整理する。

(2)活動の積み重ねを通して蓄積された保健婦の判断の検討

(1)で整理した調査項目を経時的に検討し、活動の積み重ねを通して保健婦に蓄積された判断の内容を記述する。

4) 活動の成果と保健婦の判断との関連の検討

活動の成果（当事者の反応・変化、住民の反応・変化、地域の資源・支援体制の反応・変化）と保健婦の判断（ニーズ、ニーズのもととなっている判断、活動方法選択に伴う考え）並びに保健婦に蓄積された判断の内容（活動に対する自己評価・ニーズに対する新たな判断内容）との関連について検討する。

5) 4)の検討を通し、活動の積み重ねにみられる保健婦の判断の特徴並びに地域を単位としたケアの質の確保・向上にかかわる看護判断とは何かを考察する。

III. 結果

1. 保健婦の判断の検討（表2）

1) 活動事例ごとの判断

(1)把握したニーズ、ニーズのもととなっている判断の内容

活動事例B-1において、保健婦は将来、地域住民に高血圧者が増加するという健康問題を予測しニーズを把握していた。ニーズの把

握のもととなっていた判断は、過去2年間にわたる結核住民検診時の血圧測定の結果と人口構成から推察した判断であった。

活動事例 B-2 では、退院後の在宅療養者の社会復帰に向けた支援に関するニーズを把握していた。そのもととなった判断は、地域の社会資源不足に対し、在宅療養者の生活実態、地域の医療機関医師の協力状況を判断しているものだった。

活動事例 B-3 では、生活習慣病対策における対象者管理の課題に関するニーズを把握しており、そのもととなった判断は、地域の気候や風土、就業状況、食生活、交通の便、地域組織活動状況等の生活の実態やこれまでの保健活動の実績を判断していた。

活動事例 B-4 では、N 地区内をさらに小地区に分けて捉え、O 地区において活動による改善がみられない点を課題としてニーズを把握していた。そのもととなった判断は、活動事例 B-3 と同様、住民の生活実態や保健活動の実績の判断であった。

活動事例 B-5 では、N 地区全体の健康課題に関するニーズを把握していた。これは、活動事例 B-3 や B-4 と同様の判断に加え、検診結果を検討した結果より市内他地区に比べ異常者の割合が多いことや検診に関わった関係者が住民の健康に及ぼす影響を検討した結果から判断しているものだった。

活動事例 B-6 では、住民が主体となって健康づくり活動すすめていく必要性を判断していた。そのもととなった判断は、人口構成、就業状況、地区組織活動状況に加え、住民の意識を判断しているものだった。

活動事例 B-7 では、新たに発足した健康推進員活動の充実に向けたニーズを把握していた。そのもととなった判断は、住民の意識や考え方の相違、健康推進員の現状からの判断であった。

活動事例 B-8 においても引き続き健康推進員活動の充実、活性化に向けたニーズを把握

していた。そのもととなった判断は、活動時点での健康推進員活動の現状を判断したものであった。

(2)活動方法選択に伴う保健婦の考え

活動事例 B-1 では、高血圧者の増加という健康問題を明らかにするために、二次検診を実施し、より詳細な高血圧の実情と住民の意識を捉えようとしていると解釈できた。

活動事例 B-2 では、退院後も継続した援助、特にリハビリテーションの面からの援助を必要とする療養者について、患者連絡票及び訪問結果連絡票を用いて医師と保健婦が同じ形式で療養者の状況を把握すること、問題のある場合や緊急を要する場合には直接医師と連絡をとりあうことを重要と考えていた。

活動事例 B-3 では、共同保健計画に基づき、保健所が市役所、農協、普及所と連携し、検診及びそれに続く事後指導を行っていた。また、市立病院と連携し在宅療養者支援を継続しており、関係者との連携を重視していると解釈できた。

活動事例 B-4 では、生活習慣病の予防と同時に既に脳血管疾患で在宅療養中の者への援助を意図して、検診、家庭訪問、家庭看護教室、衛生教育等の活動を展開していた。

活動事例 B-5 では、活動事例 B-3 から引き続き、市役所、農協、普及所と連携して活動を展開していた。これは、住民の健康問題が過重労働、生活時間の配分、食生活のアンバランス等によるものであると捉えて、保健医療、農作業、経営、食生活改善等の面から幅広く総合的に支援する必要性を考えた判断によるものだった。

活動事例 B-6 では、活動事例 B-5 の活動において誕生した健康推進員の育成、世帯管理台帳の作成、健康教育といった活動を実施していた。推進員育成に関しては、推進員が地区のキーパーソンとなることを重視し、推進員の家庭の近くに行ったときに立ち寄り訪問するなどして、地区診断の結果を伝えたり、

地区での健康教育を実施する前には打合せを行ったりするなどしていた。世帯管理台帳は、多面的な情報を経年的に捉えられることを意図していた。

活動事例 B-7 では、引き続き健康推進員を中心に活動を展開するため、推進員との連絡を密にとることを重視していた。

活動事例 B-8 においても引き続き健康推進員に対する活動を展開していた。推進員との相互理解をめざし、推進員の活動基盤、活動条件を整えることをしていた。

2) 活動の積み重ねによる保健婦の判断の内容

(1) 把握したニーズの内容

活動を積み重ねることによりニーズの内容は変化していることが確認できた。すなわち、生活習慣病予防対策、特に高血圧予防の必要性及び在宅療養者支援の必要性の把握から、地域ぐるみで健康づくりを推進する必要性を見出し、その一手段として健康推進員の育成さらに健康推進員活動の活性化をめざす必要があることをニーズとして把握していた。

(2) 活動方法選択に伴う保健婦の考え

まず、実態の把握をしていた。すなわち、この地区の健康問題として高血圧の実態を捉えるために、健診やその後の事後フォローを行っていた。これは援助と同時に実施していたものであった。そして、活動を展開していく上で必要となる関係者が誰であるかを判断し、その関係者と連絡を密にとりながら連携を図ることを重視していた。必要な関係者は、住民の健康に関わる生活全般を考慮して判断していた。活動の過程においては、現在援助を必要としている者への支援とあわせて、予防活動を重視していた。

2. 活動の成果の検討 (表 3)

1) 活動事例ごとの成果の内容

(1) 当事者の変化・反応

活動事例 B-1 の活動では、血圧測定の二次検診に約半数が応じたが、これはすなわち高

血圧であっても半数以上は放置している現状であるということがわかっていった。

活動事例 B-2 では、報告の中で検討されている事例に関して成果が確認できた。すなわち、保健婦の訪問によって、療養者本人がリハビリにも積極的で保健指導にも熱心に反応しており、指導効果があがっていた。

活動事例 B-3 の活動では、高血圧治療放置者に対する援助を継続することにより、再受診し服薬治療につながる者もおり援助効果がみられていた。また、塩分摂取に関する住民の意識が表出された。訪問途中で相談を受けようになったという変化も確認できた。

活動事例 B-4 では、検診については会場から遠い集落からの受診がないことやみそ汁塩分濃度測定への参加が少ないというマイナス面の反応もあったが、家庭看護教室については参加者全員から今後の開催希望が出されるという反応もみられた。

活動事例 B-5 では、健康づくり講習会への中高年齢者の参加が多くみられ、開催方法に関しての要望や健康推進員設置の要望が出される等の成果がみられた。

活動事例 B-6 では、地区で行う健康づくり講習会に対して住民からの意見が活発に出るようになり、参加数、内容ともに充実してくるという変化が確認できた。健診受診率、結果報告会参加者数も増加がみられた。住民自身が健康問題を自分の問題としてとらえ、解決策を見出そうとする姿勢がみられるようになっていた。

活動事例 B-7 においては、健診の受診者数が増加しており、住民の健康行動に対する変化が確認できた。

活動事例 B-8 においては、健康づくり講習会等健康教育への参加者数の増加がみられ、住民の健康行動に対する変化が確認できた。

(2) 住民の変化・反応

活動事例 B-5 において、「健康づくり活動を地域ぐるみで推進するため中心となって活

躍してくれる人がほしい」という住民の要望に対して健康推進員が誕生するという成果があった。

他の活動事例では、住民の変化・反応は確認できなかった。

(3)地域の資源・支援体制の反応・変化

活動事例 B-2 から、継続看護について市立病院医師の理解と協力が得られるようになるという成果があったと解釈できた。

活動事例 B-4 では、地域組織の役員である区長や婦人会より相談が持ちかけられるようになるという変化が確認できた。

活動事例 B-5 では、協力体制をつくり活動を行っていた保健所、市役所、農協、普及所の4機関が、さらに継続して健康に対する意識の啓発普及を図ることを申し合わせるということにつながっていた。

活動事例 B-6、B-7、B-8 では、健康推進員が活動する上で感じる課題が表出されたり、推進員が自主的に取り組む姿勢が出てきたりしたことが変化として確認できた。また、活動事例 B-8 では、健康推進員を経験している区長が積極的に協力するという反応もみられた。

活動事例 B-1、B-3 では反応・変化は確認できなかった。

2) 活動の積み重ねによる成果の内容

活動の積み重ねにより、当事者、住民、地域の資源・支援体制のすべてに成果がみられた。

健診受診者、健康教育参加者が増加し、これら保健事業への意見や要望が出されるようになり、住民自身が健康問題を考え、解決策を見出そうとする姿勢がみられるようになっていた。また、住民の中にキーパーソンとなる人が誕生した。区長、婦人会等、既存の地域組織役員が協力者となり、住民の中から誕生した健康推進員も協力者となっていくた。医療機関、市役所、農協、普及所といった関係機関との連携、協力体制の強化、充実とい

う成果も確認できた。

3. 保健婦に蓄積された判断の検討(表4)

1) 活動事例ごとに蓄積された判断

活動事例 B-1 の活動を通して、保健婦は、高血圧という健康問題の実態をより明確にし、住民の意識もあわせて、今後の方向性を判断していた。

活動事例 B-2 では、保健婦は、社会資源が乏しいという地域の実状をふまえ、そこで自らが果たす機能役割を明確にし、活動による成果から関係者である医師の理解や協力を得る重要性を認識していた。これらをもとに今後の方向性を判断していた。

活動事例 B-3 では、活動を通してさらに住民の健康の実態を明らかにするとともに、成果より活動を評価し、継続した援助の必要性を実感していた。加えて保健婦自身の能力も査定していた。

活動事例 B-4 においても、高血圧の実態、地域住民との協力体制の重要性を明らかにし、今後の方向性を判断していた。そのプロセスで保健婦としての活動展開の基本を再確認していた。

活動事例 B-5 では、住民の意識を明確にし、活動の成果から関係者の理解協力を得ることの重要性を認識して、今後の方向性を判断していた。さらに、保健婦の責務を認識していた。

活動事例 B-6 では、健康推進員に関しては、育成上の課題の把握、推進員がその能力を発揮する可能性や個々に関わる必要性の認識をしていた。その他、世帯管理台帳の有効性と今後の方向性、健診に関する今後の方向性、健康教育への男性の参加が増えているという健康行動の変化を評価していた。さらに、地域ぐるみの健康づくりを推進していくための保健婦の役割を認識していた。

活動事例 B-7 では、活動により問題点を把握し、新たにみえてきたニーズを判断していた。また、推進員を対象に行う研修会の意義、

推進員活動による効果が期待できることを判断し、今後の方向性を見出していた。

活動事例 B-8 では、健康推進員の育成における問題点を把握し、推進員に対する保健婦の役割を認識していた。さらに推進員育成に関わる保健婦自身の能力を査定していた。

2) 活動の積み重ねを通して蓄積された判断の内容

検診及びその事後指導等の活動を通して、住民の健康問題、生活実態、意識や考え方を明確にしていた。活動成果を評価することにより、活動方法を検討し今後の方向性を判断していた。また、保健婦活動の基本を振り返り、自分自身と照らし合わせて、保健婦の果たすべき役割を明確にしていた。

4. 活動の成果と保健婦の判断内容との関連の検討

活動の成果は、①住民のセルフケア力が高まる、②地域住民の中に協力者となる区長、婦人会等域組織役員や健康推進員の意識や行動が高まる、③関係機関及び関係者の理解協力が高まる、の3点に整理できた。この成果に関連した保健婦の判断は、まず、生活習慣病予防のために高血圧対策が必要であるという地区の健康問題に関するニーズを判断するものであった。そして、その健康問題の実態を住民の生活実態との関連や住民の意識や考え方から明確にし、健康相談や家庭訪問等の個別のかかわりを重視して住民に働きかけるという方法を選択する判断をしていた。

IV. 考察

1) 活動の積み重ねにみられる保健婦の判断の特徴

活動を積み重ねていく過程において、「ニーズを把握する判断」「活動の実施にあたり活動方法を選択する判断」「活動を評価する判断」「新たなニーズを把握する判断」「今後の方向性の判断」を繰り返していることがあらためて確認できた。8活動事例のうち、活動事例 B-6、B-7、B-8 において記述されていた健康推進員育成にか

かわる活動に関して説明すると、まずこれ以前の活動により、地域住民の健康意識の高揚を促し活動への参加を高めて健康の保持増進を図る必要があるというニーズを判断していた。そして住民の要望を捉えて健康推進員の育成活動を実施していった。この活動においては推進員個々と密に連絡をとりあうことを重視していた。その結果、推進員から出された意見や推進員が感じている問題を捉えて活動の評価を行い、推進員の行う活動が自主的で積極的な活動になるように研修会の充実を図る必要がある等の新たなニーズを判断し、今後の研修会をどのように運営していくかを判断していることが確認できた。

活動の積み重ねという観点からみると、現時点でその活動をどのように判断するかということが、それ以降の活動の展開に関連しており、最終的には住民の生活の質に影響する。そのため、この判断の内容が重要であると考えられる。文献¹⁾において、専門職が行う看護は、専門的な知識と技術をもち、対象の観察、判断を行い、その判断に基づいて計画された看護技術を提供し、実践した看護を評価することのできる能力が必要であると言われているように、活動を積み重ねていく過程での保健婦の判断内容に保健婦の能力がかかわると考えられた。

保健婦が活動を積み重ねていく過程で判断しているものには、活動事例 B-3 において活動する上で得た情報を活用する能力や、活動事例 B-8 において健康推進員個々の悩みを吸い上げて対応方法を見極める能力について査定していることから確認できたように、住民のニーズや活動方法等、活動そのものに直接かかわる判断だけではなく、保健婦自身の能力を判断するものもあった。また、活動事例 B-4 において確認できたように、保健婦活動の原則と自らの活動を照らし合わせ、活動の適否を判断するというものもあった。このように保健婦自身について判断していることも特徴のひとつであると考えられる。

これは、保健婦自身の内面にある看護観、活動に向かう姿勢や考え方に影響するものであり、

その保健婦の内面に積み重ねられるものである。そのため、ある活動を、その対象とする地域で積み重ねて、住民の生活を豊かにしていくことに関わるのみならず、その保健婦が関わる他の地域や他の活動においても、活用されて活動が展開する。それにより、さらに新たな判断が積み重ねられていくものであると考えられた。

本調査では、保健婦が業務改善を目的に行う業務研究の集録に掲載されている活動報告を分析対象としたが、業務研究を行い報告すること自体が、保健婦自身が自らの提供するケアの質を判断するものであると考えられた。

2) 地域を単位とした、ケアの質の確保・向上にかかわる看護判断

N 地区における地域ぐるみの健康づくりをめざした活動における成果は、①個々の住民のセルフケア力が高まる、②地域住民の中に協力者となる区長、婦人会等域組織役員や健康推進員の意識や行動が高まる、③関係機関や関係者の理解及び協力が高まる、の3点であった。すなわち、N 地区における地域ぐるみの健康づくりをめざした活動において保健婦が追究しているケアの質は、住民のセルフケア力を高め

ること、地域住民の中の協力者となる人々の意識や行動を高揚させること、関係機関や関係者の理解及び協力を高めることであると考えられた。

本調査の対象となった活動は、主として予防的な視点での保健婦の地区活動を扱ったものであった。しかし、活動事例 B-2 から確認できるように、当初の活動のもととなった保健婦の判断には、今現在、脳血管疾患等の生活習慣病が原因で発症し、在宅で療養している住民の生活実態を捉え、その人々の生活を豊かにすることをめざして行っていた援助の中での判断があると考えられた。すなわち、保健婦は、担当する地域住民に対して援助を実施し、その過程で捉えた事実から、地域に暮らすあらゆる住民のニーズを判断し、住民がより健康で豊かな生活ができることを追究していることが確認できた。

V. 引用文献

- 1) 井上幸子, 平山朝子, 金子道子編:看護学大系6巻看護の方法[1], 日本看護協会出版会, 3, 1993.

表2 地域ぐるみの健康づくりをめざした活動にみられる保健婦の判断

活動事例	保健婦が把握したニーズ	左記のもととなっている保健婦の判断の内容		活動方法選択に伴う保健婦の考え
		住民の健康や生活	地域の資源や支援体制	
B-1-1	過去2年間に地区住民の血圧測定をした結果より、高血圧者が漸増すると考えられる	過去2年間の血圧測定の結果、高血圧者が25%、治療中の者は半数以下だった。年齢が高くなるほど高血圧者が多くなっていたことがわかり、人口構成を考えると高血圧者が漸増するのではないかと推論した。 旧NN町の人口は7707名、60歳以上の人口は1359名17.6%、40歳以上2969名、38.5%で、老人の多い地区である。	3年前より地区の中心部にある市立N病院を主治医とし、脳卒中後遺症患者を中心に継続看護の試みを開始。病院長の協力と理解によってすすめられた。	例年どおり夏、結核住民検診後、座位で血圧測定を実施。2次検診はこの際高血圧(最高160～最低90以上)であった人に個人別に通知を出し、45年度は11月に3地区に分け検診出張して測定した。この結果より高血圧の実状と住民の意識等の解析を加えたい。
B-1-2	退院後、リハビリが必要な事例に対して、社会資源が乏しい地域であるため、PTやOT等の専門職による援助を導入できない状況であるが、患者の社会復帰に向けて保健婦が援助する必要がある	(検討事例の生活実態) 本人はリハビリに積極的であるが、下肢の血栓発作を再発し、再び安静臥床の生活を送ることになり、一進一退を繰り返す	市街地より約7km、バスは1時間に1本の割合で通っている。老人学級や婦人会等の地区組織活動が活発である。	退院予定患者のうち、退院後も看護を要する事例について患者連絡票を使って保健婦に訪問依頼がくる。保健婦は依頼内容に従って計画をたてて訪問し、訪問結果連絡票に訪問内容を記入し医師に送る。この方法で患者の状況を医師・保健婦が同じ形で見ることができ、問題点の多い場合、主には緊急を要する場合に直接医師と会って話し合うか電話で連絡をとるなどの方法をとっている。
B-1-3	成人病においては、結核対策とは異なり対象者の管理が十分に徹底されない現状がある	S地区の概況:市の北西部、人口2284人、世帯数556戸の農村地帯。気候は温暖で農耕に適し、米穀、果樹、野菜と各種の農産物が栽培され、風土と水利に恵まれている。兼業農家が多く、若年層は少なく働きに出ているため、大半の高齢者が農業に従事している。漬物やみそ等の保存食品は、自給自足なので自然に塩分摂取量が少なくなっている。	市街地より約7km、バスは1時間に1本の割合で通っている。老人学級や婦人会等の地区組織活動が活発である。	合同検診:共同保健計画のもとに、市・農協、普及所と合同で年1回公民館で医師の協力により集団検診を実施。事後指導として、食事、生活指導及び医療機関への紹介を実施。 血圧検診:年2回、公民館で医師により血圧測定、保健婦による個別指導 個別指導:成人病検診個人カードより把握し、64歳以下の若年層を主とし、血圧160/90以上の者、治療放置者、合併症をもつ者、貧血傾向のある者、機能回復訓練の必要者、市立病院より訪問依頼のあった者等を対象。計画として1ケースを最低年2回訪問することとし、5地区に分け、地区別に訪問実施。病院からの依頼のあった者は、訪問依頼結果連絡票により医師連絡を行う。
B-1-4	N地区において取り組んできた成人病予防対策について、その中のO地区の改善の傾向がみられない	O地区の概要:市の北西部に細長く開けた平野の末端に位置する旧NN町のひとつで人口1,922人世帯数498戸の農村地帯。産業は、農畜農業が73.8%、恵まれた風土、気候の中で稲作、果樹(みかん)、野菜等の各種栽培と乳用牛の飼育が行われている。専業農家は14.1%で大半は第2種兼業農家である。過去3年間の動向をみるとO地区では成人病死亡率がなお高く改善がみられない。	民間の路線バスが1時間に1本、旧NN町にある医療機関(公立の病院、開業医)までは遠く、開業医の出張診療が週3回行われている。成人病予防対策について、O地区に対して昭和54年4月より、より地域に密着した働きかけを行ってきた	①成人病検診:N地区成人病対策の基礎資料を得る目的で、小部(落単位(5地区))で実施。対象年齢は特に決めず、有線放送、各区長の協力を得て住民にPRし162人の受診があった。 ②家庭訪問:63人を検診の事後指導対象とし、全戸訪問した。 ③移動保健所:医療機関に恵まれず、保健所より遠いということと住民の健康生活への意識づけを図ることを目的に、年1回検診の場を設けた。高血圧者、尿蛋白陽性者は家庭訪問による個別指導を実施している ④家庭看護教室:予防と同時に脳卒中で倒れた人たちの援助助といことで、患者家族を対象に開催。福祉事務所、病院から把握したたねたき老人、身体障害者21名について全戸訪問(アンケート調査)し、その中から家族看護の必要なケース14名を選び個別通知した。7名参加で、お互い日頃の状況等を話し合い、アンケートで希望のあった足浴、洗髪のデモも行なった。 ⑤衛生教育(味噌汁塩分測定):高血圧予防を食生活の面からも考えるために実施。

表2 地域ぐるみの健康づくりをめざした活動にみられる保健婦の判断 (つづき)

活動事例	保健婦が把握したニーズ	左記のもととなっている保健婦の判断の内容		活動方法選択に伴う保健婦の考え
		住民の健康や生活	地域の資源や支援体制	
B-5	検診結果より、市内他地区に比較して異常者の割合が多くみられたため、検診に携わった保健婦、市役所、農協、普及所の関係者が話し合い、住民の日常生活環境からの問題が健康に強く影響を及ぼし疾病をおこしていると思われるので、この地区全体の健康水準を向上させなければならぬという意見に合致した。	N地区の概況:市の北西部に細長く位置し、人口6725人、世帯数1739戸、高齢人口割合17.1%、高齢化現況が目立つ地区である。農業が全世帯の70%を占める。第2種農業家が大半。成人病による死亡率が高い。昭和55年農協主催の厚生連による検診があり、受診者318名のうち、高血圧、貧血、肝機能、農夫症等、何らかの異常のあるもの145名(45.6%)で、市内の他地区の結果と比較して異常者の割合が多くみられた。	交通の便は、民間の路線バスが1時間に1本、医療機関は、市立の国保病院と開業医が1施設ある。	過重労働、生活時間の配分、食生活のアンバランス等、健康生活への問題解決をはかるために、4機関がひとつにまとめ、保健医を各々の持ち力を十分出し合いながら実施していきたいと考え、協力体制としての健康推進部会をもつことにより、4機関による健康づくり活動を推進していくことになった。 1年目(昭和55年):関係機関健康管理打ち合わせ会議、厚生連による検診、検診結果報告会、保健婦による事後指導の家庭訪問、住民の健康意識についてのアンケート調査(全戸配布)、健康づくり講習会、移動保健所 2年目(昭和56年):「成人病」をテーマに、より実質的な具体的なものとして健康問題を住民に訴えようと味噌汁の塩分測定や自作による紙芝居を用いた衛生教育実施。日曜祭日実施の要望にこたえた。参加できない住民のために講習会の内容をもちこんだ機関紙「健康だより」を年4回発行(4機関が1回ずつ担当して編集)し回覧方式により住民への周知徹底。健康推進部会、健康だより発行、厚生連検診、検診結果報告会、保健婦による事後指導の家庭訪問、健康づくり講習会、貧血対策講習会、健康づくりのついで、移動保健所、家庭菜園コンクール 3年目(昭和57年):回覧方式だと家族がみたいときとにみられないという声により各戸配布。 「健康づくり活動を地域ぐるみで推進するため中心となって活躍してくれる人がほしい」という要望から4機関とのパイプ役である健康推進員を各小地区から1名ずつ選出。健康推進部会、健康だより発行、厚生連検診、検診結果報告会、保健婦による事後指導の家庭訪問、健康づくり講習会、貧血対策講習会、健康づくりのついで、移動保健所、家庭菜園コンクール、健康推進員の誕生、世帯管理台帳作成
B-6	地域住民の健康づくり意識の高揚を促し、公衆衛生活動への参加を高め、住民の健康の保持増進を図る必要がある	人口6302人、世帯数1744戸で過疎化と高齢化の著しい農村的色彩の濃い地区。兼業農家が大半であり、稲作、酪農、果樹、野菜作りに追われ、「朝昼なし、季節なしに年中忙しい」と言われ、訪問しても不在であることが多い。住民の意識として、個々には健康に対する関心はあるが、実生活では仕事や日常生活の心が優先され、健康問題は重要視されていない。苦痛を感じはじめた自分の身体に目が向けられ、健診を受けたりするが、診断がついても早期治療や生活改善に結びつきにくい。健康とは仕事ができることであり、仕事に支障をきたしたときに、健康が害されたと感じている現状がある。	住みよい地域づくりを目指し、地区組織活動が行われている	①健康推進員の育成:関係機関との連絡調整や、事前に推進員の家庭を訪問し地区診断の結果を伝えたり、座談会の前に打ち合わせを行っておくなどして、推進員が中心となって会がすすめられるように努めている。推進員宅にも立ち寄り訪問し、参加者の反応をうかがったり、反対に保健知識や関連情報を返していくなど、地区のキーパーソンとしての対応に心がけている。 ②世帯管理台帳の完成:予算や時間も用意されておらず、関係者が業務の合間をぬって市の住民名簿より台帳に家族の転記を行った。多面的な情報を経年的に捉えられるよう作成。健診や健康教育の場、訪問などの保健指導に役立て指導内容の充実と結び付けられている。 ③健康教育:高血圧予防を主とした健康づくり講習会と貧血改善を目的とした貧血対策講習会、それに伴う機関紙の発行を共同保健事業として実施。

表2 地域ぐるみの健康づくりをめざした活動にみられる保健婦の判断(つづき)

活動事例	左記のもととなっている保健婦の判断の内容			活動方法選択に伴う保健婦の考え
	保健婦が把握したニーズ	住民の健康や生活	地域の資源や支援体制	
B-7	健康推進員制度が発足したが、地域の中に組織活動としての健康づくり活動がなかなか浸透してゆかないこと。その活動が自主的な活動へと結びついてゆかない等の問題が生じたことから、健康推進員制度を充実させる必要がある。	検診の必要性等、健康について住民個々の考え方が異なる。地域特性により婦人部からの回答文書は婦人しかみない等回答文書の見方に特徴がある。	行政と地域住民側との健康づくりに関するパイプ役として検討され、住民側からの発案により、健康推進員が誕生。各部落の区長代理が、健康推進員として活動。40～50代の男性のみで構成、無報酬。計21名。	全戸配布の健康だよりに推進員を紹介、回答文書は必ず推進員を通して取りまとめ、推進員に依頼、検診PRに力を入れてもらえるよう検診の重要性を説明、連絡を密にとるため保健婦、普及員等近くに行ったときも推進員を訪問する、電話連絡をするなど情報交換につとめた。
B-8	推進員が、任期2年の間にどれだけ健康に関する知識を得て活動できるかが課題である。そのためにいかに健康推進員のニーズを把握し、保健婦側のニーズと共有させ、活動の活性化を促すかが大切であり、健康推進員個々にかかわる必要性がある。		健康推進員誕生4年目。O地区の健康推進員は50～60代の男性5名で、専業農家1名、兼業農家4名、うち3名が新役員である。個々に生活背景、健康に対する知識レベルが異なる。区会議で区長代理が健康推進員であることをPRしたり、仕事の紹介をしている。健康づくり講習会等、区の行事として取り上げ集まりの場でPRしたり各区区長及び各組織団体に呼びかけたりして健康推進員と一体となり取り組んでいる。	・お互いを知るために、推進員への個別訪問、電話により、特に新役員には重点的に関わった。(健康推進員交替時、年度始め、総合検診実施前後、総合検診結果報告会実施前後、健康づくり講習会実施前後、研修会実施前後、近くまで家庭訪問の際に必ず立ち寄る) ・地区の特性を説明(出生が少なく高齢人口が多い、成人病による死亡が9割、アンケート結果から「健康について話す機会がない」と言っている、健康だからという理由で検診未受診者が多い等) ・推進員からは、地区状況、住民の反応等、生の声を吸い上げるよう努力した。 ・その都度、推進員の活動の重要性を話し、労をねぎらい、悩みを引き出すようにした。 ・できるだけ健康推進員のニーズにそうよう、また負担にならないようアドバイスするようにした。 ・健康づくり講習会の内容を充実させた。 ・推進員研修会を推進員からの要望により1回増やし、推進員同士の座談会の場を設けた。
積み重ねによる内容	成人病予防対策(特に高血圧)の必要性及び在宅療養者支援の必要性から、地域ぐるみで健康づくりを推進する必要性を見出し、その一手段として健康推進員の育成及び活動の活性化をめざす必要がある。	①健診結果、人口動態から統計的に高血圧対策が必要であるという健康問題 ②農村地帯ということから住民の生活実態、健康への意識	①地域の住民が利用できる医療機関、交通機関が不足していること ②区長、婦人会、及び健康推進員といった協力者の状況	①実態の把握 ②関係者と連絡を密にとり連携を重視すること ③現在援助を必要としている者への支援と同時に予防を重視すること ④住民生活に関わる関係機関と連携すること

表3 地域ぐるみの健康づくりをめざした活動による成果

活動事例	活動による成果			地域資源・支援体制の反応・変化
	当事者の反応・変化	住民の反応・変化		
B-1	有病率はやや増加している。 2次検診には約半数が応じたが、高血圧でも半数以上が放置しているというところがある。			
B-2	(検討事例) 下肢の血栓発作をのりこえ再び歩けるようになりながら、再発作にみまわれ安静臥床の毎日を送っている。年齢的にも若くリハビリテーションにも積極的で保健指導の一つ一つに熱心に聞き入り反応を示した。とても入りやすく指導効果の上があった。			市立病院医師の理解と協力が得られた
B-3	治療放置者に対して、訪問を重ねていくうちに、受診し再び服薬する者もあり、訪問による効果が着実に上がっている。 食事指導については塩分制限に対する知識がある者もあり、自覚があっても実行に移せない者もいる。 訪問途中で住民から相談を受けるようになった。			
B-4	・検診は会場から遠い部落の受診がほとんど無い ・今後も家庭看護教室を開催してほしいという全員の意見が出た ・みそ汁塩分濃度測定への参加はわずか46戸(9.2%)だったが、ほとんどの家庭が今までの濃さで良い。			・検診は近くでやってほしいという区長からの声があった。 ・その後、塩分測定が機になり、婦人会より農業祭の栄養改善コーナー設置に関して協力依頼があり、当日は標準濃度の味噌汁試飲をはじめ、理想的な1日の献立等の展示も合わせて行われた。
B-5	・健康づくり講習会への参加:21地区で270名。若い世代は勤めに出ていて参加できず、中高年層者が多い。 ・参加者の意見:「健康は大切だと理解していても毎日の生活に追われてしまい、健康的な日常生活を実行することができない」という意見や、家庭に帰って話したところ反響がみられ「保健婦より直接若い世代に話をしてもいい」、日曜祭日にも行ってもいい」という要望が出された。勤務している人からも「夜間や集会の折に実施してもらえないか」という相談もあった。 ・「健康づくり活動を地域ぐるみで推進するため中心となって活躍してくれる人がほしい」という要望がでた。	健康づくり活動を地域ぐるみで推進するため中心となって活躍してくれる人がほしいという要望から健康推進員が誕生した		・参加者の意見に基づき、4機関は今後引き続き、健康に対する意識の啓蒙普及を図ることを申し合わせ。 ・住民の要望に答えようと4機関で話し合いを重ね要望のあった地区に対しては日曜祭日夜間にかかわらず出られる体制をとり実施。
B-6	住民からも活発な意見が聞かれるようになり、講習会が参加数・内容共に充実。 野菜づくりに励む人達から出た「健康を守るため無公害で新鮮な自家製野菜を中心とした食事をしてほしい」という話がきっかけで「計画的な家庭菜園」へと話が広がった。協同担当事者の指導もありやりとりが活発に行われた。その中で、季節的に同じ野菜を多く利用しているため、調理方法や献立の工夫に住民自身が関心をもち、栄養士や保健婦に栄養面からの意見を求めた。自主運営型の講習会になってきている。 健康面では、受診率の増加、結果報告会参加者が初年に比べ2倍以上に増えていること、治療中の者を除いた異常者割合に減少傾向がみられること、健診を受けただけで異常を放置する者が減少していること等、活動の効果がみられる。反面30～40代の比較的若い層の治療中断が多く、異常程度が重いことも多い。 住民自身が健康問題を自分のものとしてとらえ解決策を見出そうとする姿勢がみられる等、質的な面での向上がうかがわれる。			推進員の声が、人集めの苦労から健康に関する情報への関心がみられるようになり、自分の住む地区に対する見方が変わってくる等、少しずつ変化がみられている。(例「自分の地区には胃腸の手術を受けた者が多いが、それは水が悪いからなのだろうか。それとも他に原因があるのか、保健婦さん調べてください」) 健康づくり活動から得た保健知識を基に、座談会の場で健康管理の重要性を説くなど、「自主的な取り組み姿勢」の芽生えがある。

表3 地域ぐるみの健康づくりをめざした活動による成果(つづき)

活動事例	活動による成果		
	当事者の反応・変化	住民の反応・変化	地域資源・支援体制の反応・変化
B-7	健康診査受診者の状況が、昭和58年の男性83人に対して今年度は205人と2.5倍に増えた。		推進員自身が感じている課題として、健康に対する知識が乏しい、その為地区伝達が難しい、人集めの方法が難しい、任期が2年であるためやっつけで来たところなどで交替となる、各自仕事を持っているため日中の事業に出席できない、が出される
B-8	健康づくり講習会の参加者が約2倍増と飛躍的な伸びをみせた。 医師、歯科医師の講演及び座談会が好評だった。		- 健康推進員の最大の悩みとして人集めを訴え、健康推進員活動が参加人数で評価されるような嫌悪をする推進員、地域の人々を説得できない知識不足を訴える推進員もいた。 - 推進員自身が目的意識をもち、人集めの方法そのものにも工夫がみられた。健康づくり活動において得た知識を口コミで伝えていくことにより、健康づくりの輪が広がっていくことなど、地道な活動の大切さを気づき始めている。方針をもって活動する推進員もみられている - 推進員研修会で「他地区ではどんな風にな集めをしているのか知りたい。それを自分の地区でも活用したい」と前向きな姿勢がうかがえた。 - 座談会は活発な意見交換がなされ、他地区での活動方法や推進員活動の共有化がされるなど効果的だった。 - 自分の家の近所を誇りあったり、集まりの悪い周辺に電話をしたり健康推進員活動に積極的に協力する区長夫妻もみられた。健康推進員時代の経験を生かし健康推進員にアドバイスする区長もいた。
積み重ねによる内容	- 健康診査者、健康教育参加者が増加し、これら保健事業への意見や要望が出されるようになった。 - 住民自身が健康問題を考え、解決策を見出そうとする姿勢がみられるようになった	住民の中にキーパーソンとなる人が誕生した	- 区長、婦人会等、既存の地域組織役員が協力者となり、住民の中から誕生した健康推進員も協力者となっていた。 - 医療機関、市役所、農協、普及所といった関係機関との連携、協力体制の強化、充実

表4. 地域ぐるみの健康づくりをめざした活動によって保健婦に蓄積された判断の内容

活動事例	保健婦に蓄積された判断の内容
B-1	検診結果からわかったこと ・測定者に対する高血圧者の割合がやや上昇しその率の伸びが若年層に大きい。 ・二次検診からみても高血圧者の半数以上がなお無治療である。 ・一次検診で高血圧に属した中で二次検診で正常(無治療)者は45年度は8%、46年度は13%あった。 ・個人通知を出しても受診する者は約半数であった。 ・高齢者の割合が多い地区であるため、高血圧の有病率(対人口)は他地区より高いことが想定される 住民の意識 癌、結核に対する意識は高いが、脳卒中予防は高血圧管理が第一であるという意識はまだ低い。 今後の方向性 1回の血圧測定では高血圧と決めつけることはできないこと、若年層にも高血圧が漸増しつつあるということ等から今後の脳卒中対策への一つの方針を見出した。
B-2	社会資源の乏しい地域において保健婦の果たす機能役割の認識 保健婦はPTやOTになりうるものではないが、現実には社会資源の乏しい田舎では、不十分な知識ながら、患者の社会復帰の足がかりとして保健婦が働きかけねばならない。 活動成果より、関係者の理解協力を得る重要性の認識 (活動が展開できるのは)地域の医療機関医師の保健婦活動に対する深い理解と協力による。 今後の方向性 これからは、半身まひだけではなく失語症を伴うものなど未経験な分野も担当しなければならない。 現在行われている継続看護が真の意味で実践されるよう今後とも努力していきたい。
B-3	健診後の個別指導によりわかったこと 65歳以上の者は治療中の者が多く、服薬も確実であるが、若年者は受診を勧めても自覚症状がないので一時服薬するが独自の判断で放置したり、服薬が害になるのではないかと不安をもち、治療中断している者もある。 成果による活動の評価 治療放置者に対して、訪問を重ねていくうちに、受診し再び服薬する者もあり、訪問による効果が着実に上がっていることに喜びを感じた。 継続して援助する必要性の認識 食事指導は、一人一人のケースが今までの生活習慣から薄味の食生活に切り替えていくまでには日数がかかり、本人の自覚の上に実践が伴うのには家族全員の協力と生活環境の改善が必要であり、これからの活動の問題点として引き続きとりあげなければならない。 自らの能力の査定 ケースとのコミュニケーションをすべての情報としてとらえ、活用する能力には欠けている。 今後の方向性 きめ細かな計画のもとに個別指導を充実していきたい。活発な地区組織を活用して婦人会へ働きかけ、成人病の保健指導や家庭看護について知識の普及をはかり、老人会へは脳卒中防止のための指導を中心に楽しく話し合える場を設け、老人を通して家族の健康管理をはかり、地域の健康問題解決の役割を果たしていきたい。
B-4	検診からわかったこと ・働き盛りの境界域高血圧値者に対する高血圧予防が課題 ・尿蛋白陽性者11人のうち高血圧者6人、現在高血圧治療中で正常血圧値者2人。 ・Ht35%以下の者14人はすべて40歳以上の女子、うち9人が農業に従事 今後の方向性 ・対象の把握、選択を業務量も含めて十分考慮しなければならない。訪問基準をしっかりと定める必要がある。本来に保健婦の援助を必要とするケースに対し、濃密に働きかけることが大切。少数のケースであっても、その援助に効果があるとすれば、保健婦の存在の意義が見出せるのではないかと。そのためには保健婦は地区を十分把握していなければならない。 ・少数の部落であっても住民のより身近な場所であれば受診してくれない。 地域住民との協力体制の重要性の認識 健康相談、衛生教育開催にあたっては、地域の区長、婦人会員、専門職員(栄養士等)の協力のもとに行ってきた。地区活動を展開していくためには、その連携は欠かせないもので、今後の活動に大きく影響するのではないかと考えると、消極的な態度ではいけないと痛感した。実際に地区活動に取り組みながら勉強させられた。 保健婦活動展開の基本を確認 保健婦が地区を担当して活動する場合、その働きかけはいろいろな方法があるが、その地区に対する科学的な地区診断、的確な健康問題の捉え方をし、それが全体のその部分に位置しているのかを理解し保健婦活動を展開していかなければならないと、保健婦である自分自身の仕事の方向性を見失うのではないかと思う。
B-5	住民の意識 徐々にではあるが確実に住民の中に健康に対する認識が芽生えてきている。 活動成果より関係者の理解協力を得る重要性の認識 4機関による健康づくり活動がスムーズに行われてきたことは4機関相互の綿密な連携プレーはもとより、既成地区組織の協力が大きであった。 今後の方向性 今後、各家庭ごとの健康管理をしていくことや情報の一元化を図るため世帯管理台帳を作成中であり、これを活用して保健婦の各家庭に密着した個別指導の充実をはかっていきたい。 保健婦の責務の認識 4機関各々のかかわりの中で対人保健サービスの重複部分も考えられるが「あくまでも住民サイドに立った活動を」ということを徹底に(保健婦として)専門性を生かすためにはより高度な技術と知識を身につけて実施していくことの必要性を痛切に感じている

表4 地域ぐるみの健康づくりをめざした活動によって保健婦に蓄積された判断の内容（つづき）

活動事例	保健婦に蓄積された判断の内容
B-6	推進員育成上の課題の把握 推進員が誕生して間もないことや任期が2年と短いため、推進員自身が健康づくり活動への参加の意義を十分理解しないうちに役割を交代する等の問題がある。その為か浸透の仕方に地域格差が見られている。 推進員の能力発揮の可能性の認識 区長代理が推進員として委嘱されるため住民からの信頼は深くまたリーダー的存在であることから推進員自身の能力を発揮することは可能と考えられる。 推進員個々にかかわる必要性の認識 今後も推進員が健康づくりの必要性を理解し、意欲的かつ自主的な活動が展開できるよう、また任期を終え健康づくりの意義を知った人たちが地域に増えていき、健康づくり活動を盛りたててくれるよう、推進員を育成していく面で推進員個々にかかわっていく必要性を感じている。 世帯管理台帳の有効性と今後の方向性 世帯管理台帳は、健康問題について個別から家族単位へと目をむけやすく、検診未受診者への働きかけを可能にする。また健康情報と合わせた生活実態の経年的把握の中からの問題点の追求ができ、活動の評価の資料ともなり、幅広く活用できるといったメリットがある。今後も関係者による台帳の維持管理の徹底につとめ、そこから引きだした保健情報を地区住民に還元すると共に、情報収集及び情報管理システムの確立を図っていきたい。 健診に関する今後の方向性 受診率増加、結果報告会参加者増加、異常者割合の減少、健診後に異常の放置をする者の減少等がみられる。反面、30～40代の比較的若い層の治療中断者が多く、異常程度が重いことも多い。継続して健診を受ける者が少なく、定期健診の習慣化を図る働きかけが必要である。 住民の行動変化の評価 働き盛りの男性参加が増えてきていることは健康づくり活動の広がりを示すものとして重要視している。 保健婦の役割の認識 地域保健活動は行政と住民の共同活動と考える。保健婦は地域に密着した活動を展開し、地域ぐるみの健康づくりをより推進しやすい方向に導く者として、その役割の重さを痛感するが関係者の協力を得ながら住民自らの健康づくり活動へと発展させたい。
B-7	新たにみえてきたニーズ （推進員活動が）発足当時よりも地域に浸透しつつあるが、自主的かつ積極的な活動には至っていない。個々の健康に対する認識の違い、健康観の相違と知識不足がある。研修会のよりいっそうの充実を図る必要がある。 問題点の把握 ・推進員活動を盛り上げてゆくための推進員や地域に対するかかわり方 ・活動を推進していく上での関係機関の日程調整が難しい ・推進員活動の予算化 推進員の研修会の意義と今後の方向性 推進員の研修会をより一層の充実を図る上で内容及び回数を再検討したい。単なる学習の場としてのみでなく、各部落の情報提供しあい意見交換の場であると同時に、日ごろ面識の少ない人々の親睦を深める等、意義がある。また、地元医師から地域の健康状況などを学習したり、保健婦、普及員、栄養士等、それぞれの立場からの情報も得られ、地区を把握し理解する上で重要である。 推進員活動の効果の期待 改選が早いことにより多くの人に推進員を経験してもらえる。将来、区長という地区から信頼を集めた人であることは、今後この活動を推進していく上で非常に大きな力である。 今後の方向性 健康推進員制度の樹立に向けてまだまだ多くの問題が残されているが一つ一つ住民に一つ地道な活動の積み重ねにより基盤を固め徐々に地区住民に浸透していくよう今後も協力体制をとってゆかねばならないと考える
B-8	問題点の把握 ・健康推進員が保健婦に求めているものの相違を身近に感じた。 ・N地区における健康づくり活動は、他機関、他職種との連携のもととりくんで5年目であるが、作業を公平に分担することが多く、それぞれの専門性が不明確になりやすい 健康推進員に対する保健婦の役割の認識 ・保健婦が個々に推進員にかかわり、お互いの持っている問題点を共有し、一緒に考えることから始まる。 ・健康推進員が保健婦をより身近な存在と感ずることにより地区状況や健康推進員自身の悩みを引き出し出している。特に健康推進員交代時は濃密なかかわりが今後の推進員活動に影響していく。 ・その時々により目的をもち健康推進員と連携をとり一つ一つを積み上げてゆかなければならない。それは健康推進員の地区に対する視点や取り組み方により、年々推進員制度の浸透状況に変化がみられていることから重要である。 ・以前ほとんど健康に関心のなかった人々が健康推進員として活動することで、健康の大切さ、健康づくり活動はどのように進められているかなどを知り、次期会長となっても協力的であり、短期間で多くの人が健康推進員を体験できるメリットがでている。任期にこだわらず長い目でみていく必要があると思われる ・各組織を育成していくにはあせらず根気よく目的をもってかかわっていくことが大切である。多くのことを要望するのではなく、まず何を解決しなければならぬかを考えながら活動していきたい。 推進員に対する自らの能力の査定 推進員個々の持っている悩みを吸い上げ、個々で解決できるものや全体で考えていかなければならないものなど見きわめる力を保健婦として身につけるよう絶えず努力していきたい。
積み重ねる内容	・検診、事後指導等の活動を通して、住民の健康問題、生活実態、意識や考え方の把握 ・活動成果により活動方法の検討 ・保健婦活動の基本と自分自身の照らし合わせ

事例分析C：地域保健法制定後の母子保健体制の基盤作りを目的とした活動の

積み重ねにみられる保健婦の判断

武藤 紀子

I. 目的

本報告は、地域保健法制定後の保健所保健婦の専門的な役割を模索しながら、母子保健体制の基盤作りを目的として行われた活動の積み重ねの中にみられる保健婦の判断を明らかにすることを目的とする。

いた6つの活動事例を選択した。表1に活動事例の概要を示す。平成7年から平成8年の2年間のT保健所の活動事例C-1、C-2と、K保健所の活動事例C-3、C-4、そして地域保健法の施行に伴いT保健所とK保健所が統合されてできたA保健所の平成9年から平成10年の2年間の活動事例C-5、C-6である。

II. 方法

1. 調査対象

調査対象は、C県保健活動業務研究集録(以下業務集録と略す)に掲載されていた活動の中で、地域保健法制定後の母子保健活動における保健所保健婦の専門的な役割を検討して

2. 調査方法

業務集録の記載内容の読み取り、調査対象の活動事例に携わった保健婦3名への面接聴取、並びに当該活動に関連する資料収集により、調査項目を調べる。

表1 活動事例の概要

年	保健所	T 保 健 所	K 保 健 所
平成7年	業務集録題目	【活動事例 C-1】地域保健法施行に伴うT保健所保健婦活動について	【活動事例 C-3】在宅重度障害児を支える保健婦の役割
	活動目的	市町村への支援事業の見直しにより、平成9年以降の業務移譲を円滑に行うための平成8年度の活動方針を明確にする。	在宅重度障害児及び母親への育児支援の充実に向け、保健婦の役割について母親側のアンケート調査により検討する。
	活動内容	・保健所保健婦・士自身の市町村支援事業についての意識を明らかにする ・管内全市町村の保健衛生担当課長、保健婦、関係職員の今後の活動で困難であると思われること、保健所に期待することを明らかにする	・平成6年から開始した集団機能を有する相談事業の利用者7名の「障害の受容状況」、「体験してきたこと」、「将来への展望」の把握 ・保健婦活動をまとめる
平成8年	業務集録題目	【活動事例 C-2】地域保健法全面施行後の母子保健活動への取り組みについて	【活動事例 C-4】在宅障害児を地域で支える保健所保健婦の役割
	活動内容	地域保健法体制下での母子保健活動における保健所保健婦の役割を明確にする。	継続支援した事例を見直すことにより、在宅障害児を地域で支える保健婦の役割を検討する。
	活動内容	・統計資料、保健婦活動の現状から母子保健の問題点、課題の整理 ・管内各市町村の次年度実施予定の母子保健事業を保健所への要望の把握 ・産婦人科医との周産期問題検討会の開催 ・障害児親子の集いの実施	・保健婦が支援する障害児4名の事例の中から家族の意識、療育への取り組み、保健・福祉サービスの利用拡大にもっとも変化の見られた1事例に対する、出生から5歳7ヶ月現在にいたるまでの支援過程における保健婦の判断、支援内容、結果についての事例検討
	保健所	A 保 健 所	
平成9年	業務集録題目	【活動事例 C-5】保健所の機能強化を考える ―母子保健事業を通して―	
	活動目的	保健所の専門相談を通した市町村・関係機関への働きかけを振り返り、今後の管轄地域における母子保健体制の基盤づくりに必要な活動方法、他機関との連携のあり方を検討する。	
	活動内容	・専門相談を通した市町村・関係機関への意図的な働きかけ ・管内市町村及び保健所で実施している母子保健事業の目的・対象の把握と両者の関連の整理、母子保健関係の専門相談の市町村別利用状況の把握	
平成9・10年	業務集録題目	【活動事例 C-6】ぜんそく児を地域で支える基盤作りにおける保健所保健婦の役割	
	活動目的	ぜんそく児を地域で支える基盤作りにおける保健所保健婦の役割を明らかにする。	
	活動内容	・平成9年度管内3市町在住のぜんそく児への実態調査の実施、ぜんそく講演会開催、平成10年度集い開催 ・実態調査をもとにぜんそく講演会や集いの開催に向け、ぜんそく児・家族、医療機関、市町村、保育園、学校への働きかけによるぜんそく児を支える基盤作りの実施	

なお、調査実施にあたり、調査対象の活動事例に携わった保健婦に対し、研究の目的を説明し、研究協力についての同意を得た。

3. 調査項目

- 1) 保健婦が把握したニーズ（誰のどんなニーズであるか）
- 2) 上記1)のもととなっている判断の内容、すなわち①住民の健康・生活に関する判断の内容、②地域の資源・支援体制に関する判断の内容
- 3) 活動方法、及び活動方法選択に伴う考え
- 4) 活動の成果、すなわち①当事者・家族の反応・変化、②住民の反応・変化、③地域の資源・支援体制の反応・変化
- 5) 活動を通して保健婦に蓄積された判断の内容（活動に対する自己評価、ニーズに関する新たな判断の内容）

4. 分析方法

業務集録に掲載されている活動事例を分析単位とし、複数の活動事例の経年的な検討を活動の積み重ねとする。

1) 保健婦の判断の検討

(1)活動事例ごとの判断の検討

事例ごとに、保健婦が把握したニーズ、ニーズのもととなっている判断の内容、活動方法選択に伴う考えについての調査項目を整理する。

(2)活動の積み重ねにみられる判断の内容の検討

(1)で整理した各調査項目を経時的に検討し、活動の積み重ねという観点から見出された保健婦の判断の内容を、それぞれ記述する。

2) 活動の成果の検討

(1)事例ごとの成果の検討

事例ごとに、当事者・家族の反応・変化、住民の反応・変化、地域の資源・支援体制の反応・変化についての調査項目を整理する。

(2)活動の積み重ねにみられる成果の検討

(1)で整理した各調査項目を経時的に検討し、活動の積み重ねという観点から見出された成果の内容を、それぞれ記述する。

3) 保健婦に蓄積された判断の検討

(1)事例ごとの蓄積された判断の検討

事例ごとに、活動を通して保健婦に蓄積された判断の内容についての調査項目を整理する。

(2)活動の積み重ねにみられる蓄積された判断の検討

(1)で整理した調査項目を経時的に検討し、活動の積み重ねという観点から見出された保健婦に蓄積された判断の内容を記述する。

4) 活動の成果と保健婦の判断との関連の検討

活動の成果（当事者・家族の反応・変化、住民の反応・変化、地域の資源・支援体制の反応・変化）と保健婦の判断（ニーズ、ニーズのもととなっている判断の内容、活動方法選択に伴う考え）並びに保健婦に蓄積された判断の内容との関連について検討する。

5) 4) の検討を通し、活動の積み重ねにみられる保健婦の判断の特徴、並びに地域を単位としたケアの質の確保・向上にかかわる看護判断とは何かを考察する。

III. 結果

1. 保健婦の判断

1) 活動事例ごとの判断

(1) 保健婦が把握したニーズ、ニーズのもととなっている判断の内容

活動事例 C-1 では、保健婦は保健所の市町村支援活動について大幅な見直しの必要性をニーズとして把握していた。ニーズの判断のもとには、管内の市町村の規模や保健婦数からみた市町村支援の必要性が高いという地域資源に対する判断があった。そしてそれらの管内の状況を踏まえ、地域保健法の制定に伴う体制の大きな変化を見据え、自分たち自身の役割を見直す必要があるという保健所保健

表2 地域保健法制定後の母子保健体制の基盤作りを目的とした活動にみられる保健婦の判断

活動事例	保健婦が把握したニーズ	ニーズのもととなっている判断の内容		活動方法・活動方法選択に伴う考え
		住民の健康・生活	地域の資源・支援体制	
C-1	・保健所の市町村支援活動について大幅な見直しが必要 ・市町村事業の充実		・小規模町村が多く、市町村保健婦・士の数や保健婦・士経験が少なく、市町村支援の必要性が高い ・地域保健法の制定に伴い保健所保健婦・士自身の市町村支援における役割を見直す必要がある	・地域保健法の制定に伴い、保健所市町村それぞれの役割が大きく変化していく状況にある。これまでの「手伝いの支援」では地域保健法で示されている「強化」にはならないので、保健所として何をしたらよいか考えるため、保健所保健婦自身へのアンケート調査実施 ・「現実を見て考える」という考えのもと全市町村に出向いて担当者に直接会いアンケート調査実施
C-2	・地域保健法体制化での管内の母子保健事業の充実 ・障害児の集団療育指導の場の確保 ・周産期死亡率の低下	・周産期死亡が他地域に比べ高率だった ・対象者数の少なさと地理的条件から、障害児が集団療育指導を受けられない問題がある	・平成9年度より母子保健事業の多くが市町村へ移譲される。管轄内9市町村の内、小規模町村等保健活動推進事業の対象が6町村、過疎地域等保健婦等設置促進事業の対象が1村である ・障害児の集団療育指導について、各町村では対象数が少なく実施できず、他で実施していても遠方で通えないなどの問題がある	・地域保健法全面施行の機会を活かして、管轄地域における母子保健の問題・課題を統計資料及び保健婦活動の現状から整理、管内市町村における母子保健事業と保健所への要望把握 ・前年度実施した市町村保健婦へのアンケートより、平成8年度「障害児の集団療育指導事業」を緊急の課題として実施 ・統計資料の整理から把握された周産期死亡が他地域に比べ高率であるという問題点について産婦人科医との周産期問題検討会議の開催
C-3	・在宅重度障害児と家族が持つニーズの明確化 ・養育者の障害受容 ・地域の在宅重度障害児を支える受け皿づくり	・集団相談事業を通し、障害児を育てていく過程には様々な相談ニーズ、特に障害の受容についてはニーズがあるが、利用者全員に対し、きちんとは把握できていない	社会資源が乏しい(管轄内総合病院1箇所、小児科1箇所)	・母親へのアンケートから、①障害の受容の実態を明らかにし、介入方法を振り返り、保健婦の介入の時期・役割を考える、②体験の内容から療育していく過程での相談ニーズを明らかにし、保健婦活動の評価と今後の方向性を考える、③将来の展望を明らかにし、この地域における障害児療育のための受け皿づくりの具体化の一助とする、家族調整の重要性の見直しにつなげる、保健婦のコーディネート機能の中身を明らかにする ・児の成長を共有し、気持ちの整理ができるように利用者全数に対し訪問によりアンケート調査を実施
C-4	・障害児と家族が、いくつもの課題を乗り越えながら、生活を続けられる ・障害児を地域で支えるためのネットワーク作り	・障害の告知時期、受容にかかった期間は幅があり、「なぜ？自分のせい？」という感情を多く感じている ・一番辛いことは、育児が常時母だけで孤立感と育児負担が継続していること、生命危機の体験があった ・困ったことは個々様々であり、支援としては保育の場や楽しめるリハビリなど様々なサービス資源への要望がある		・個別支援の重要性が確認できたので、保健婦が支援を行った時の思いや活動による効果の広がりをもとめ、在宅障害児を地域で支える保健所保健婦の役割の明確にするため、保健婦が支援する障害児4名の中から家族の意識、療育への取り組み、保健・福祉サービスの利用拡大に最も変化の見られた出生時から5歳7ヶ月現在まで継続支援している事例について、事例検討を実施

表2(つづき)

活動事例	保健婦が把握したニーズ	ニーズのもととなっている判断の内容		活動方法・活動方法選択に伴う考え
		住民の健康・生活	地域の資源・支援体制	
C-5	・保健所専門相談を通した市町村・関係機関への働きかけによる管内地域の母子保健体制の基盤作り ・保健所専門相談の周知及び他期間との連携強化	・障害をもつこどものための総合相談窓口への強い要望がある ・市町村の保健婦から紹介されて来所するケースが多い	・管内に専門的療育機関がない ・各種健診後のフォローとして保護者への専門的助言、医療機関へのルート作りをになう相談事業が市町村から求められている	・市町村に保健所の専門相談を理解してもらうことで、住民への周知や対象者の選定への協力が得られ、保健所のサービスが充実するという考えのもと、市町村に対し①相談結果を確実に報告し、方針を共有。②相談への積極的な参加呼びかけ。③保健所母子保健事業一覧を作成し配布。④管内保健婦・士研修会で伝達講習と資料提供 ・専門相談の実施には特に学校保健との連携を意識的に実施。D町で養護教諭との連絡会時に事業を紹介。教育関係者の助言で管内中学校にパンフレットを配布。専門相談が学校関係者の相談窓口になれることを紹介。相談結果を家族の了解の元、担任、養護教諭に伝達 ・思春期相談に向けて、教育関係者、医師、児童相談所を含めた専門職種が管内思春期問題を共有し連携を図るように、保健所保健福祉サービス調整推進会議を活用。担当の精神科医、臨床心理士と児童相談所にも助言を受けることで思春期専門相談の事業充実につなげる ・こども相談は、市町村保健婦・士や保育園保母等との連携の場として活用。 ・保健所内で、相談結果を疾病対策課に回覧により情報を共有し、小児慢性特定疾患申請窓口で事業を紹介
C-6	・ぜんそく児の状態改善、児及び家族がぜんそくに対し正しい認識をもつことによる、自己管理能力の向上 ・患者家族会の開催 ・病院、保育園関係機関、学校関係機関等に保健所の活動やぜんそく児の実態について理解を得てぜんそく児への対応の質を高める。保健所と学校保健の連携が深まるような関わりが必要	・管内は思春期になってもぜんそくが改善しないケースが多く、特に改善しないケースは保護者がぜんそくに対する誤った認識を持っていることが多い ・昨年度アンケートより、就学前に発症する人が90%と高い割合になっている ・家族同士の交流会がない	・病院はぜんそく児及び家族にとって治療のみならず、療養生活や発作時の対応などの勉強の場となっている ・保育園でのぜんそく児の実態が未把握、集いや講演会への参加がない ・学校では発作を起こしたり、発作の要因となる事項もある。またぜんそく児にとって、最も身近な存在は学校である	＜平成9年度＞ ・ぜんそく児の療養生活の現状や問題点、ニーズを明らかにするため、管内3市町在住のぜんそく児への小児慢性特定疾患の申請時面接を活用した実態調査の実施、保健婦・士だけでなく他の職種の職員も事業に関わる ・必要なケースへの家庭訪問 ・医師に地域でのぜんそく児の実態を伝え、保健所の活動を理解してもらうため、事例検討及び話し合いを実施 ・養護教諭を対象にぜんそく児の実態調査の報告及び、保健所の活動を伝え、学校の状況の把握及び情報交換を目的に話し合いを実施 ・保育園、市町村に対し喘息教室への参加勧奨 ＜平成10年度＞ ・家族 Y 氏、S 氏に対する主体性を育てる関わりの実施。Y 氏と T 小学校を訪問する ・保健所保健福祉サービス調整推進会議で医師、看護婦、養護教諭とで病院・学校・地域においてぜんそく児の自己管理能力を高める対応の仕方、各機関が担う役割について情報交換しながら検討、集いの運営方法について検討 ・集いや講演会に参加してもらうためには保育園の勤務体制や保母の意識を探る必要があるという考えから保育園長会議に出席。園長会議に出席するため、市福祉課にぜんそく児に対する事業説明と会議出席のための方法について話し合いを実施。保育園での実態が未把握のため保育園実態調査のためのアンケート実施 ・学校がぜんそく児の問題を主体的に捉えられるように関わる。そのためには教育委員会の理解と協力が欠かせない。また、養護教諭だけでなく校長や一般の教諭にぜんそく児の状況や疾患について理解してもらうことが必要。養護教諭部会にて昨年の課題を討議。養護教諭にアンケート実施。K 市教育委員会と話し合い。今までの経過や課題となっていることを説明し、集いの出席や教諭の集い・講演会への出席を依頼。T 小学校へ家族の Y 氏と訪問し実態を把握

婦自身に対する判断があった。

活動事例 C-2 では、地域保健法体制下での管内の母子保健事業の充実と障害児の集団療育の場の確保、及び周産期死亡の低下を二

ズとして把握していた。ニーズの判断のもとには、翌平成9年度より母子保健事業の多くが市町村へ移譲されるという体制の変化、及び管内市町村に適応されている推進事業の数

からみた市町村支援の必要性が高いという地域の資源に対する判断があった。また、障害児の集団療育指導が各町村では対象人数が少ないため実施できず、他で実施していても遠方で通えないという地域資源の問題を通して把握した障害児の持つ問題を判断していた。

活動事例 C-3 では、在宅重度障害児と家族が持つニーズの明確化、養育者の障害の受容、地域の在宅重度障害児を支える受け皿づくりをニーズとして把握していた。ニーズの判断のもとには、平成6年から開始した集団機能を有する相談事業を通して、障害児を育てていく過程には相談ニーズ、特に障害の受容についてはニーズがあるが、利用者全員に対してきちんとした把握ができていないという判断があった。また、地域の資源について、社会資源が乏しいという判断があった。

活動事例 C-4 では、障害児と家族がいくつもの課題を乗り越えながら、生活を続けられること、そのための障害児を地域で支えるためのネットワーク作りをニーズとして把握していた。ニーズの判断のもとには、前年度実施したアンケートから得られた障害児とその家族の実態、すなわち、「障害の告知時期、受容にかかった期間は幅があり、『なぜ？自分のせい？』という感情を多く感じている。」「一番辛いことは、育児が常時母だけで孤立感と育児負担が継続している」、「困ったことは個々様々であり、支援としては保育の場や楽しめるリハビリなど様々なサービス資源への要望がある」などの判断があった。

活動事例 C-5 では、保健所専門相談を通して市町村・関係機関への働きかけによる管内地域の母子保健体制の基盤作りと、そのための保健所専門相談の周知及び他機関との連携強化をニーズとして判断していた。ニーズの判断のもとには、障害をもつこどものための総合相談窓口への強い要望と、専門相談には市町村の保健婦から紹介されて来所するケースが多いという判断があり、また管内に専門

的療育機関がないという判断があった。

活動事例 C-6 では、ぜんそく児の状態改善、児及び家族がぜんそくに対し正しい認識をもつことによる自己管理能力の向上、患者家族会の開催、病院・保育園関係機関・学校関係機関等にぜんそく児の実態や保健所の活動について理解を得てぜんそく児への対応の質を高める、保健所と学校保健の連携が深まるような関わりの必要性をニーズとして把握していた。ニーズの判断のもとには、管内は思春期になってもぜんそくが改善しないケースが多く、特に改善しないケースは保護者がぜんそくに対する誤った認識を持っていることが多いことや、就学前に発症する人が90%と高い割合であること、家族同士の交流会がないといった当事者に対する判断があった。また、地域の資源に対する判断として、病院はぜんそく児及び家族にとって治療のみならず療養生活や発作時の対応などの勉強の場となっていること、保育園でのぜんそく児の実態が未把握であり集いや講演会への参加がないこと、学校では発作を起こしたり、発作の要因となる事項があること、ぜんそく児にとって、最も身近な存在は学校であるといった判断があった。

(2) 活動方法選択に伴う考え

活動事例 C-1 では、地域保健法の制定に伴い自分達の活動を振り返り、これまでの市町村支援活動に対する「手伝い的な支援」だったという自己評価があった。そして保健所の役割を考え直すため、市町村支援事業について保健所保健婦の意識を、アンケートにより自問自答して調査する方法を用いていた。さらに、直接的な支援の対象である市町村に対しては、「現実をみて考える」という考えのもと全市町村に出向いて担当者に直接会い、アンケート調査を実施する方法を用いていた。

活動事例 C-2 では、地域保健法全面施行に伴う大きな体制の変化の機会を活かして、管内地域における母子保健の問題・課題を統計

資料及び保健婦活動の現状から整理し、管内市町村における母子保健事業と保健所への要望を把握する方法を用いていた。また、前年度実施した市町村保健婦・担当者へのアンケートより、障害児の集団療育指導事業の実施が緊急の課題であると判断し、「親子の集い」を開催していた。さらに、統計資料の整理から周産期死亡が他地域に比べ高率であるという問題点を捉え、産婦人科医との周産期問題検討会議を開催していた。

活動事例 C-3 では、一つ目に障害の受容の実態を明らかにし、介入方法を振り返り、保健婦の介入の時期・役割を考える、二つ目に体験の内容から療育していく過程での相談ニーズを明らかにし、保健婦活動の評価と今後の方向性を考える、三つ目に将来の展望を明らかにし、この地域における障害児療育のための受け皿づくりを具体化する、家族調整の重要性の見直しにつなげる、保健婦のコーディネート機能の中身を明らかにする、という考えのもと平成6年から実施した集団相談事業利用者全数に対しアンケート調査を実施していた。またアンケート調査の実施方法として、児の成長を共有し、気持ちの整理ができるように、利用者全数に対し家庭訪問を行うという手段を選択していた。

活動事例 C-4 では、前年度実施したアンケートから個別支援の重要性が確認できたので、保健婦が支援を行った時の思いや活動による効果の広がりをもとめ、在宅障害児を地域で支える保健所保健婦の役割の明確にするという考えのもと、保健婦が支援する障害児4名の中から家族の意識、療育への取り組み、保健・福祉サービスの利用拡大に最も変化の見られた事例を選択して、事例検討を実施していた。

活動事例 C-5 では、市町村に保健所の専門相談を理解してもらうことで、住民への周知や対象者の選定への協力が得られ、保健所のサービスが充実するという考えのもと、市町

村に対し一つ目に相談結果を確実に報告し、方針を共有する、二つ目に相談への積極的な参加を呼びかける、三つ目に保健所母子保健事業一覧を作成し配布する、四つ目に管内保健婦・土研修会で伝達講習と資料の提供を実施していた。また、特に学校保健との連携を意識的に実施し、養護教諭との連絡会時に事業を紹介する、教育関係者の助言で管内中学校にパンフレットを配布する、専門相談が学校関係者の相談窓口になれることを紹介する、家族の了解の元、担任や養護教諭に相談結果を伝達するなどを実施した。思春期相談に向けては、教育関係者、医師、児童相談所を含めた専門職種が管内の思春期問題を共有し連携を図れるように、保健所保健福祉サービス調整推進会議を活用し、こども相談は市町村保健婦・土や保育園保母等との連携の場として活用した。

活動事例 C-6 では、まず平成9年度には、ぜんそく児の療養生活の現状や問題点、ニーズを明らかにするため、管内3市町在住のぜんそく児へ小児慢性特定疾患の申請時面接を活用した実態調査を実施した。これには保健婦だけでなく他の職種の職員も関わった。医師や養護教諭に地域でのぜんそく児の実態を伝え、医師とは保健所の活動を理解してもらうため事例検討及び話し合いを実施し、養護教諭とは保健所の活動を伝え、学校の状況の把握及び情報交換を目的に話し合いを実施した。保育園、市町村に対しては喘息教室への参加を勧奨した。

平成10年度には、家族に対する主体性を育てる関わりを実施した。保健所保健福祉サービス調整推進会議では医師、看護婦、養護教諭とで病院・学校・地域においてぜんそく児の自己管理能力を高める対応の仕方や各機関が担う役割、集いの運営方法について検討した。また、保育園関係者に集いや講演会に参加してもらうためには保育園の勤務体制や保母の意識を探る必要があるという考えから

保育園長会議に出席し、さらに園長会議に出席するため、事前に市福祉課と話し合いを実施し、ぜんそく児に対する事業説明と会議出席のための方法について検討した。保育園での実態が未把握なため保育園実態調査のアンケートを実施した。学校に対しては、学校がぜんそく児の問題を主体的に捉えられるようになることを意図し、そのためには教育委員会の理解と協力が欠かせない、養護教諭だけでなく校長や一般の教諭にぜんそく児の状況や疾患について理解してもらうことが必要であるという考えのもと、K市教育委員会と話し合い、今までの経過や課題となっていることを説明し、集いの出席や教諭の集い・講演会への出席を依頼した。養護教諭部会にて今年の課題を討議し、養護教諭にアンケート実施した。そして当事者であるぜんそく児の家族と小学校を訪問し実態を把握した。

2) 活動の積み重ねにみられる判断の内容

(1) 把握したニーズ、ニーズのもととなっている判断の内容

活動事例 C-1 と活動事例 C-2 を積み重ねにおいては、まず、地域保健法の制定に伴う体制の大きな変化を見据え、自分たち自身の役割を見直す必要があるという保健所保健婦自身に対する判断があった。そして C-1 の活動を経て、地域保健法体制下での管内の母子保健事業の充実へと活動の目的を焦点化していた。さらに、活動事例 C-2 では、障害児の集団療育の場の確保や周産期死亡の低下の必要性、すなわち健康問題を持つ当事者のニーズを判断していた。

活動事例 C-3 と活動事例 C-4 を積み重ねることにより在宅重度障害児とその家族のニーズの捉え方が、いくつもの課題を乗り越えながら生活を続けられるようにすると、より対象者の立場に立ち、個々の持つ問題の多様性や困難さなど全体像を包括した内容に変化していた。さらに、地域での支援体制について

活動事例 C-3 では「受け皿」としているのに対し、活動事例 C-4 では「ネットワーク」に変化していた。すなわち、一方向性の支援ではなく、当事者をも含めた双方向性の協働による地域の支援体制づくりへとニーズが変化していた。そのもととなっている判断は、在宅重度障害児と家族個々に対する生活上の困難さや辛さなど、生活実態や気持ち・考えの詳細な判断があった。

活動事例 C-1 と C-2、活動事例 C-3 と C-4 を統合して積み重ねることにより、活動事例 C-5 では、地域保健法体制下における保健所の役割として、専門相談を通した管内地域の母子保健体制の基盤作り、保健所専門相談の周知及び他機関との連携強化をニーズとして判断していた。このもととなっている判断は、活動事例 C-1、C-2 を積み重ねて得られた「各種健診後のフォローとして保護者への専門的助言、医療機関へのルート作りをになう相談事業が市町村から求められている」という判断と、活動事例 C-3、C-4 を積み重ねて得られた「障害をもつこどものための総合相談窓口への強い要望がある」「支援ネットワークの充実が必要」という判断があった。そして活動事例 C-5 と平行して取り組まれていた活動事例 C-6 では、地域保健法体制下になり新たに捉えたぜんそく児と家族の健康問題解決を目指した支援体制の基盤作りに関するニーズを判断していた。

(2) 活動方法選択に伴う考え

活動事例 C-1 と活動事例 C-2 の積み重ねにおいては、まず自分たち自身の活動を振り返るという方法と、地域の資源である市町村の持つニーズを現地に出向いて直接捉えるという方法を選択していた。次いで、原則的な統計資料の整理と要望の把握を重ねていた。そして、それらの活動の中で捉えた住民の具体的なニーズに対してはすぐに活動を実施していた。

活動事例 C-3 と活動事例 C-4 の積み重ねに

においては、まずは、障害児と家族が持つニーズを明確にする方法を選択し、その手段として対象者が気持ちを振り返る機会となることを意図し、単なる調査ではなく援助としての意味を重視していた。そして、対象者の変化した実態から保健婦の支援の有効性を見出し、在宅障害児を地域で支える保健所保健婦の役割の明確にするため、自ら支援を行った時の思い、すなわち意図や判断を明確にする事例検討の方法を選択していた。

活動事例 C-1 と C-2、活動事例 C-3 と C-4 を統合した活動事例 C-5 では、保健所として求められていると判断した専門相談について、関係機関に相談そのものの理解を得ることや当事者の持つ問題を共有することを重視した活動を行っており、その手段として保健所保健福祉サービス調整会議を活用する方法を用いていた。この活動は、活動事例 C-4 で事例検討を行った事例に対し保健婦が行っていた活動方法であった。活動事例 C-6 でも平成9年度は同様の活動方法を用いていたが、平成10年には、各関係機関が主体的に問題に関われるようにするということを明確に意図していた。さらに、「保育園の勤務体制や保母の意識を探る必要がある」や「教育委員会の理解と協力が欠かせない。養護教諭だけでなく校長や一般の教諭に理解してもらうことが必要」と、関係機関の実態に即して、関係機関の誰に関わる必要があるのかという判断のもとに、より意図的な活動を行っていた。

2. 活動の成果の検討

1) 事例ごとの成果

(1) 当事者・家族の反応・変化

活動事例 C-2 と活動事例 C-3C-4 は保健所が異なるため対象は異なるが、ともに障害児と家族に活動の成果がみられた。活動事例 C-2 では交流の場の確保があり、活動事例 C-3 では前向きな療育姿勢への変化、仲間同士支え合おうという意識の芽生え、情報の獲得に

よる育児全般の判断力の向上、合併症の防止、及び介護負担の軽減が成果としてみられた。また、活動事例 C-4 の事例検討の対象としていた事例には、育児・受療に関する不安の軽減、必要なサービス情報の獲得、主治医との医療面以外の不安をも受け止めてもらえる関係の構築、管外サービスの利用の実現、自主的・主体的な療育姿勢、地域の他の在宅重度障害児の支え手としての役割の発揮という変化の過程が成果としてみられた。

活動事例 C-5 では、事業の周知を図った学校への関わりにより、養護教諭やパンフレットを通じて思春期専門相談の利用につながった中学生と家族がいた。活動事例 C-6 では、ぜんそく児と家族の講演会の参加者が増加し、講演会により新たな知識を獲得したという反応がみられた。そして、ぜんそく児の家族が交流の場を協力して運営するようになるという主体的な取り組みへの変化がみられた。

(2) 地域の資源・支援体制の反応・変化

活動事例 C-4 では、在宅重度障害児の抱える問題の共有による医療機関・専門施設同士の情報交換の円滑化、管内の枠を越えた専門施設の利用範囲の拡大、新たな療育施設の仮設置、医療機関の医師の保健所事業への協力が事例への支援をとおして地域の資源・支援体制の変化としてみられた。

活動事例 C-5 及び C-6 では、医療機関（医師・看護婦）、保育園（保母）、学校（養護教諭、校長、教育委員会）らに、当事者への対応の必要性を認識する、関係者自身の対応や機関の環境に対する問題を認識する、それぞれの機関と連携することの重要性を認識する、各機関で改善できることについて積極的に取り組んでいくという姿勢の変化が成果としてみられた。

2) 活動の積み重ねにみられる成果

活動事例 C-1、C-2、及び C-3、C-4 の積み重ねでは、当事者である障害児と家族に成果がみられ、特に活動事例 C-4 では、不安の軽

表3 地域保健法制定後の母子保健体制の基盤作りを目的とした活動による成果

活動事例	活動による成果	
	当事者・家族の反応・変化	地域資源・支援体制の反応・変化
C-1		
C-2	・障害児の集団療育指導の場として実施した親子の集いが親子の交流の場になっている	
C-3	・専門医による摂食相談で呼吸器障害の防止や介護負担の軽減が図れた ・保健・医療・福祉面の情報が入り、育児全般に判断力がついてきた ・集団支援の導入により「自分の子だけ」という考えがなくなり前向きに頑張ろうとの考えがでてきた ・自分自身の知っていることで、他の人に役立つことはないかという考えるようになった ・訪問面接調査により母親が自分の気持ちを整理する機会となり、前向きな姿勢につながった ・保健所で相談の場作りをしたことは、育児の面で役立ったと母親が評価	
C-4	・育児、受療に関する不安軽減 ・必要なサービスの情報が提供された ・主治医が医療面以外の不安も受け止めてくれるようになった ・相談窓口が明確になり、母子入園につながった。母子入園で受容され気持ちが安定してきて、自主性が見え始めた ・管外の施設の利用が可能になった ・グループ相談に呼んでほしい先生の情報を提供できるようになる、地区の子供会に参加する ・母親が自分の役割を認識し自信を持つようになった ・グループでリーダー的役割を認識する、グループの連絡係を担う ・地域での情報提供者として認識する ・グループ活動が継続、同じ問題を持つ仲間との交流に力づけられる	・主治医、管内の福祉担当者が在宅重度障害児の抱える問題を共有し、情報交換がしやすくなる。通所・通学の必要性を専門機関が理解した ・事例の問題を共有したことから、主治医の保健所事業への参加につながった ・仮マザーズの開催
C-5	・思春期問題検討会実施後、養護教諭を通じて子ども相談を利用したケースがある ・管内中学校に配布したパンフレットを全戸配布した学校があり、それがきっかけで相談につながったケースがある	・思春期問題検討会実施後、養護教諭から子ども相談へ紹介ケースがあり、養護教諭にとって活用できる相談資源ができた ・養護教諭や学級担任との情報交換や課題の共有ができた
C-6	・H9 喘息講演会に中学生 2 名を含む 65 名が参加、学校を通した通知により参加者が増加 ・「喘息発作は複数の原因によって起こることがわかった、掃除の仕方がわかった」という意見が寄せられた。 ・家族が不安に思っていることをぜんそく教室において医師の講演内容に取り入れてもらえた ・情報交換の場として集いの継続を望む意見が出された ・Y 氏は環境改善の主体は家族や学校にあることを認識し今後集いの運営について協力し合うこととなった ・S 氏は虚弱児施設の保母で、今後親同士の交流会に協力してもらうことになった	・H9 ぜんそく講演会に市町保健婦、福祉関係者が参加 ＜医療機関＞ ・医師がぜんそく児と家族の不安を理解した ・ぜんそく児、家族同士の交流を活発にし情報量をふやすこと、体験学習は重要であることで意見が一致した。 ・医師が学校との連携の重要性や親たちの心理状態を受け入れることの大切さを明確に認識した ・看護婦は看護婦のかかわりの不足を自覚し、ぜんそく児を支援する発言が得られた ＜保育園＞ ・保母が発作児の対応について知りたいと意見を出した ・集いに保母 1 名が参加し、保育園でのぜんそく児への関わりが必要という意見を出した ＜学校＞ ・養護教諭から、学校にじゅうたんが敷かれている現状を、状況を改善のための医師や行政への働きかけたいという意見が出た。また、直接家族の声を聞くことで、今後家庭訪問や状況の把握、一般教諭への啓発に取り組んでいきたいという意見が多く出た ・校長から環境改善に取り組みたいという発言がある ・教育委員会に活動について理解が得られ、一般の教諭が講演会に出られるように配慮すると理解を得た。教育委員会が集いに参加。ぜんそく児について前向きに取り組みたい、じゅうたんをすぐに取り替えることは、予算面でできないが改修の時にはがすようにするという意見がでた

減から主体的な問題解決行動、さらには同じ障害児と家族のグループの中でリーダー役割の発揮へと成果が広がっていた。また、一事例に対応した支援をとおして地域の資源・支援体制に変化がみられていたが、活動事例 C-1C-2 と C-3C-4 を統合して積み重ねた活動事例 C-5 と活動事例 C-6 の積み重ねでは、医療機関や学校などの関係者自身の主体的な問題への取り組みへと変化がみられ、成果が発展していった。

3. 保健婦に蓄積された判断の検討

1) 事例ごとの蓄積された判断

活動事例 C-1 からは、保健所と市町村が互いに自立することが地域保健法に対応した活動展開に必要であること、管内市町村のもつ母子保健事業の移譲やマンパワー不足の問題に対する支援の必要性、障害児の集団療育指導についての広域的な取り組みの必要性、情報収集・提供が保健所の役割として求められていることが判断として蓄積されていた。

活動事例 C-2 からは、周産期死亡が高いことの原因を探るため行った産婦人科との会議を通し、産婦人科医との認識の違いや連携の必要性を判断していた。また、保健所保健婦自身のハイリスク妊婦への関わりや低体重出生児や障害児に対する訪問活動、障害児の親子の集いの内容に対する自己評価から問題点を認識し今後の活動の方向性を判断していた。管内市町村から、小規模町村では対象者数の少なさや専門性の高さから対応が困難なことについて保健所での広域的な調整や専門的な相談事業の強化が求められていることを判断していた。

活動事例 C-3 からは、重度障害児の在宅療養支援における「できるだけ早期から一緒に考える姿勢で関わる」個別支援の重要性和医療機関との連携の必要性、集団支援の在宅重度障害児の療育生活の継続における効果が確認されていた。そして「障害児のための専門

的な総合相談窓口、健常児と交流できる保育場面、療育施設の設置」などの在宅重度障害児と家族の要望が判断として蓄積されていた。さらにそれらをもとに、障害児の療育や生活の全体像を捉えニーズを明確にすること、地区診断に基づく必要な社会資源の診断、社会資源の活用や地域への啓蒙活動が必要であることを判断として蓄積していた。

活動事例 C-4 からは、障害児と家族への支援において、「重度障害児の養育者が障害を受容するには、育児や受療の不安が軽減でき、療育のニーズが満たされることがきっかけになること」、「障害の受容を確認し、養育者が主体的に療育に取り組めるように支援していくことが必要である」、「重度障害児の在宅療養継続には医療機関、専門機関との連携が必要で、児に必要な情報を養育者自身が選択できるように支援することが重要である」ということを事例検討から確認していた。その上で保健婦は障害があっても地域でより良い生活を送るための関係機関との支援ネットワークを、事例を通して構築することが必要であることや、事例のニーズを引き出す窓口となりうる関係機関と保健所の保健婦がどう連携しネットワークを充実させていくかが今後の課題であることを判断として蓄積していた。

活動事例 C-5 からは、「学童から思春期にかけて、医療、福祉、学校、保健という多分野と連携をとることによる幅広い母子保健活動の展開が可能、専門相談を通して互いの機関を結び付ける機能が発揮できる」、「治療中でも日常生活や予後について不安を抱える家族が多い」、「保健所の専門サービスの実施には市町村の基本的サービスの実施が不可欠であり、市町村の事業内容や保健婦の思いまで詳細に捉える必要がある」ということが判断として蓄積されていた。

活動事例 C-6 からは、ぜんそく児と家族の交流の場への要望を捉えていた。そして、地域でぜんそく児を支える基盤づくりにおいて

表4 地域保健法制定後の母子保健体制の基盤作りを目的とした活動によって保健婦に蓄積された判断

活動事例	保健婦に蓄積された判断の内容
C-1	・保健所と市町村がお互いに自立することで、地域保健法に対応した活動が展開できる ・障害児の集団療育指導について、各町村単位では対象数が少なく、他で実施していても遠方で通えないなどの問題があり、広域的な取り組みの必要性がある ・管内市町村では、母子保健事業の移譲に関し不安があり、会議の開催が必要。専門職のマンパワー不足があり、今後は単に保健所保健婦が人材として補うのではなく、事業の見直しや「人材バンク」として役割を発揮することに重点を置く ・情報の収集・提供、及び研修の充実が保健所に求められている役割である
C-2	・保健婦のハイリスク妊婦への関わりが不十分であり、その理由は医療機関で管理されている、母が就労しているなどで訪問の優先度が低くなっていることが考えられた。周産期死亡率が高いことについては原因が不明であり今後関係機関と情報交換を通して、発生要因を調査研究することが必要。ハイリスク妊婦の捉え方に医療機関と違いがあり、産婦人科との連携で保健指導を実施していないという問題点を認識。今後は病診連携も含めた体制作りが必要 ・低体重児・障害児は訪問を通して得たデータの分析が不十分であり、そのため訪問活動が個々のケースへの保健指導にとどまり、周産期死亡や低体重児・障害児の予防活動につなげられていない現状がある ・障害児の親子の集いは集団療育の場としては不十分であり、今後の方向性が定まっていけないという問題点を認識。児への療育支援と保護者間の情報交換の場、在宅看護に関する相談の場として充実させていくことが必要。将来的には市町村との共同実施により開催することを念頭におき活動することも必要。 ・管内市町村は母親学級は対象者が少なく仲間作りの役割が担えないため、近隣町村との合同開催や広域的な実施を希望している、今後広域的な実施に向けた調整機能を発揮することが必要 ・保健所に対する各種健診後のフォローの場として専門医療機関につなげる必要性を確認し、保護者への専門的助言、医療機関へのルート作りを担う相談事業の強化が必要である ・管内の出生数が少ないことから母親同士や子供の交流の場がないという声が多く聞かれるようになっている。核家族化が進んでおり、母子の孤立化が問題となっている ・妊産婦、新生児訪問指導実施について地域助産婦の高齢化や町村保健婦数の不足により厳しい状況がある
C-3	・個別支援については、できるだけ早期から一緒に考える姿勢で関わることが重要で、そのためには医療機関との連携が必要。今後も情報の一元化や保健所保健福祉サービス調整会議等を活用したスムーズな連絡体制づくりの継続が必要。 ・母親のみに関わるのではなく、家族と繰り返し関わることで家族内で協力し合える姿勢へ導くことが必要 ・集団支援の導入は療育生活の継続支援にとって効果的 ・障害児の家族は管内に専門的療育機関がない中で、児の状態に応じたケア方法の専門的指導が受けられる場、総合相談窓口を強く望んでいた。また、健常児との交流できる保育場面や療育施設設置を希望しており、関係機関へ情報提供し、設置に向けて関係者間で検討することが必要 ・障害児の療育の全体像を捉えニーズを明確にすること、地区診断に基づく必要な社会資源の診断、社会資源の活用、地域への啓蒙活動が必要である
C-4	・障害児を持つ母親へ障害に対応した具体的な育児技術の支援、気持ちの整理ができるような支援、主治医に母親の不安が伝わるような支援をすることが、母親の不安を軽減し育児の継続につながることを確認。問題を予測し、家族の不安の軽減に努め、育児が継続できるような支援をすることが必要 ・保健婦が各機関の役割や相談窓口を整理し、母親のニーズを引き出し本児に必要な情報を母親自身が選択できるように支援することで戸惑いが軽減されることを確認。保健婦は必要な情報を提供し療育継続への支援をしていく必要がある ・育児や受診の不安が軽減でき、療育のニーズが満たされることが母親が障害を受容できるきっかけになることがわかった。受容のためには、主治医や専門機関、保健婦のかかわりが重要であることを確認。保健婦は障害を受容を確認し、母親が主体的に療育に取り組めるように支援していくことが必要 ・保健婦は事例を中心としながら関係機関とのネットワーク作りやニーズに合ったサービスを提供し、障害があっても地域でより良い生活を送るための支援ネットワークを、事例を通して構築することが必要 ・事例のニーズを引き出す窓口となる関係機関を保健所保健婦が連携し、ネットワークを充実させていくことが今後の課題
C-5	・学童から思春期の間は保健所の密度が薄いと思われるが他分野と連携をとることで幅広い母子保健活動が展開できる ・専門相談を通して、医療、福祉、学校、保健という多分野の機関を互いに結び付ける機能が発揮できる ・治療中でも日常生活や予後について不安を抱える家族が多いことがわかった ・保健所の専門的サービスの実施には、市町村の基本的サービスの充実が不可欠であり、今後の専門相談のあり方を考える時は、市町村の実施している事業内容、市町村保健婦・士の思い・考えや要望等まで詳細に捉えておくことが必要。 ・市町村間で互いに参考にしたり情報交換できるように管内の情報を収集・提供していくことが大切
C-6	・対象者が家族同士の交流を望んでいる。集いに参加した父母は今困っていることがあり、問題を改善したいという積極的な人たちである、発作が頻回な就学前の情報が少ない時期に、交流会があれば精神的な支えになるというニーズがある ・市町村や保育園に事業計画を説明し、協力や情報を得ながら実施していく必要がある ・養護教諭だけでなく校長や一般の教諭にぜんそく児の状況や疾患について理解してもらう必要がある。保健所と学校保健との連携が深まるようなかかわりが必要 ・ぜんそく治療中核病院医師の考え、教諭への出席依頼の方法、学校でのぜんそく児の対応、問題がわかった ・基盤づくりには、課題について関係機関自身が問題視することが大切。そのため、情報の共有化に向けて、ぜんそく児家族の声を聞く場や話しあう場を設け、課題を表出させ、解決方法を見出せるようなかかわりが必要 ・小児慢性特定疾患の申請に保健婦・士が関わることにによりぜんそく児の全体傾向をつかむことができ、今後も個別面接を大切にし、ニーズを捉える機会としたり、支援の場として活用する ・保健婦・士だけでなく他の職種の職員も事業に関わることで成果が上がっている。保健所の専門性を活用し、事業を評価しながら活動を地域に定着化させる役割がある

「関係機関への事業説明、協力や情報を得ることの必要性、特に誰、どこに説明することが重要であるかの判断」、「基盤づくりには、課題について関係機関自身が問題視することが大切であり、そのため、情報の共有化に向けて、当事者の声を聞く場や話しあう場を設け、課題を表出させ、解決方法を見出せるようなかわりが必要」と判断を蓄積していた。さらに保健所自身の活動の自己評価として「保健所の日常業務の中で個別面接ができる機会をニーズの把握、支援の場として活用することが大切」、「保健所の専門性を活用し、保健婦・士だけでなく他の職種の職員と協力して事業に取り組み、評価しながら活動を地域に定着化させる役割がある」と判断を蓄積していた。

2) 活動の積み重ねにみられる蓄積された判断

活動事例 C-1 と C-2 の積み重ねにおいては、活動方針として保健所と市町村が互いに自立することが必要であることを地域保健法体制下での活動方針として確認し、その上で、保健所の役割としては小規模町村では対象者数の少なさや専門性の高さから対応が困難なことについて保健所での広域的な調整や専門的な相談事業の強化が求められていることを判断していた。そして活動体制の方針を模索する中でも障害児の集団療育の場の確保や周産期死亡率の高さなど具体的な健康問題、ニーズの判断をして活動を開始していた。

活動事例 C-3 と C-4 の積み重ねにおいては、重度障害児と家族への支援において、できるだけ早期から一緒に考える姿勢で関わる個別支援の重要性をまず確認し、障害の受容は当事者のニーズが満たされることによりもたらされ、障害の受容が確認できてから、主体的に療育に取り組めるように支援することが必要であるということを確認して明確に意識化していた。そして在宅療養を継続するため

の地域資源の連携による支援体制の必要性を確認しており、その構築には事例を通した働きかけが有効であることを確認していた。

活動事例 C-1 と C-2、活動事例 C-3 と C-4 を統合した活動事例 C-5 では、医療、福祉、学校、保健という多分野と連携をとることによる幅広い母子保健活動の展開が可能であるという判断を積み重ね、保健所の役割として求められている専門相談を通して互いの機関を結び付ける機能が発揮できることを確認していた。そして、活動事例 C-6 では、連携を図る上でより実践的な方法に関する判断、すなわち「関係機関への協力や情報を得る上で、特に誰、どこに説明することが重要であるか」、「基盤づくりには、課題について関係機関自身が問題視することが大切であり、そのため情報の共有化に向け、当事者の声を聞く場や話しあう場を設け、課題を表出させ解決方法を見出せるようなかわりが必要である」という判断を積み重ねていた。そして、地域保健法体制下における保健所自身の活動についても他課と協力することの必要性を確認していた。

4 活動の成果と保健婦との判断との関連

活動事例 C-1 及び C-2 では、地域保健法施行による保健行政の大幅な機構改革を、自らの活動を見直す機会として積極的に捉えており、活動方法として直接的な支援活動の対象である市町村全ての担当者に会い、実態や要望を捉えていた。それにより、市町村住民の具体的なニーズを捉え、障害児とその家族の交流の場が確保されていた。また、統計資料から現状の問題点・課題の分析を加えることにより、新たに周産期の母子の問題を捉え、そこから管内医療機関と連携して対応していくことの必要性について共通認識が得られていた。

活動事例 C-3 及び C-4 では、出生直後から一緒に考える姿勢で保健婦・士が頻回に継続

して関わり、養育者の抱える問題やニーズを明確にして支援したこと、及び障害の受容の状況の判断に基づく主体性を促す支援により、出生直後の不安の軽減から、医療機関との関係構築、管外サービス利用の実現、障害受容、地域の他の在宅障害児への支え手としての役割発揮までの成果が得られていた。そして、地域への波及効果を狙って、事例を通して在宅重度障害児の抱える問題を共有することにより、地域資源の利用範囲の拡大、関係機関同士の情報交換の円滑化、医療機関医師の保健所事業協力、新たな療育施設の仮設置の成果が得られていた。また、ニーズ把握、事業改善・向上のために、利用者全数に対する訪問調査の手段を選択しており、単なる調査だけではなく、調査を通して対象が気持ちの整理をし前向きな姿勢を持つ援助としての成果が得られていた。

活動の振り返り、事例検討により、保健婦活動として重要なことの確認という保健婦側の認識の蓄積を得ていた。

活動事例 C-5 及び C-6 では、当事者の身近な存在である学校に対し事業を周知したり、協力を得たりする働きかけにより、ニーズを持っている当事者へのサービスの周知が図られ、利用につながっていた。また、個々への面接から詳細に捉えたニーズを関係機関と共有したことによって、提供するサービスの内容がより当事者のニーズに合ったものとなり、当事者のニーズが満たされ当事者自身の主体的な問題解決へと変化があった。

活動事例 C-3、C-4 により関係機関との連携による成果を確認したことから、保健婦が関係機関と協力して問題に取り組む必要性の判断を蓄積し、さらに活動事例 C-6 で、具体的に誰、どこに協力を求めることが大事であるかを判断を積み重ね、主体的に取り組めるような働きかけを行ったことにより、関係機関自身が問題を認識し、各機関で協力し合って問題に取り組むことの必要性を認識すると

いう成果につながった。

保健所内で課を超えて、協力して情報の共有し課題への取り組みを行うことにより事業の成果があがり、保健所の機能・専門性を活用できることにつながっていた。

IV. 考察

1. 活動の積み重ねにみられる保健婦の判断の特徴

活動の成果と保健婦の判断との関連の分析結果から、活動の積み重ねにみられる保健婦の判断の特徴を考察する。

1) 保健婦自身に対する判断

(1)活動の自己評価

結果より、活動事例 C-1 ではまず、地域保健法の制定に伴う体制の大きな変化を見据え、自分たち自身の役割を見直す必要があるという判断があり、活動事例 C-3 では、平成 6 年から開始した集団機能を有する相談事業を実施する中で利用者全員に対してきちんとしたニーズの把握ができていないという活動の自己評価があった。保健婦・士は、新たな活動体制に置かれる度に、自らの役割や専門性の本質について考え、それらを発揮する方法について模索し、地域住民にとって必要な支援活動を創り出してきている¹⁾と述べられているが、本活動においても、地域保健法制定という新たな活動体制に置かれたときに、積極的に自らの役割の本質を問い直そうとする考えや、常日頃の活動における自己評価が、一連の本活動の中で繰り返しまられていた。

(2)実態の判断に基づく保健所保健婦の広域的・専門的な取り組みの必要性

結果より、一連の本活動において、特に保健所保健婦の役割を模索していた平成 7 年、8 年の活動によって、当事者の抱える問題や市町村担当者の声から保健所保健婦の広域的・専門的な取り組みの必要性を判断していた。この役割は、地域保健法第 4 条に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針²⁾

においても明記されていることであるが、本活動では、保健所保健婦の活動対象である住民や市町村関係者の実態に基づいてこれらの判断を得ていることが特徴的であると考え。住民や市町村関係者の実態に基づいて判断していることにより、保健所保健婦の広域的・専門的な取り組みの必要性をより強く、明確に捉えていたと考える。

2) ニーズの判断

(1)対象に対峙して捉える当事者の実態とニーズの詳細な判断

結果より、活動事例 C-2 から C-6 において、当事者に対する活動の成果をもたらした活動は、全て当事者のニーズや実態に関する判断のもとに行った活動であった。活動事例 C-1 では、当事者のみならず保健所の支援対象である市町村関係者に対しても、「現実を見て考える」という考えのもとに現地に出向いて話を聞くことにより、関係者を通して当事者のニーズの判断を得ていた。活動事例 C-3 では、集団相談事業利用者全数に対し家庭訪問を行い実態やニーズを捉えようとした活動から、在宅重度障害児と家族個々の生活上の困難さや辛さなど、生活実態や気持ち・考えの詳細な判断を得ていた。これらの当事者のニーズと実態の詳細な判断、及びそのための「現実を見て考える」という考え方が、一連の本活動において終始一貫して特徴的にみられていた。

(2)当事者のニーズ充足状況の判断に基づく主体的な取り組みを促す必要性

結果より、活動事例 C-4 では、在宅重度障害児と家族への支援において、できるだけ早期から一緒に考える姿勢で関わる個別支援の重要性をまず確認した上で、障害の受容は当事者のニーズが満たされることによりもたらされ、障害の受容が確認できてから、主体的に療育に取り組めるように支援することが必要であるという判断を得ていた。当事者のニ

ーズを充足するための支援を行うことを前提とし、その上でニーズの充足状況により、主体的な取り組みを促す必要性和その時期の明確な判断を得たことによって、その後の当事者の主体的な取り組みへの変化がみられており、当事者のみならず、周囲の支援関係者に対する成果をももたらしていた。当事者のニーズ充足状況の判断に基づく主体的な取り組みを促す必要性の判断は、当事者の主体的な取り組みをもたらした判断として特徴的であると考え。

(3)当事者を含めた双方向性の協働による地域の支援体制作りの必要性

結果より、活動事例 C-3 から活動事例 C-4 にかけて、在宅重度障害児と家族個々に対する生活上の困難さや辛さなど、生活実態や気持ち・考えの詳細な判断の蓄積のもとに、「受け皿」から「ネットワーク」へと、一方向性の支援ではなく、当事者をも含めた双方向性の協働による地域の支援体制づくりへとニーズが変化していた。このニーズの判断内容が変化した活動事例 C-4 以降に地域資源・支援体制の反応・変化がみられていたことが特徴的であると考え。

3) 活動方法の判断

(1)事例を通した働きかけにより、関係者の主体的な取り組みによる支援体制の基盤を構築する必要性

結果より、一連の本活動では、活動事例 C-4 で蓄積された事例を通して支援体制を構築することの必要性の判断が、その後の活動において、「課題について関係機関自身が問題視することが大切であり、当事者の声を聞く場や話しあう場を設け、課題を表出させ、解決方法を見出せるようなかわりが必要」という判断につながっていた。そして活動の結果、関係者自身の主体的な取り組みが支援体制の基盤となる成果としてみられていた。事例を通した働きかけにより、関係者の主体的な取

り組みによる支援体制の基盤を構築する必要性の判断は、一連の本活動の成果をもたらした活動方法の判断として特徴的であると考ええる。

(2)対象の実態に即した関係機関の連携を図る活動方法

結果より、活動事例 C-6 で、具体的に誰、どこに協力を求めることが大事であるかの判断を積み重ねたことによって、支援体制により効果的な変化をもたらしていた。この地域資源側の実態に即した関係機関の連携を図る活動方法の判断は、母子保健体制の基盤作りにおいて、活動をより効果的にした活動方法の判断として特徴的であると考ええる。

2.地域を単位としたケアの質の確保・向上にかかわる看護判断

考察1で述べた活動の積み重ねにみられる保健婦の判断の特徴と考えられる7つの判断について、地域を単位としたケアの質の確保・向上にどうかかわっていたかという観点から考察する。

1) 地域を単位としたケアの質の確保・向上を生み出す判断

地域を単位としたケアの質の確保・向上にかかわる判断として、「活動の自己評価」が本活動の一番目始めの活動である活動事例 C-1、C-3 においてニーズの判断にみられていた。

「活動の自己評価」が、地域を単位としたケアの質の確保・向上をもたらす活動を生み出す判断として重要な判断であると考ええる。

2) 地域を単位としたケアの質の確保・向上をもたらせる判断

(1)基盤となる判断

当事者に成果をもたらした判断としては、「対象に対峙して捉える当事者の実態とニーズの詳細な判断」が、全ての活動において、もっとも基盤となる重要な判断であると考ええる。

(2)鍵となる判断

当事者のニーズと実態の詳細な判断のもとに得られた「当事者のニーズ充足状況の判断に基づく主体的な取り組みを促す必要性」の判断が、当事者の主体的な取り組みへの変化という一当事者への支援における着実な成果をもたらした判断として、鍵となる重要な判断であると考ええる。

そして、「実態の判断に基づく保健所保健婦の広域的・専門的な取り組みの必要性」、及び「当事者を含めた双方向性の協働による地域の支援体制作り」の判断が、本活動において、一当事者のみならず、地域を単位とした母子保健体制の基盤作りにおいて成果をもたらした鍵となる重要な判断であると考ええる。

3) 地域を単位としたケアの質の確保・向上を着実・効果的にする判断

「事例を通した働きかけにより、関係者の主体的な取り組みによる支援体制の基盤を構築する必要性」の判断が、母子保健体制の基盤作りにおいて、地域資源の成果を着実なものとした判断であり、「地域資源側の実態に即した関係機関の連携を図る活動方法」の判断が、母子保健体制の基盤作りにおいて、活動をより効果的にした判断として重要であると考ええる。

V. 引用文献

- 1) 宮崎美砂子, 井出成美, 山田洋子, 高屋順子, 平山朝子: 生活の質に対する行政保健婦・士の接近方法. 千葉大学看護学部紀要, 32, 23-28, 2001.
- 2) 門脇豊子他: 看護法令要覧平成13年度版. 日本看護協会出版会, 116-126, 2001.

事例分析D：痴呆性老人・家族への支援体制づくりを目的とした活動の積み重ねにみられる保健婦の判断

宮崎美砂子

I. 目的

保健所が管轄する一定地域内において、痴呆性老人およびその家族への支援体制づくりを目的に行われた活動の積み重ねにみられる保健婦の判断を明らかにする。

II. 方法

1. 調査対象

昭和46年～平成12年の過去30年間にC県保健活動業務研究集録(以下業務集録と略す)に掲載されている活動報告の中から、A保健所管轄地域に関する49活動報告を概観し、活動の積み重ねという観点から関連性があると活動に携わった保健婦が認識している活動群を抽出した。本報告は、痴呆性老人およびその家族への支援体制づくりを目的に行われた活動群(活動事例D-1及びD-2から成る)を調査対象とする。表1に活動事例の概要を示す。

2. 調査方法

業務集録記載内容の読み取り、活動事例に携わった保健婦4名への面接聴取並びに関連資料収集により、以下の調査項目を調べる。

なお調査実施にあたり、活動事例に携わった保健婦に対し研究の目的を説明し、研究協力についての同意を得た。

3. 調査項目

- 1) 活動展開過程において保健婦が把握したニーズ(誰のどんなニーズであるか)
- 2) 上記1)のもととなっている保健婦の判断の内容、すなわち①住民の健康・生活に関する判断の内容、②地域の資源・支援体制に関する判断の内容
- 3) 活動方法及び活動方法選択に伴う保健婦の考え
- 4) 活動の成果、すなわち①当事者・家族の反応・変化、②住民の反応・変化、③地域の資源・支援体制の反応・変化
- 5) 活動を通して保健婦に蓄積された判断の内容、すなわち活動に対する自己評価、ニーズに関する新たな判断の内容

表1 活動事例の概要

平成11年	業務集録題目	【活動事例D-1】A地域の痴呆性疾患患者・家族への支援体制づくりのなかでの保健所の役割
	活動目的	痴呆性疾患患者・家族への在宅支援の基盤づくりにおける保健所の役割を明確にする
平成12年	活動内容	・痴呆性老人・家族への支援実態を明らかにするため、保健婦がかかわっている事例検討の実施 ・上記の結果把握された4つの課題に対して、支援関係者との事例検討の実施 課題1：在宅介護支援センターの機能強化 課題2：行政福祉サービスの若年層への適用の拡大 課題3：痴呆の早期発見ルートの確保、老人性痴呆疾患センターの機能強化 課題4：痴呆症状を伴う神経難病の相談窓口の確保
	業務集録題目	【活動事例D-2】痴呆性老人療養支援への取り組みについて－在宅介護支援センターへの関わりを通して－
平成12年	活動目的	在宅介護支援センターへの関わりを通して地域の痴呆性老人支援体制づくりのための支援方法を明確にする
	活動内容	・地域内の全在宅介護支援センターを対象にした、痴呆性老人・家族に対する活動実態調査、連絡会・事例検討会開催及び終了後に各在宅介護支援センターに対して活動成果把握のための調査実施

4. 分析方法

業務集録に掲載されている報告ごとの活動事例別にまず検討を行い、次いで調査対象とした複数の活動事例を経時的に、活動の積み重ねという観点から検討する。

1) 保健婦の判断の検討

(1) 活動事例ごとの保健婦の判断の検討

活動事例ごとに、保健婦が把握したニーズ、ニーズのもととなっている判断の内容、活動方法選択に伴う保健婦の考えについての調査項目を整理する。

(2) 活動の積み重ねにみられる保健婦の判断の内容の検討

(1)で整理した各調査項目を経時的に検討し、活動の積み重ねという観点から見出された保健婦の判断の内容をそれぞれ記述する。

2) 活動の成果の検討

(1) 活動事例ごとの成果の検討

活動事例ごとに、当事者・家族の反応・変化、住民の反応・変化、地域の資源・支援体制の反応・変化についての調査項目を整理する。

(2) 活動の積み重ねにみられる成果の検討

(1)で整理した各調査項目を経時的に検討し、活動の積み重ねという観点から見出された成果の内容をそれぞれ記述する。

3) 保健婦に蓄積された判断の検討

(1) 活動事例ごとに蓄積された保健婦の判断の検討

活動事例ごとに、活動を通して保健婦に蓄積された判断の内容、すなわち活動に対する自己評価、ニーズに対する新たな判断の内容についての調査項目を整理する。

(2) 活動の積み重ねを通して蓄積された保健婦の判断の検討

(1)で整理した調査項目を経時的に検討し、活動の積み重ねを通して保健婦に蓄積された判断の内容を記述する。

4) 活動の成果と保健婦の判断との関連の検討

活動の成果(当事者・家族の反応・変化、住

民の反応・変化、地域の資源の・体制の反応・変化)と保健婦の判断(ニーズ、ニーズのもととなっている判断、活動方法選択に伴う考え)並びに保健婦に蓄積された判断の内容(活動に対する自己評価・ニーズに対する新たな判断内容)との関連について検討する。

5) 4)の検討を通し、活動の積み重ねにみられる保健婦の判断の特徴並びに地域を単位としたケアの質の確保・向上にかかわる看護判断とは何かを考察する。

Ⅲ. 結果

1. 保健婦の判断の検討(表2)

1) 活動事例ごとの判断

(1) 把握したニーズ、ニーズのもととなっている判断の内容

活動事例 D-1 では、痴呆性老人の在宅療養支援の基盤づくりを行う上で、地域で取り組むべき課題を支援が必要なニーズとして把握していた。ニーズのもととなった判断は、保健婦が現在、痴呆の問題に対して援助者としてかわりを持つ 10 世帯への個別の援助過程から導かれた療養・介護実態に基づくものであった。個別の世帯が抱える問題を保健婦間で事例検討することにより、更に地域で取り組むべき課題として位置づけていた。老人・家族の健康及び生活実態において保健婦が問題だと判断した事は、老人本人にとって不快であろうと推察される生活状況、意欲の低下、QOL、心身に消耗を来す症状についてであり、また介護に伴う家族の心理的身体的な負担状況であった。また地域の資源・支援体制の実態においては、本人・家族のサービス利用の意向、サービス利用後の本人・家族の満足・変化、本人・家族にとって有益なサービス導入方法・活用方法を問題とする判断があった。

活動事例 D-2 では、保健所が在宅介護支援センターへ関わることの必要性のニーズを把握していた。そのもととなっていた判断は、難病のように保健所が分掌業務としている活

表2 痴呆性老人・家族への支援体制づくりを目的とした活動にみられる保健婦の判断

活動事例	保健婦が把握したニーズ	ニーズのもととなっている保健婦の判断の内容		活動方法及び 活動方法選択に伴う保健婦の考え
		住民の健康・生活	地域の資源・支援体制	
D-1	- 在宅介護支援センターの機能強化 - 行政福祉サービスの適用の若年層への拡大 - 痴呆の早期医療ルート確保並びに老人性痴呆疾患センターの機能強化 - 痴呆症状を伴う神経難病の相談窓口の確保	保健婦がかかわりを持っている痴呆と思われる事例の個別状況から判断する 事例1: (本人) おむつ交換1日2回、不潔な状態におかれている、介護時に興奮し時に暴力あり、(家族) 主介護者は嫁であり、介護に対して消極的、介護者は他者の受け入れに対して拒否的 事例2: (本人) 無気力状態、意欲の低下あり、QOLを高める援助の必要性あり、(家族) 介護の専任者がおらず夫は仕事(酪農)と介護の両立が困難 事例3: (本人) 食品の腐敗臭のある部屋で生活、部屋が不潔、ADL自立しているが高齢のため体力低下あり、(家族) 夫の体力低下、頼れる親族の不在 事例4: (本人) 入院を契機に幻覚・痴呆症状が出現(家族) 夫の介護負担大	保健婦がかかわりを持っている痴呆と思われる事例の個別状況から判断する 事例1: デイケア以外のサービスは他人が家に入るので気をつかうという家族の気持ちあり。しかしその後介護負担軽減のためデイケア利用開始したので本人・家族の変化を確認する必要あり 事例2: 59歳であり福祉サービスの適用拡大が必要、介護保険対象と思われるがスムーズな導入を図る必要あり 事例3: ホームヘルパー利用しているが十分活用できていない 事例4: デイサービス利用しているが環境に馴染めず本人は通所を嫌がっている ・在宅支援のための基盤づくりが必要であり、そのためには関係者との問題の共有や関係者の認識への働きかけが必要であることを判断した。	・保健婦がかかわりのある痴呆と思われる事例を保健所保健婦が持ち寄り事例検討実施。市町村保健婦にも加わってもらう。 ・事例検討を通して在宅支援上の課題を検討する。 ・関係者との問題の共有や関係者への認識への働きかけを意図して関係者と今後の方策が検討できそうな事例を選定。関係者との事例検討会を実施する。 ・選択事例及び事例検討会構成員は以下のとおりである。 - 事例1: 在宅介護支援センターの機能強化を検討、検討会構成員: HC保健婦・市職員(保健婦・ホームヘルパー・在宅介護支援センター職員)・専門医・訪問看護婦・老人保健施設職員 - 事例2: 行政福祉サービスの拡大を検討、検討会構成員: 保健所保健婦・町職員(保健婦・福祉担当・介護保険担当)・訪問看護婦・医師 - 事例3: 痴呆の早期医療ルートの確保並びに安房地域の老人性痴呆疾患センターの機能強化を検討、検討会構成員: 保健所保健婦・町保健婦・ホームヘルパー・民生委員・専門医 - 事例4: 痴呆症状を伴う神経難病の相談窓口の確保を検討、検討会構成員: 夫・保健所保健婦・訪問相談員・在宅介護支援センター職員・訪問看護婦・専門医
D-2	- 管内の在宅介護支援センターは開設間もない施設が多く、保健所は活動状況を充分把握できていない。 - 支援関係機関の連絡調整役割を在宅介護支援センターに充分発揮してもらうための関わり方を含めて痴呆性老人療養支援体制づくりのあり方を明確にする必要がある		・管内支援関係者から「痴呆性老人への対応に困っている」という声を聴取し、寝たきり老人支援システム以外の対応方法が必要ではないかと判断。 ・在宅介護支援センターには持ち込まれている相談があるにもかかわらず、職員は「しょうがない」として未対応な状況にあることを聴取。 ・在宅介護支援センターは福祉分野であり、保健所がかかわる接点は日頃少ないが、難病の事例を通してつながりはあった。そこからいくつか情報を取得。在宅介護支援センターと老人性痴呆疾患センターとの話し合いを進めているという話があることも聞いたが、老人性痴呆疾患センターがどのような活動をしているか保健所は充分把握できていない。 ・痴呆老人への対応は開業医も充分にできておらず、家族の負担は大きい。 ・在宅介護支援センター、訪問看護ステーションと保健所との話し合いの体制はできつつあったが、「支援体制づくり」に向かって合意するという点でもっとやらなければならないと考えた。	・管内の全在宅介護支援センターを対象とした活動状況・問題点についての質問紙調査、連絡会開催)、事例検討会の3つの方法を用いる。 ・在宅介護支援センターの活動状況把握による実態の整理と資料化 ・連絡会にて実態資料の提示による在宅介護支援センターの自己評価の促し・問題の意識化と共有 ・事例検討会により、在宅介護支援センターが問題を具体的に理解し役割意識を深めてもらうこと(専門医療の必要性・支援の質向上のために事例検討会が有効であることの理解獲得・リーダーとなる人材の育成・意見交換による地域の問題点のより具体的な把握)を意図する。
積み重ねによる内容	① 早期の相談的対応 ② 専門医療相談体制の確保 ③ 福祉サービスの適用対象の拡大 ④ 支援機関の役割機能発揮 ⑤ 地域全体に及ぶ療養支援体制づくり(④・⑤は①～③のニーズへの対応を通して新たに課題として見いだされたニーズである)	個別状況の把握 (本人) 不快と思われる生活状況、意欲の低下、QOL、本人が消耗する心身の症状の出現 (家族) 介護者の心理的身体的な介護負担状況	① 事例の個性性に依拠した外部支援サービス内容の対応性、サービス利用対象としての適用性、サービスの活用性の確保 ② ①をふまえ、地域全体におけるサービスの連続性、責任性、一貫性の確保。問題の早期発見・支援体制の確保。専門的・日常的サービス体制の確保	① 実態の把握(当事者のニーズ把握並びに関係者のニーズ把握)、関係者との事例検討による問題の共有および連携強化 ② どのような意図で活動を進めるかについて保健婦間で話し合い、意図を共有して実践に臨み、その成果の評価を行う、③ 関係支援機関の質の評価をしながら活動を進める ④ 所内の各課の保健婦が協力してそれぞれの持つ力を活用する

動遂過程で把握された、地域内の支援関係者の痴呆性老人・家族の相談にかかわる上での悩み、対応の不充分さであり、また支援関係者の不十分な対応によって付加される老人・家族の負担並びに痴呆性老人・家族支援に対する支援関係者同士の連携状況・合意形成状況、保健所が把握している痴呆性老人・家族に対する支援体制の情報のそれぞれの不充分さであった。

(2)活動方法選択に伴う保健婦の考え

活動事例 D-1 では、まず痴呆の問題を持つ世帯への支援にあたり老人の療養実態並びに家族の介護実態の調査の必要性を保健婦は認識していた。そのための方法として保健婦が既にかかわりのある 10 世帯の援助過程から実態を把握する方法を選択していた。実態から個別の問題を抽出すると共に、そこから更に地域で取り上げるべき課題を検討し、それらを痴呆性老人・家族への在宅支援の基盤づくりの課題として位置づけた。課題を整理する作業には市町保健婦にも参加してもらう判断が成されていた。各課題について今後の方策を具体的に検討できそうな個別事例及び協働が必要な支援関係者を選定し、支援関係者との問題の共有や支援関係者への認識への働きかけを意図して、事例検討会を実施した。

活動事例 D-2 では、地域の痴呆性老人・家族への早期の相談対応が在宅支援の基盤として重要であるとの保健婦の認識から、保健所管内全 14 カ所の在宅介護支援センターが相談対応機能を発揮することの重要性を判断し、そのためにまず、痴呆性老人・家族に対する管内全在宅介護支援センターの支援活動実態及び問題点を明らかにする必要性を判断していた。次いで各在宅介護支援センターが自らの活動を自己評価でき、問題を意識化し、それを共有する場としての連絡会の必要性を判断し、保健所が開催契機を作っていた。各在宅介護支援センターの役割意識を促すためには、痴呆性老人・家族支援に関する問題を

具体的に理解してもらうことが重要だと保健婦は考え、そのためには事例検討会が有効であると判断し実施していた。

2)活動の積み重ねによる保健婦の判断の内容

(1)把握したニーズの内容

活動(D-1 及び D-2) を積み重ねることにより、保健婦が問題とするニーズの内容は変化していた。すなわち活動事例 D-1 においては、①早期の相談的対応、②専門医療相談体制の確保、③福祉サービスの適用対象の拡大、の各ニーズ(課題)を充たす必要性を判断していたが、活動事例 D-2 においては、上記①～③のニーズへの対応を通して新たに④支援機関の役割機能の発揮、⑤地域全体に及ぶ療養支援体制づくりというニーズを充たす必要性を判断していた。

(2)活動方法選択に伴う保健婦の考え

まず、痴呆の問題を持つ世帯への個別のかかわりの実態・問題を基に検討された、地域で取り組むべき課題を充たすために、連携や協働を必要とする支援関係者を判断し、それらの関係者と事例検討を通して問題の共有を図り、連携・協働を可能とする関係づくりを行う方法を選択していた。次いで、痴呆性老人・家族の支援体制づくりを促進し充実させるために、中核となる支援関係者は在宅介護支援センターであると考え、その固有の機能を高めるために、保健所管内の全在宅介護支援センターを対象にした関わりを開始した。そこで用いた方法はまず痴呆性老人・家族に対する在宅介護支援センターの支援活動実態・問題点の把握であり、次いで連絡会・事例検討開催による在宅介護支援センター同士の連携・協働関係づくり・主体性の促進を図る方法であった。

これらの活動を展開するにあたり、保健所内の複数の部署に配属されている保健婦同士が話し合い、意図を共有して活動に臨み、活動の成果を業務集録に報告する形でまとめ、その作業を共同で行っていた。

2. 活動の成果の検討(表3)

1) 活動事例ごとの成果の内容

(1) 痴呆性老人本人・家族の変化・反応

活動事例 D-1 では、痴呆性老人が必要時にデイケア等の福祉サービスを利用し、専門医による相談を受けることのできる状況が確保できた。それにより家族は物理的にも精神的にも休養が確保される変化がみられた。活動事例 D-2 では、痴呆性老人・家族においてどのような変化がみられたかは直接把握されていなかった。

(2) 地域の資源・支援体制の反応・変化

活動事例 D-1 では、以下の①から④の変化が確認でき、また活動事例 D-2 では以下の⑤から⑦の変化が確認できた。

① 早期相談的対応に向けての関係者の意識・支援体制の変化

保健所主催の事例検討会を通して、痴呆性老人・家族の日常生活に関わる頻度が高いと考えられる関係者である、市町保健婦、ホームヘルパー、在宅介護支援センター職員、訪問看護婦、民生委員などが、痴呆専門医への

早期受診の重要性について意識できたことが確認できた。

② 専門相談窓口体制の確保

同様に事例検討を通じて、出席のあった専門医より相談窓口として役割を果たすことの了解が得られた。

③ 市町村の福祉サービスの適用者枠の拡大

同様に事例検討により、制度的に市町村の福祉サービスの適用者外であっても、行政側が柔軟に制度を運用させることによって、サービスの適用が可能となった。

④ 家族支援についての支援関係者同士の基本姿勢の共有化及び伝達の実施

事例検討により、家族の自立を重視した支援を行うこと、支援者がそれぞれの立場で本人・家族のニーズを引き出すことが家族支援の基本姿勢であると支援関係者に共通認識された。またそれらの基本姿勢は学習会にて他メンバーにも伝達されるという主体的取り組みが生まれた。

⑤ 在宅支援センターとしてのあるべき姿の認識の形成

表3 痴呆性老人・家族への支援体制づくりを目的とした活動による成果

活動事例	活動による成果	
	当事者・家族の反応・変化	地域資源・支援体制の反応・変化
D-1	事例1：本人はデイケアの利用を受け入れ継続中。家族は休養が取れている 事例2：福祉サービスの適用枠を超えてサービスが受けられるようになった 事例4：服薬方法について専門医より説明を受けることにより継続できた、デイサービス以外の支援サービスの利用内容を検討できた	①市町保健婦・ホームヘルパー・在宅介護支援センター職員・訪問看護婦・民生委員などが痴呆専門医への早期受診の意識を確認できた ②専門医の相談窓口が確保された ③市町村の福祉サービス適用者枠が拡大された ④ホームヘルパー・在宅介護支援センター職員・老人保健施設職員などの間で家族支援の基本的姿勢の共有化が図れた（家族の自立支援を重視、支援者が個々の立場で本人・家族のニーズを引き出すことが重要と認識された） ⑤家族支援の基本姿勢は在宅支援者学習会にて他メンバーにも伝達されるなど主体的取り組みが生まれた
D-2		①在宅介護支援センター職員がそれぞれ自分たちの活動の問題点を意識化し、他センターと問題を共有することによる不安の解消、在宅介護支援センター同士の連携の必要性の理解の共有、全体としての在宅介護支援センターのあるべき姿を認識した ②在宅介護支援センター職員が痴呆老人に対する支援の力をつける必要性を感じ、特別養護老人ホームに痴呆支援の実際の見学に行く行動を起こした ③痴呆に関する問題点の具体的理解と在宅介護支援センターの役割の理解、在宅介護支援センターと他機関との連携の必要性についての理解が得られた。在宅介護支援センターの連絡会で情報交換を続けている。ケアワーカーの集いでも痴呆について考えるテーマを取り入れるようになった。
積み重ねによる内容		・管内の全在宅介護支援センターの痴呆性老人への支援に対する基本姿勢の共有 ・痴呆性老人に対する相談対応機関としての在宅介護支援センターのあるべき姿を在宅介護支援センター自身が明確にしつつ主体的に活動を進めていけるようになる

在宅介護支援センター職員が個々のセンターの問題を認識し、次いで他センターと問題を共有することにより不安の解消を経験した。それによりセンター同士の連携の必要性を共有し、在宅介護支援センターとしてのあるべき姿について認識することができた。

⑥痴呆性老人に対する支援技術についての主体的学習行動

在宅介護支援センター職員が痴呆性老人に対する支援の力をつける必要性を認識したことにより、特別養護老人ホームに支援の実際を見学に行く行動がみられた。

⑦管内の在宅介護支援センター同士の連携の強化

痴呆性老人・家族への支援にあたっての在宅介護支援センターの役割の理解により、センター同士の連携の必要性が職員に理解された。在宅介護支援センター連絡会を開催し、センター同士で情報交換を続けている。

2)活動の積み重ねによる成果の内容

活動事例 D-1 では、事例検討を通して、支援にかかわる関係者個々人の認識・行動に変化をもたらすものであったが、活動事例 D-2 では、支援を必要としている痴呆性老人・家族に対して早期に適切な対応を行うことができるよう、保健所管内の在宅介護支援センター同士が一堂に会し事例検討・連絡会を持つ

ことにより問題の共有を図り、痴呆性老人に対する相談対応機関としての在宅介護支援センターのあるべき姿をセンター自体が明確にしつつ主体的に活動を進める変化が確認できた。

3. 保健婦に蓄積された判断の検討(表4)

1)活動事例ごとに蓄積された判断

活動事例 D-1 を通し、在宅支援の基盤づくりを意図した事例検討会を関係者と共に実施することは、保健所の機能を発揮した在宅支援づくりの方法として有効であると保健婦は評価していた。また複数の支援関係者を調整する役割を一つの機関が担えるように支援する必要があることを新たに認識し、当面の間は保健所保健婦自身がその役割を担う必要性があるということ判断していた。

活動事例 D-2 では、痴呆性老人・家族への支援体制づくりを地域全体で進めることが重要であると活動開始にあたり意図していたことを、管内の全在宅介護支援センターへの関わりを通して確かめ、今後の活動の方向性を明らかにしていた。すなわち在宅介護支援センターが地域の支援体制の基盤づくりを推進する役割を果たしていくことが重要であり、そのためには各在宅介護支援センターが発揮できる役割を認識し主体的に考え行動できるようなことが大事であること、また精神

表4 痴呆性老人・家族への支援体制づくりを目的とした活動によって保健婦に蓄積された判断の内容

活動事例	保健婦に蓄積された判断の内容
D-1	- 支援体制づくりを意図した事例検討会を関係者と共に実施することは、保健所の持つ機能を発揮した在宅支援づくりのために有効である - 複数の支援者を調整する役割を一つの機関が担えるように支援する必要がある - 支援体制づくりのための関係機関調整機能は当面の間保健所保健婦が担う、
D-2	- 自主的な連絡会開催により各在宅介護支援センターの抱える問題が広域的な問題として認識されることにより支援体制のシステム化を図る支援を行う必要がある - 痴呆老人への支援においては、精神科専門医だけではなく、内科医（かかりつけ医）の協力を得る必要がある。在宅介護支援センターが市町村および他の支援関係者・痴呆疾患センター・専門医と連携してネットワーク化の推進役割を果たしていけるよう支援する必要がある - 在宅介護支援センターへの関わり方を参考に、既存の事業を活用する形で痴呆性老人療養支援の状況把握に努め、問題の共有化を図り、体制づくりを意図して市町村・他支援者と意図的にかかわる必要がある
積み重ねによる内容	事例を通じたニーズの把握並びに事例検討の実施により、支援機関の問題意識の喚起、各支援機関の固有の機能の確認、役割発揮のための自助努力の促しが喚起できる

科の専門医だけではなく内科医(かかりつけ医)の協力を得ることが大事であること、市町村や他関係支援者に対しても在宅介護支援センターに保健婦関わった経験を基にして支援体制づくりを意図したかかわりを持つ必要があるとしていた。

2) 事例の積み重ねによって蓄積された判断の内容

活動評価にあたり業務集録にまとめる過程を用い、保健所内の保健婦同士が所属部署を越えて話し合う場を持ち、実施したことを評価していた。それを通して、今後の活動目標を明確にしていた。

個別の世帯の療養・介護実態から導くニーズの把握並びに事例検討会の実施による支援関係者の問題意識の喚起、各支援機関の固有の機能の明確化及び機能発揮のための主体性の促しのそれぞれに対し、保健所保健婦としての支援役割の重要性を意識化していた。

4. 活動の成果と保健婦の判断内容との関連の検討

痴呆の問題に対する①早期相談的対応に向けての関係者の意識・支援体制の変化②専門相談窓口体制の確保③市町村の福祉サービスの適用者枠の拡大④家族支援についての支援関係者同士の基本姿勢の共有化により、在宅での療養・介護の継続が可能となった。これらに関わる保健婦の判断は活動事例 D-1 にみるように、個別の援助世帯への援助過程を通して把握された老人・家族の健康・生活状況並びに地域資源・支援体制の現状からの問題把握、更には地域単位で取り組みが必要なニーズの判断であった。また支援関係者との事例検討を通して在宅支援の基盤づくりを推進する判断であった。

活動事例 D-2 にみるように、⑤在宅支援センターとしてのあるべき姿の認識の形成⑥痴呆性老人に対する支援技術についての主体的学習行動の変化は、在宅介護支援センターが

地域の相談的対応の中核となることを意図し、また1カ所の在宅介護支援センターではなく、保健所管内の在宅介護支援センター全体の機能が高まることが重要であるとする保健婦の判断と関連があった。

IV. 考察

1. 活動の積み重ねにみられる保健婦の判断の特徴

1) ニーズの把握

一連の活動の基点となっていたのは、個別事例の問題の詳細な検討を通して実態を把握し、それを通して地域で取り組むべき課題を明らかにしようとする判断の存在であった。

個別事例の問題は、活動事例 D-1 にみるように痴呆の問題を持つ老人・家族の心身に消耗をきたすような心理的身体的な負担状況並びに老人・家族の立場から判断された地域資源・支援体制であり、サービス・制度の個別性への対応性、利用後の満足性、利用による有益性、老人・家族にとっての活用可能性が判断されていた。

地域で取り組むべき課題を活動事例の積み重ねという観点から見ると、活動事例 D-1 では、痴呆の問題に対する早期の相談的対応、専門医療相談体制の確保、福祉サービスの適用枠拡大が課題であり、個別事例が抱える問題の中でも支援関係者との連携・協働により支援体制の充実を図る目的につながる問題が選定された。

活動事例 D-2 では、支援機関の役割機能発揮、地域全体に及ぶ療養支援体制づくりが地域で取り組むべき課題として判断されており、それらは地域内の全在宅介護支援センター個々が抱える活動上の問題、他支援機関との連携・協働の状況、及びそれにより老人・家族に付加される新たな負担を判断したことによるものであった。

これらのことから、活動の積み重ねにみられる保健婦の判断は、個別の問題に関する判断が基盤にあり、その個別の問題に対する現

行のサービス・制度の対応性・満足の充足性・有益性・活用性の判断が成されることから、地域全体で取り組むべき課題を形成するものとする。それは、地域内の支援関係者それぞれが提供するサービスについての連続性・一貫性、及び問題の早期対応性、並びに専門的なサービス体制及び日常的なサービス体制の確保の方向性を図ることに関心が注がれるものである。

2) 活動方法の選択

個別の問題把握には、保健婦として一定期間援助者としてかかわりを持った過程から把握することのできた老人・家族の療養・介護の実態がもとになっていた。一定期間かかわりを持つことによって初めて把握可能な実態及び問題が存在していた。こうした方法は療養・介護の実態把握の方法として有益であると考えられる。

課題への取り組みを推進させるために、地域支援者との問題の共有・意識への働きかけを意図した事例検討が多く用いられていた。活動の積み重ねにより、支援関係者個々人の認識・行動の変化から、支援機関として地域内でのあるべき姿を組織的に追究する主体性が生まれる変化が結果から確認できた。

これらのことから活動の積み重ねにみられる保健婦の判断は、支援関係者の個々人の認識・行動の実態及び変化を判断することに留まらず、地域において支援関係者の所属組織が有する固有の機能・役割が充分発揮されることを重視するものとする。

2. 地域を単位とした、ケア質の確保・向上にかかわる看護判断

経年的な活動の積み重ねにより、地域内のケアは地域資源・支援体制として、その連続性・一貫性・柔軟性・日常性・専門性・総合性・協働性・責任性を増すことによって、質の保証がなされるものとする。

看護判断は、個別の療養者・家族の健康・生活状態に対する地域資源・支援体制の支援機

能に関する問題把握が基点となり、地域支援者と連携・協働することによって取り組む必要性の高い課題を、地域で取り組むべき課題として位置づけ活動の目的を定めていた。

活動評価は、一つには今後の活動目標を明確にするため、もう一つには、専門職としての自己の役割追究のあり方を明確にするために必要な過程であった。したがって活動評価はケアの質の確保・向上にかかわる看護判断として、極めて重要な一つの過程と考えることが重要である。

調査2：広域的・地域におけるケアの質と看護判断

～障害児療育体制づくりにおける保健所保健婦の活動分析～

調査2：広域的地域におけるケアの質と看護判断

～障害児療育体制づくりにおける保健所保健婦の活動分析～

牛尾裕子 武藤紀子 浦奈穂美 宮崎美砂子 平山朝子 岡本恵子 強口喜久江 新田祥枝

I. 目的

広域的な地域におけるケアの質と看護判断の特徴を明らかにするために、いくつかの基礎自治体を管轄する保健所に属し、管内地域のケア体制づくりを担う保健所保健婦の活動を素材に、保健婦が追究しているケアの質と活動方法の特徴を分析する。

II. 方法

1. 調査対象

障害児療育支援体制づくりにおいて成果をあげている A 保健所保健婦による3年間（平成11～13年）の活動を対象とする。

A 保健所は、1市5町人口約86,000人を管轄する農山漁村型の保健所である。組織は、所長、次長のもと、総務課、企画調整班、地域指導課、疾病対策課、検査課、生活衛生課から構成されている。保健婦は、企画調整班、地域指導課、疾病対策課にそれぞれ、1名、3名、2名配置されているが、本活動の担当課は、母子保健、老人保健、市町村支援等を担当する地域指導課であり、同課の3名の保健婦（うち1名は課長）が、活動の中心的な企画・実施者である。

A 保健所管内は、療育の必要な乳幼児に対して早期に適切な指導・訓練を実施できる専門機関がなく、保健所では、障害児療育に対応する相談事業を回数及び種類共に年々増やして実施してきている（表1）。このような状況を背景に、保健婦は、心身に障害を有する児が、適切な時期に適切な支援を継続して受けることができるような療育体制を管内に構築することを目指して、この活動に取り組んだ。

2. 調査方法及び調査項目

調査は、3年間の活動全体についての調査（以下、活動調査とする）と、個別援助事例についての調査（個別援助事例調査）から構成する。

1) 活動調査

保健婦への面接聴取並びに活動記録資料より、活動内容とその活動に関わる保健婦の考え、活動による当事者及び関係者の反応・変化を調べる。記述した活動内容及び保健婦の考えから、活動によって目指したことと方法を整理する。また、活動による当事者及び関係者の反応・変化から、活動によってもたらされた成果を調べる。

表1 A 保健所における障害児療育関連相談事業一覧（平成13年度現在）

事業名（開始時期）	対象	従事者
療育相談 （H元年度以前より実施）	運動機能・発達面に問題のある児	整形外科医、 保健婦
発達相談 （H2年度より実施） （H9年度より保育士導入）	言語・情緒面に遅れ・問題がある児、育児不安のある親	臨床心理士、保育士、 保健婦
発達訓練指導 （H10年度より実施）	身体に障害のある児、長期にわたり療養を必要とする児	理学療法士、 保健婦
乳幼児発育専門相談 （H9年度より実施）	未熟児及び低体重児 発育・発達に遅れがある、アレルギー、低身長、肥満などの医師の診察及び指導の必要な乳幼児	小児科医師、 保健婦、栄養士
発達・教育相談 （H13年度より実施）	言語・情緒面に遅れ・問題がある児、 育児不安のある親	臨床心理士、保育士、 養護学校教諭、 保健婦

2) 個別援助事例調査

保健所保健婦による障害児・家族への個別援助事例から、上記の活動と関わりの深い一事例を選択し、保健婦の援助記録より援助内容と保健婦の考え及びその結果を調べ、保健婦が援助において目指したこととその方法を整理する。そのなかで、関係者への働きかけと結果について取り出す。

Ⅲ. 結果

1. 活動調査結果

1) 活動の概要

活動は、表2左列に示したように、①実態調査の実施、②相談事業の展開、③関係者の検討会議、④関係者の研修から構成された。各活動への参加者を、表2右列に示した。

(1) 実態調査の実施

3歳児健康診査後の処遇調査（平成11年度実施）では、心身に障害を抱える児のための早期療育機関が身近にないこと、地域保健法の施行で母子保健事業を市町が主体となって実施するようになり、保健所及び市町保健婦の役割を見直す必要があると考えたことから、平成6～10年度に3歳児健康診査を受診した低出生体重児と受診の結果健康管理上注意すべき児について、その後の処遇について、保健所と市町の記録資料から調査した。

保健所母子保健事業利用者への郵送アンケート調査（平成12年度実施）では、平成11年度の調査結果を受けて、保健所管内の心身に障害を持つ児とその家族のニーズを目に見える形にする必要があると考え、平成8～12年度中に保健所の母子保健事業を利用した児の保護者に対し、現在療育・育児に関して困っていること、保健、福祉、医療等サービス・制度の利用状況と要望・意見等について調査した。

(2) 相談事業の展開

平成12年度は、従来から保健所で実施していた母子保健事業に加えて、発達相談をI養護学校で2回、管内〇〇町で1回、M町で1回実施し、発達訓練指導をI養護学校で1回実施した。さらに平成13年度は、定例の発達相談12回のうち5回を発達教育相談とし、I養護学校において養護学校教員による教育相談をあわせて実施した。また同じく定例の発達訓練指導6回のうち3回を養護学校で実施した。

また、平成12年度から13年度にわたって、保健所保健婦が保護者側からニーズをとらえた事例及び保育所や市町保健婦から相談を受けた事例など9事例（管内1市3町の8保育所）について、保健所保健婦、市町保健婦、知的障害児通園施設指導員が、保育所を訪問し、園での児の様子をみて保育等の対応について助言する保育所訪問を実施した。さらに、平成13年度は、障害児歯科を専門とする歯科医による障害児摂食指導を2回実施した。また、保健所保健婦が把握している自閉症児の親に声をかけて自閉症児親の会を開催した。

(3) 関係者間の検討会議

平成12年度は、管内地域の障害児療育体制づくりを検討する目的で、管内市町保健福祉担当課長会議を1回、管内市町保健福祉担当者会議を3回実施した。また、地域住民の障害に対する理解を深め、障害児・家族に対する助け合いを実現することをねらいとした「療育のつどい」を平成12年度及び13年度各1回実施した。

(4) 関係者の研修

保健所内保健婦研究会にて、保健所保健婦が援助している事例から、疾病や障害を持つ児の支援体制づくりの課題を検討した。

また、管内で活動している障害児親の自主グループを対象に療育等の専門職による講演会を開催し、市町保健婦や療育支援に関わる関係者にも参加を呼びかけた。さらに、管内

市町保健福祉担当課長等で組織される会議メンバーを対象に管外の知的障害児通園施設等への視察研修を実施した。

2) 活動によって目指したことと方法

以上の活動によって保健婦が目指したことは、対象者別に表3の通りに整理できた。以下、対象者別に、保健所保健婦が目指したこととそのために用いた方法を説明する。(文中アルファベットは表3中のアルファベットに対応している)

表3 対象者別活動によって目指したこと

障害児とその家族
a 児なりの発育発達促進による将来にわたるQOL向上
b 親・家族の子供の発達発育過程・接し方の理解
c 保健・医療・福祉・療育・教育等サービス・制度・資源の活用
d 障害児の親・家族同士の共感・支え合い
管内市町保健婦
e 障害児療育についての知識・技術向上
f 障害児子育て支援の観点から乳幼児健診等母子保健事業の取り組みの改善
g 障害児療育に関わる専門職との関係形成
h 障害児・家族と関係者間調整役割発揮
管内保育所所長・保育士
k 障害児保育の知識・技術向上
l 障害児保育のための地域資源の活用
m 障害児家族との相互理解
n 障害児療育支援のための保健所との連携強化
o 障害児療育に関わる専門職との関係形成
管内市町保健福祉担当課長
i 障害児子育て支援に関する保健福祉行政施策改善
j 障害児療育支援のための保健所との連携強化
Ⅰ 養護学校
p 地域の療育の拠点としての機能発揮
地元A歯科医
q 障害児のかかりつけ医としての機能発揮
保健所
r 障害児療育相談支援機能強化
s 所全体としての協力体制づくり
保健所保健婦
t 障害児子育て支援に関する管内の地域課題明確化
u 障害児療育についての知識・技術向上

(1) 障害児とその家族

児自身の発育発達を最大限に促すことで、将来にわたって児のQOLが向上することをめざし、親・家族の児の発育発達過程や接し方についての理解を促し、保健・医療・福祉・療育等のサービス・制度・資源情報を活用できるようになること、また障害を持つ子供の親・家族同士で支えあうことができることを目指していた。

保健所保健婦、市町保健婦、知的障害児通園施設指導員らによる保育所訪問による保育士等に対する相談の実施や実際の食事場면을設定した障害児摂食指導では、保育園での具体的な保育の場面や、家庭における食事場面など、生活の具体的な場면을捉えて、児への接し方について具体的に助言指導していた(b)。養護学校において養護学校と合同で発育相談・発達訓練指導を開催することにより、従来の事業の目的に加えて、保護者が養護学校の設備や教育内容を身近に知り、子どもにとって適切な教育環境を選択することができるようになることもねらっていた(c)。発達相談事業や発達訓練指導、発達教育相談では、表中b及びcと共に障害児の親・家族同士の共感・支えあいも目的としていたが、事業を通じて、自閉症児の親・家族のみが集まる場の必要性を認識し、事業を利用している親・家族に声をかけて、自閉症児親の会を開催し、この会を自主活動とする支援を開始した(d)。

(2) 市町保健婦

障害児療育についての知識・技術を向上させ、障害児子育て支援の観点から市町の母子保健事業を見直すこと、市町保健婦が、障害児・家族支援のために、障害児療育に関わる他専門職との間で調整役割を発揮できるようになることをめざしていた。

養護学校で開催する発達相談・発達訓練指導、障害児歯科専門医による摂食指導などの事業を、市町保健婦が関わりのある対象者の参加に伴って見学することを通じて、障害児・家族がどのような悩みを相談するのかそれに対し、それぞれの専門職がどのように助言指導するのかを学び、障害児療育についての知識技術を向上させることをねらっていた(e)。3才児健康診査受診の結果、健康管理上注意すべきとした児についてのその後の処遇を、市町保健婦に調べてもらうことを通して、市町保健婦が、乳幼児健康診査後の処遇のあり方について見直すことをねらっていた(f)。ま

表2 活動内容及び活動への参加者		活 動 内 容							
年月日	実施調査の実施	相談事業の展開 (新規事業)	関係者間の検討会議	関係者の研修	障害児と家族	I養護学校	T障害児通 園施設	H心理相談 所	S病院(理学 療法士)
平成11年度									
	3歳児健康診査後の処 遇調査:過去5年間の3 歳児健診で発達に問題 のある児のその後の経 過について、保健所保 健婦の記録資料と市町 村保健婦の記録資料より 調査		母子保健推進協議会			○			
平成12年度									
	保健所母子保健事業利 用者への郵送アンケート 調査:H8~12年度に保 健所の各種母子専門相 談を利用した乳幼児の 保護者に対し調査		保健所内で所長、次長、地域 指導課、疾病対策課、企画調 整班職員による、所内企画会 第1回地域における療育体制 づくり検討会議(市町保健福 祉担当課長会議) 保健所内企画会議						
8/11				所内保健婦研究会に て事例検討3回					
9/20		出前発達相談(I養護 学校)			○	○	○	○	
10/4			I都市保育所長会議にて説明						
10/28				身体障害児自主グ ループ「F会」での講 演会	身体障害児自主グ ループ参加者他	○	○		
11/6		出前発達相談(I養護 学校)			○	○	○	○	
11/15		出前発達相談(OO 町)			○		○	○	
12/21			第2回地域における療育体制 づくり検討会議(市町保健福 祉担当者会議) 療育のつどい(K市)			○	○		
1/13					○	○	○		
1/17		出前発達訓練指導 (I養護学校)			○	○			○
1/22				I都市地域医療協議 会・保健所管内公衆 衛生連絡協議会によ る視察研修					
1/25			第3回地域における療育体制 づくり検討会議(管内市町保 健福祉担当者と保健所専門 相談担当小児科専門医、理学 療法士、心理相談員等との会 議)			○	○	○	○
2/18				ダウン症児自主グ ループ「M会」での講 演会	○(ダウン症自主グ ループ参加者他)				
2/27			第4回地域における療育体制 づくり検討会議(管内市町保 健福祉担当者及び保育所長 との会議)		○(身体障害児自 主グループ代表)	○	○	○	
3/11				ダウン症児自主グ ループ「M会」での講 演会	○(ダウン症自主グ ループ参加者他)	○			
3/16				身体障害児自主グ ループ「F会」での講 演会	○(身体障害児自 主グループ参加者 他)				
3/14			母子保健推進協議会			○			
3/21		出前発達相談(M町)			○		○	○	
平成13年度									
5/18		発達教育相談			○	○	○	○	
6/20		発達訓練指導			○	○			○
7/6		発達教育相談			○	○	○	○	
9/21		発達教育相談			○	○	○	○	
10/17		発達訓練指導			○	○			○
11/26		障害児摂食指導			○				○
11/30		発達教育相談			○	○	○	○	
1/18		発達教育相談			○	○	○	○	
1/19			療育のつどい(OO町)		○(I養護学校保護 者、身体障害児自 主グループメン)	○	○		
1/28		障害児摂食指導			○				
2/20		発達訓練指導			○	○			○
		自閉症児親の会(6/15.8/29.10/19.12/19.3/7)			○				
		保育所訪問相談			○				

活動に参加した対象									
K病院小児科医師	管内市町保健婦・士	管内保育所	他医療機関	管内市町保健福祉担当課長	管内市町保健福祉担当者	県支庁担当者	一般住民	他関係者	保健所
	○								地域指導課保健婦
○			○(医師会代表(産婦人科、小児科)、歯科医師会)	○				助産婦、都市学校保健会副会長、県保育協議会夷隅支会会	所長
				○		○			所長、次長、企画調整班、地域指導課、疾病対策課
									所長、次長、企画調整班、地域指導課、疾病対策課
									所長、次長、企画調整班、地域指導課、疾病対策課
	○(I町)								保健婦、非常勤保健婦
		○						I養護学校教諭	地域指導課 地域指導課保健婦
									保健婦、非常勤保健婦
	○(OO町)								保健婦、非常勤保健婦
	○				○	○			所長、次長、地域指導課、疾病対策課、企画調整班
	○	○			○			ボランティア団体、中央児童相談所	
				○				広域市町村圏事務組合事務局長、ON町議会議員、I町教育長	保健婦、非常勤保健婦、非常勤助産婦
○	○	○			○	○			所長、次長、地域指導課課長、副主幹、上席専門員、保健婦、難病対策課保健婦
	○(ON町、I町、M町)							ON高校	保健婦、非常勤助産婦、非常勤看護婦
	○	○			○				所長、次長、地域指導課課長、副主幹、上席専門員、保健婦、疾病対策課保健婦
	○(M市、K市、OO町、O町、I町、ON町)	○(ON市ON保育所)						OO町立H小学校、ON町民生委員	
	○(O町、OO町、M町、I町)	○			○			市福祉事務所保育士	非常勤助産婦、非常勤看護婦、地域指導課長、保健婦
○			○(医師会代表(産婦人科、小児科)、歯科医師会代表)	○				助産婦、都市学校保健会副会長、県保育協議会夷隅支会会長、中央児童相談	所長
	○(M町・K市)	○(M町T保育所)							保健婦・非常勤保健婦
									保健婦・非常勤保健婦
									保健婦・非常勤保健婦・非常勤助産婦
									保健婦・非常勤保健婦
	○(I町)								保健婦・非常勤保健婦
	○(I町、O町、K市)								保健婦・非常勤保健婦・非常勤助産婦
	○(K市)		元H病院障害児歯科専門歯科医		○(K市栄養士)				保健婦・栄養士
									保健婦・非常勤保健婦
	○	○		○(OO町課長、主幹、助役)	○(ON町社協・福祉担当者)	○	一般ボランティア	中央児童相談所	保健婦・非常勤保健婦
			元H病院障害児歯科専門歯科医						保健婦・栄養士・非常勤保健婦
									保健婦・非常勤保健婦
									保健婦
	○(K市、O町、M町、I町)	○(K市保育所5カ所、M町保育所1カ所、I町保育所1カ所、O町保育所1カ所)							保健婦

た、実態調査の結果や保健所保健婦が援助している事例を用いて、市町保健婦に障害児・家族の身近な相談者として重要な役割を担ってもらいたいことを訴え、障害児子育て支援において各市町での取組みの改善について考えてもらうことをねらっていた(f)。発達相談等の事業への参加を通して、事業に携わる専門職と市町保健婦が身近な関係になるきっかけをつくっていた(g)。保育所訪問では、保健所保健婦が障害児の親から相談をうけており、市保健婦と保育所との連携関係が十分でない場合には、保健所保健婦が企画した保育所訪問に、市保健婦に同行してもらい、市保健婦の立場から障害児・家族への支援役割を考えるきっかけにってもらうことをねらっていた(h)。一方、町保健婦が保育所から直接よく相談を受けているなど、町保健婦と保育所との連携関係が確立している場合は、保健所保健婦は前面に出ることなく、町保健婦が主体的に保育所訪問を企画できるよう支援していた。以上のように、市町保健婦が障害児・家族と保育所との間で調整役割を発揮できるようになることをねらって、市町保健婦と保育所及び対象児・家族との関係に応じた方法で働きかけていた(h)。

(3) 保育所所長及び保育士

保育士等の障害児保育の知識・技術の向上、障害児保育のために地域資源を活用できるようになること、保健所をはじめ他専門職との協力関係を形成して、障害児・家族への支援のための協働が円滑にいくことを目指していた。

保育所訪問等により、保育の具体的な場面ごとに保育士が対応に困難を感じている問題に対して具体的に助言することを通して、保育士が障害児保育の知識・技術を高めることをねらっていた(k)。また、保健所保健婦が相談対応を通じて把握している家族の悩みや考えを保育士に伝えることによって、保育士と家族との相互理解を促すことをねらっていた

(m)。また、保健所の発達相談等への参加見学や会議等において知的障害児通園施設指導員等と同席し施設での療育の実際や考えについて話してもらう機会を作ることを通して、これらの地域資源や保健所の事業についての理解を深めたり、療育に関わる専門職と保育所所長・保育士が身近な関係になるきっかけづくりをねらいとしていた(l,n,o)。

(4) 管内市町保健福祉担当課長

障害児子育て支援に関する各市町の保健福祉行政施策を見直すこと、障害児療育支援のための保健所と関係強化を目指していた。

会議において、保健所の療育体制づくり推進計画と管内の障害児・家族のニーズ調査計画を提案し、意見をもらうことを通して、保健所の役割について理解を深めてもらい、保健所との協働関係を強化することをねらっていた(j)。また、会議開催にあたり、各市町での障害児保健福祉施策についての調査を実施しこれに回答してもらうこと、調査結果を各市町別一覧表にして会議資料として示すことによって、担当課長が各自市町の保健福祉行政施策について見直し、取組みの改善について考えてもらうきっかけとすることをねらっていた(i)。また、実際に他地域の施設を見学することによって、取組みの在り方を具体的に考えてもらうきっかけとすることをねらっていた(i)。

(5) 養護学校

地域の療育の拠点としての機能強化を目指していた。

保健所の発達相談や発達訓練指導を養護学校で実施することによって、就学前の地域の障害を有する乳幼児への指導助言に、養護学校の設備や教員を活用していた。同時に、相談事業を利用した障害児家族や、本事業に参加見学した市町保健婦、保育所保育士等に、有効な療育資源としての養護学校を印象づけていた。また、本事業を通じて、養護学校において養護学校教員、相談事業に携わる障害児療育

に関わる臨床心理士、理学療法士等の専門職が一堂に会することによって、養護学校が管内地域の療育の拠点となることをねらっていた(p)。保健婦は、当初は試み的に相談事業を養護学校で実施し、その結果保健婦自身が地域の療育資源としてまた関係者協働の拠点としての養護学校の有効性を確信し、次年度には定例の相談事業を養護学校で実施することで事業の定着化を図っていた。

(6) 地元 A 歯科医

発達相談において障害児の歯科健診を担当してもらうことによって、障害児の歯科診療に関わるニーズを知ってもらい、関心をもってもらうことで、かかりつけ医として障害児を受け入れてもらうようになることをねらっていた(q)。

(7) 保健所及び保健所保健婦

活動によって目指したことには、本活動の実施主体である保健所及び保健所保健婦自らに関するものもあった。

保健所については、保健所の相談事業を多様な形で発展させ、さらに本事業の従事者が障害児療育についての知識・技術を向上させることによって、保健所の専門的相談機能を強化することをねらっていた(r)。また、本活動の推進計画を、担当課内のみでなく、所長、次長をはじめ、他課の保健婦及び保健婦以外の職員らと共に検討を重ねることで、所全体として本活動への協力体制を強化することをねらっていた(s)。

保健所保健婦自身については、実態調査や関係者間の検討会議を通じて、障害児の親・家族や支援に関わる関係者からニーズを把握し、療育に関する管内地域の課題を見出し、保健所保健婦の役割を明確にすることを目指していた(t)。また、管内の障害児親の自主グルー

プを対象にした療育等の専門職による講演会や、管外の知的障害児通園施設等への視察研修には、他関係者とともに保健所保健婦自身も参加し、障害児療育に関する自らの知識・技術の向上を目指していた(u)。

3) 活動によってもたらされた成果

障害児と家族にとっての成果及び関係者側にとっての成果を、次頁表4、表5に示した。

障害児・家族にとっての成果では、相談事業によって保健婦が意図したこと以外にも、養護学校の児童・生徒の医療面のニーズが満たされるという成果がみられた。

関係者にとっての成果では、保育所保育士、養護学校教員は、それぞれ担当する園児や児童生徒について具体的な専門的助言を得られたことで、対応における不安の軽減・自信につながっていた。また、保健所及び保健所保健婦の役割が理解され、信頼を得たことで、それぞれの機関で抱えている事例について保健所に相談されるという成果が生まれていた(K 市保健婦、保育所長・保育士)。養護学校は、就学前の乳幼児に対して教員の知識技術や施設などを役立てることができたと同時に、利用した保護者に養護学校の良さが理解され、地域に対する専門機能発揮が促進された。また、保健所相談事業に従事する専門職にとっても、事業による障害児・家族との関わりを通じて、障害児の療育に関わる問題への認識を深め、自らの専門分野をさらに向上させようとする認識に影響を与え(理学療法士)、地域の療育資源についての理解を深めるという成果を生み出していた(小児科医)。

表4 障害児・家族にとっての成果

活動	対象	成果
実態調査	3才児健診で健康管理上注意すべきとされていたにも関わらず放置されていた事例	調査をきっかけに、放置していたことが明らかになり、市町保健婦による支援に結びついた。
養護学校との合同による養護学校での発達相談・発達訓練指導実施	養護学校生徒 相談を利用した障害児の保護者	腰痛などの問題を抱える養護学校生徒についてクラス担任や生徒の母親が、理学療法士に相談できた。また、今まで内科的な医療にかかっていなかった養護学校の生徒も、小児科医師に診てもらうことができた。 ・養護学校教諭から教育的な関わりについての助言を受けることができた。特に、I養護学校は知的障害児を対象としているため、自閉症児のコミュニケーション指導の専門知識・技術を有していることから、具体的な方法について助言を受けることができた。 ・養護学校の教諭が児2～3人に対して1名の割合で児につくため、自閉症児などの安全面について目が行き届き、児自身この場への来所を喜ぶ。親もじっくりと相談することができる。 ・脳性麻痺で鼻腔栄養の児が、養護学校での発達相談利用時に両親で学校を見学することができ、養護学校入学を決めた。2才児の母親は、相談利用時に、学校が障害児のための設備が整っているのを見て、ここはいつから入れるのかという質問がでた。小学校の特殊学級に通わせているが、養護学校での相談で、教育にパソコンを利用しているのを見て、こういう風にできるんですね、と感心していた。以上のように、養護学校の設備や教育内容を良く知った上で、子どもにとって最も適切な教育環境を判断することができる機会となっている。
訪問相談	相談を利用した障害児・保護者	・保健婦等第3者が保護者の悩みを保育士に伝えることで、保育士の保護者に対する理解が深まった ・保育所保育士の児への対応が適切に変化し、保護者の不安・悩みが解消した ・保護者が児の問題を認識し、専門的な指導を受ける必要性を理解して、児が知的障害児通園施設に定期的に通園するようになった。

表5 関係者にとっての成果

関係者種別	成果
I町保健婦	・障害児の保護者と障害児通園施設の間で調整役を担い、対象児が適切な療育支援を受けることができるようになった
K市保健婦	・障害児に対する市保健婦の役割の重要性についての自覚を深め、保健所相談事業を良く利用するようになった。重度の障害児事例への対応を保健所保健婦に相談してくるようになった。
管内市町保健婦・士	・乳幼児健診受診後経過をきちんと追っていない事例について、調査をきっかけにその後の経過を把握した町があった ・調査結果を報告したことで、乳幼児健診未受診者のなかには悩みを抱える保護者もあり、未受診者について把握する必要性が高いこと、健診後医療機関に結びついて、子どもの成長にしたがって親が直面する悩みは変化するので、保健婦が相談にのっていく必要があることを確認しあえた
地元A歯科医	・保健所として障害児の療育体制づくりにとどのような考えで取組んでいるのか、地元の歯科医に対する期待を伝えることができた
保育所長・保育士	・発達教育相談に保育所保育士が参加見学したことで、保健所の相談事業についての理解を深め、このような相談を活用していく意識が高まった。 ・保健婦や知的障害児通園施設指導員などの保育所訪問により、集団保育になじめない児などへの対応に苦慮していたが、専門的助言を得られ、児への対応における不安が軽減し、自信につながった。保護者との関係が良くなった。 ・保育所側から保健所に児の様子を報告してくれたり、虐待の疑いなど他の心配な児について保健所に相談してくるようになった。
養護学校教員	・養護学校の児童生徒への対応において、先生自身が疑問に思っていたことや対応に不安があったことについて医師や理学療法士等から専門的助言を得られた。 ・就学までの母子保健システムについての理解を深めた。養護学校の専門機能を、就学前の地域の子どもに有効に適用できた。養護学校の良さを障害児の保護者に知ってもらうことができた。 ・養護学校に通っている児童について保健所で把握していた経過を共有し、児童への関わりについて共に検討することができた
保健所相談事業に従事する理学療法士	・もともとは、子どもの療育は専門外であったが、事業を通じて子どもの療育への関心を高めた。同病院から若い理学療法士の勉強のためと報奨費なしで相談事業に従事することもあった。また、障害児摂食指導では、発達相談で来ているケースが来ると見学をすすめることと参加があった。
保健所相談事業に従事する小児科医	・事業を通じて保健所保健婦の役割についての理解が深まり、病院で把握した虐待の疑いのケースについて保健婦に相談することもあった。 ・発達相談を養護学校で実施したことで、小児科医自身も療育資源としての養護学校について理解を深めることができたとの声が聞かれた。

2 個別援助事例調査結果

1) 事例及び援助経過の概要

本事例は、母親が保健所に相談来所したことから、保健所保健婦の関わりが開始した。事例の概要は表6、援助経過は表7に示した。

表6 事例の概要

児： N・T くん 平成7年12月生まれ（初回相談時2才7ヶ月）、自閉傾向
家族： 父、母、祖父母、及び本児、家業は自営業
居住地： K市
初回相談年月： 平成10年7月
保健所把握までの経過： 同じくらしい周囲の子とくらべ言葉が遅いのでK病院受診し、異常だと言われ、精密検査を指示されたことに納得がいかず、保健所に相談に来所した。1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、10ヶ月、1才時の健診はすべてK病院で受診し異常なかった。K市の1才半健診受診の結果、片言語が出ていなかったが、特に何の指導もなく、その後の市保健婦によるフォローも計画されていなかった。

保健婦は、初回相談の時点から一貫して、家族が児の適切な専門医療・療育の必要性について理解し、これを継続していくことを支援していた。特に、援助開始初期には、家族が本児の発達の遅れと療育の必要性を認めて受け入れることができるよう、家庭訪問し、母親ばかりでなく祖母をはじめ他の家族員の思い・不安を受け止め、援助していた。また、家族が児の発達状況を適切に認識し、発達を促す接し方を家庭において実施できることを支援していた。具体的には、発達相談における心理療法士による児の発達状況の確認と専門的指導と合わせて、必要に応じて家庭に訪問して、家庭での実施状況とその成果を家族と共に確認し、「他児と比較せず、長い目でみていくこと、小さな変化も喜ぼう」と、継続することを励ましていた。自閉傾向と診断された時にも、家庭訪問し、母親、父親、祖父母それぞれが、この診断についてどのように理解し受け止めているか確認し、援助していた。そして、この後は同じ立場の家族同士の支え合いが必要となってくると考え、自閉症児の家族会について情報提供していた。

以上のような援助と平行して、「家族の意向を反映した集団保育の場が決定される」「保

育園が児及び家族のサポート資源として有効に機能する」「家族が児にとって適切な就学進路を決定していくことができる」ことを援助していた。そしてこれらの援助においては、児及び家族への働きかけと同時に、市保健婦及び保育所担当者、保育所長、小学校養護教員、養護学校教員、市教育委員会などの関係者への働きかけが行われていた。

2) 本事例への援助過程における関係者への働きかけと結果

関係者への働きかけがみられた「家族の意向を反映した集団保育の場が決定される」事、「保育園が児及び家族のサポート資源として有効に機能する」こと、「家族が児にとって適切な就学進路を決定していくことができる」ことを目指した保健婦の援助とその結果について述べる。

（1）本児にとって適切であり、家族の意向を反映した集団保育の場が決定される

家族に対しては、市保健婦や市保育所担当者から保育所や幼稚園の情報を聞いて家族に情報提供しつつ、保育所見学等を通して家族内でどのように話し合い考えているかをその都度確認していた。そして、保育所入所を決定する関係者間での話し合いに際しては、市保育所担当者や保育所長に対し、発達相談や家庭訪問などで把握している児の状況と保健婦の判断を伝え、家族の入所についての考えを代弁して伝えていた。また、家族も交えた関係者との話し合いでは、家族が直接希望を伝えることができるよう、同席して精神的な支えとなっていた。

市保健婦や市保育所担当者、保育所所長への働きかけにおいては、児と家族に対する保健所保健婦の援助経過と現在の保健婦の判断を伝えると共に、市保育所担当者、保育所所長、市保健婦が本児の入所についてどのように判断し、考えるかを聞いていた。

当初は、保育所での本児の受け入れに市側は難色を示したが、結果は希望の保育所に入所

表7 時期別保健婦が援助で目指したことと援助手段

時期	援助手段	対象	その他の援助	家族が本児の適切な就学進路を決定していくことができる	家族が同じ自閉症児を持つ親の立場での支え合いを得ることができる	家族が本児の自閉傾向という診断結果を受け入れ、今後の本児の療育及び育児の見通しをもつことができる	家族が本児にとって適切な疾患管理、健康管理を行うことができる	保育園が児及び家族のサポート資源として有効に機能する	家族の意向を反映した集団保育の場が決定される	家族が本児の発達状況について適切に認識し、本児の発達を促す適切な接し方を、家庭において実践できる	家族が本児の適切な専門医療・療育の必要性について理解し、医療機関の言語療法や保健所の発達相談を継続して利用していく
平成一〇年度	7月	HC来所	児・父・母	関係者連絡7回 (市保健婦5回、市保育所担当者2回)、関係者及び本児・家族と保育所入所について話し合い1回(T保育所所長、市福祉事務所保育所担当者、市保健婦、保健所保健婦、本児及び父母)	○	○					
	9月	発達相談	児・母			○					
	10月	発達相談	児・母		○	○					
		訪問	児・父・母・祖父母			○	○				
		発達相談	児・母			○	○				
		電話	母				○				
	12月	電話	母				○				
		電話	祖母		○	○	○				
		電話	母				○				
	1月	発達相談	児・母			○	○				
平成十一年度	2月	関係者話し合	児・父・母	関係者連絡1回 (市保健婦1回)			○				
	5月	電話	母・祖母		○						
	6月	家庭訪問	児・母・祖父母		○	○	○				
	7月	発達相談	児・母			○					
	8月	電話	母		○		○				
	9月	発達相談	児・母			○					
		電話	母		○		○				
	10月	発達相談	児・母			○	○				
	1月	発達相談	児・母・祖母			○	○				
	3月	発達相談	児・母			○	○				
平成十二年度	4月	発達相談	児・母			○	○				
	6月	発達相談	児・母			○				○	
	7月	家庭訪問	児・母・祖母		○					○	○
	9月	電話	母		○					○	○
	11月	電話	母・祖母		○		○				
	12月	発達相談	児・母			○	○			○	○
						○					
平成十三年度	5月	電話	母・父	関係者連絡10回 (K小学校養護教諭2回、養護学校教諭1回、保育所所長4回、市教育委員会担当者1回、市保健婦1回、T知的障害児通園施設指導員1回)							○
		電話	母								○
	7月	HC来所	児・母								
		発教相談	児・父母				○				○
	8月	保育所訪問	児(母)								○
		電話	母		○		○	○		○	
		自閉症の会	母							○	
	9月	電話	祖母								○
		電話	母				○				○
	12月	自閉症の会	母							○	

することができた。

(2) 保育所が児及び家族のサポート資源として有効に機能する

児が保育所に入所すると、保健婦は保育所入所後の児の様子と家族の思いを把握するため家庭訪問した。また、市保健婦から、三才児健康診査受診時の児の様子や通園状況について聞いていた。家庭訪問時、母から保育所の対応に不満があることを聞くと、保健婦はまず、家族側から保育所に家族の考えを積極的に伝えていくことが重要であると伝え、励ましていた。同時に家族から希望があれば、保健所保健婦や発達相談の心理療法士が保育所に直接対応することができることを伝えていた。次に相談を受けた時には、保育士に保健所の発達相談への来所を紹介したり、保健所保健婦が電話で話を聞くといっていることを伝えてみるよう具体的に助言していた。

保育所訪問に際しては、事前に保育所長に保健所保健婦のこれまでの援助経過と現時点での児の状況についての判断を伝えると共に、保育所側で現在困っていることを具体的な保育場面にそって聞いていた。そして、登園時なかなか入室しないことが困っていると聞いたことから、児の登園の様子をみることができるよう登園時間にあわせて訪問を計画した。そして担任保育士等から直接具体的にどのような場面でどのように困るのかを聞いていた。保育士が対応困難に感じており、家族の児への対応に不信感を抱いていた児の便秘と偏食の問題については、発達相談時に保健婦から家族に指導することを約束していた。保育所訪問後には、保育所の対応の変化について家族から把握していた。

保育所訪問では、保育士から集団の中で児を保育することがいかに大変であるかを訴えられたが、この後母親から、保育士の対応が変わり、母親の保育所や保育士へのストレスがなくなったこと、児も担任保育士をしたうようになったことが報告された。

(3) 家族が児にとって適切な就学進路を決定していくことができる

保健婦は、発達相談などの場面で、母親から保育園での様子を聞きながら、同時に今後の就学についてどのように考えはじめているかを把握していた。そして、就学進路決定のために養護学校の情報を得ることも含めて養護学校で実施する発達教育相談の利用をすすめたり、母親から質問を受けて小学校の特殊学級について K 市小学校の養護教諭から情報を得て伝えながら、就学について母親がどのような考えを持っているのか、家族内でどのように話し合われているのかを把握していた。母親は保育園での経験から養護学校が良いと考えはじめており、祖父母は小学校を希望していて、家族内での意見の食い違いがあったが、保健婦は母親の考えをよく受け止め、また一方祖母の考えも受け止める姿勢で関わり、体験入学等を通して、家族でよく話し合っ

て決めるよう母親を励ましていた。市教育委員会担当者から保健所保健婦に対し、家族の進路についての本音を保健婦が把握しているのではないかと、児の発達状況から保健婦はどのように判断するかについて問い合わせがあった時には、保健婦が把握している家族員それぞれの考え、児の状況と小学校にあがった場合のサポートの必要性の予測について伝えた。教育委員会側は、保健婦から情報が得られれば訪問の必要はないと考えていたが、保健婦はぜひ訪問して直接家族の就学の相談にのってもらおうよう強く依頼した。また、教育委員会担当者とともに家庭訪問した養護学校教諭、就学委員会に出席した保育所所長とは、本事例についてその都度情報交換しながら、家族がよく話し合っ

て進路を決めていくことを見守ることを確認しあっていた。養護学校への体験入学や、小学校訪問を通して、母親は、親も児も無理をしながら普通小学校に行くよりも、養護学校の方が児にあっ

ているという考えをかため、これについて家族内でも合意が得られ、養護学校進学を決定した。

IV. 考察

活動調査結果及び個別援助事例調査結果から、保健所保健婦が追究しているケアの質と保健所保健婦活動の特徴を述べ、広域的地域におけるケアの質追究における看護判断の特徴を述べる。

1. 保健所保健婦が追究しているケアの質

1) 児・家族にとって追究されていたケアの質

(1) 児なりの発育発達が最大限促進されること：本活動の全てにおいて保健婦が究極的に目指していたことは、心身に障害を有する児が適切な時期に適切な療育を受けることができることであった。障害児が適切な時期に適切な療育を受けられるかどうかは、その児なりの発育発達が最大限に促されるかどうかを左右するものであり、ひいては、その児が将来にわたって児なりの能力を発揮し、豊かな生活を送ることができるかを左右するものである。保健婦は、これを活動が究極的に目指すことに据えていた。

(2) 家族が適切な療育の重要性を認識すること：児なりの発育発達が最大限に促されるよう児が早期に適切な療育を受けることを可能にするために、家族がまず児の障害を認め、受け入れ、そして適切な療育訓練の必要性を認識し、専門医療機関や保健所において継続して受ける気持ちを維持していけるよう支援していた。

(3) 家族が前向きに児にとって適切な育児・療育環境を判断、選択し、整えていけること：家族自身が児なりの成長を認識できること、児の将来の見通しがもてるよう、適切な時期に適切な資源等の情報を得られたり、同じ立場の親同士情報交換や共感が得られることを

支援していた。

2) 関係者側にとって追究されていたケアの質

(1) それぞれの立場からの自らの取り組みの見直しと専門性・役割機能の発揮：家族が適切な療育訓練の重要性を認識しても、身近に機関がなければ継続は困難である。そこで、保健所管内に専門的療育訓練を受けられる体制をつくっていくことをめざしていた。体制づくり推進の第一段階のステップとして、関係者それぞれの立場で、自らの取り組みを見直し、それぞれの専門性や役割を療育体制づくりのために最大限発揮できることを、めざしていた。

(2) それぞれの立場での専門知識・技術の向上：保育士は保育士として、理学療法士は理学療法士として、障害児への関わりを通しながら、それぞれの立場からの障害児への支援の質を高めていくことを目指していた。

(3) 関係者相互の協力関係強化：同じ対象者を共に援助することを通して、またひとつの事業に共に携わるあるいは参加する事とおして、互いに果たしている役割や考えていることを知り、これによって協力関係を強化していくことを目指していた。これらの体制づくりを担う関係者には、小児科医、理学療法士、心理療法士といった療育の専門職と、児に日常的に保育を提供する保育士や、家族にとって身近な相談者となり得る市保健婦らから構成していた。

(4) 保健所事業の充実と保健所保健婦自らの役割の模索及び専門性向上：以上のような他関係者のケアの質の追究の起点には保健所保健婦自らが自らの役割をまず明確にしようとする姿勢があり、さらに活動推進の軸として、常時保健所保健婦自らも知識・技術を向上させ、保健所の相談事業を充実・発展させていた。

2. 保健所保健婦活動の特徴

1) 障害児・家族個々への保健所の専門相談事業を駆使した援助実績に基づいて関係者間調整役割を発揮する

結果2の2)から、保健所保健婦が、本事例への援助において、保健所事業として発達相談という手段を持っていたこと、そして、発達相談や家庭訪問を通じて、児の発育発達面についての専門的判断、家族の考え・希望等を把握していたことが、保育所や市の保健婦、保育所担当者や教育委員会関係者との間で調整役割を発揮できる根拠となっていたと考えられる。また、結果1の2)(3)においても、保健所が実施している専門相談事業が、保育所と障害児保護者との間で、保健所保健婦が調整役割を発揮できる有効な手段となっていた。保健所保健婦として、保健所の専門的技術的拠点としての機能を駆使して、個々の対象者への援助の責任を果たしていたことが、障害児療育体制づくり推進において関係者間で調整役割を発揮できる原動力となっていたと考えられる。

2) 保健所の専門相談事業を関係者の研修及び連携推進の機会とする

結果1の2)(2)(3)(5)(6)にみられたように保健婦は、関係者に保健所の専門相談事業に参加してもらうことをとおして、単に障害児療育についての一般的な知識技術の習得ではなく、具体的な事例を通じた実際の面での障害児療育の知識技術向上をねらっていた。その成果は保育所保育士、養護学校教員ばかりでなく、当初は障害児については専門ではなかった相談事業に従事する理学療法士が事業を通じて事例にあたることで自ら障害児療育についての知識技術を向上させるということにも及んでいた。また、保健所専門相談事業への関係者の参加は、関係者同士の専門性や役割機能の相互理解とその後の協働関係形成の糸口としても有効に機能していた。以上のように保健所保健婦は、保健所専門相談事業を

関係者の専門技術知識向上や関係者間協力関係づくりのきっかけとしても活用していた。

3) 調査事業の全過程を、関係者との共同活動推進のための手段とする

結果1の2)(2)(4)から、調査の計画づくりの過程で、保健所の計画案を伝える、調査実施に市町保健婦等に協力してもらう、調査結果を報告し関係者間の話し合いの素材にするという調査事業の全過程を、管内の療育体制づくりの必要性について関係者で共通理解を得る手段としていた。また、保健所がどのような役割を果たしているか今後どのような考えをもっているかについて理解を得ることにより、保健所と各関係機関関係者との連携関係を強化し、関係者間の協働活動を推進するための手段として、活用していた。

4) 協働活動実施過程における関係機関・関係者との個々の接点を通じて地域資源の内容・質・可能性を捉え、有効な資源とするための働きかけの方法を模索する

結果2の2)から、保健婦は、事例への援助過程における市保育所担当者や保育所所長、教育委員会担当者との関わりを通じて、それぞれの立場での考えを把握しており、一方で利用者の声として障害児の保護者から保育所についての要望を捉えていた。これらの情報は保育所や市としての障害児保育・教育の内容や質を捉える情報としていたと考えられる。また、養護学校での保健所相談事業実施についても、試み的に実施した成果を確認し、事業を発展させていた。以上のように、個別援助や事業における関係者との協働活動の実施過程において、関係者が関わる地域資源の内容及び質、さらに関係者の問題意識や考えを捉えることにより、地域資源として機能をさらに発揮できる可能性を判断し、そのための働きかけの方法を模索しながら活動を進めていると考えられた。

5) 保健所が広域を管轄する機能を活かしつつ、各市町の状況に応じた方法で支援する

各市町単独では対応が困難なニーズへの対応は数市町にわたって広域を管轄する保健所の重要な役割機能であるが、具体的な市町への働きかけにおいては、結果1の2)(2)における、市町保健婦への働きかけのように、各市町の状況に応じて、保健所保健婦の役割の取り方を変化させていた。広域を管轄する機能を活かしつつ、具体的な市町支援においては、各市町の保健婦の力量や施策の充実状況、関係機関同士の連会関係の発展段階に応じた方法で支援していることが確認できた。

3. 広域的地域におけるケアの質追求における看護判断の特徴

保健所保健婦が追究していたケアの質の中心には、障害児が児なりの発育発達を最大限促進することが据えられ、親・家族が児の障害を認識し、療育の必要性を理解すること、前向きに児にとって適切な育児・療育環境を整えていけることを目指していた。そのために関係者に対しては、それぞれの立場で自らの専門性・役割を発揮できること、それぞれの立場で専門知識・技術を高めていけること、そして関係者相互の協力関係強化を目指していた。保健婦が活動において働きかけた関係者は、児の日常的な保育を担う保育所保育士や児及び家族にとって身近な相談者として期待する市保健婦であった。これは、保育士や市町保健婦等による身近で日常的な支援の充実を、専門的支援の充実と同時に推進していることを示しており、保健婦が障害児・家族の生活全体に及ぶニーズへの対応を活動の中心に据えたことに基づくものと考えられた。広域的地域におけるケアの質の追究において保健婦は専門的支援ニーズと同時に身近で日常的な支援ニーズを満たそうとしていることが特徴と考えられた。

保健所保健婦活動の特徴として、ニーズ把握のための情報収集においても、企画・調整役割機能の発揮においても、保健所の専門相談

事業を駆使していることが確認された。保健所の広域的機能とは、数市町を管轄する立場から各市町レベルで対応できないニーズへの対応においてその役割機能を発揮することであり、保健所の専門機能はそのために必要不可欠な手段と位置づけられた。保健所保健婦は、保健所が提供する専門的サービス自体を管内地域のニーズに対応したものとして発展充実させ、これを体制づくりの推進力として活かし、活動を展開していると考えられた。

障害児療育体制づくりにおける保健所保健婦活動の起点となっており、さらに活動推進の中心軸になっていたのは、保健所保健婦自らが管内地域の課題を明確にし、保健所及び保健所保健婦の役割を明確にしようとする考えであり、同時に、常に自らの専門性を高めようとする姿勢であると考えられた。

調査3：徒歩圏域におけるケアの質と看護判断

～B型機能訓練事業の展開プロセスにおける看護判断の分析～

調査3：徒歩圏域におけるケアの質と看護判断

～B型機能訓練事業の展開プロセスにおける看護判断の分析～

浦奈穂美 武藤紀子 牛尾裕子 宮崎美砂子 岩井多佳子 桜庭けい子 山本多喜子

I. 目的

基礎自治体の保健福祉事業として行われているB型機能訓練事業の展開プロセス・成果から、徒歩圏域のような身近な地域において求められているケアの質と看護判断を明らかにする。

II. 方法

1. 調査対象

一基礎自治体内（C市・人口約88万人）において保健婦が実施している17地区のB型機能訓練事業（以下事業）を対象とする。

2. 調査項目及び調査方法

1) 事業の展開プロセスに関わる以下①～③の保健婦の認識・判断・対応を事業に従事する保健婦への自由記述式質問紙調査・面接聴取ならびに「事業」への参加観察から調べる。

① 地域診断

発足経緯・経過、対象者・支援者・地域に対する診断

② 事業実施に関わる考え及び行動

目的・対象・内容（場所・頻度・支援者・運営方針や内容）、対象者・支援者個々への対応の仕方（対象の勧誘・参加中断者への対応等）

③ 事業の評価

対象者・支援者・地域への効果、今後の課題・展望

2) 事業を実施して得られた以下①②の成果を事業に関わっている支援者への自由記述式質問紙調査、「事業」及び「支援者交流会」への参加観察から調べる。

①対象者の反応及び変化

②支援者の反応及び変化

3. 調査期間

平成13年9～10月

4. 分析方法

1) 事業の展開プロセスに関わる保健婦の認

識・判断・対応については、事業の展開プロセスを「発足の決定」「実施の準備」「事業実施」「事業の評価」の4プロセスから捉え、それぞれにおける「保健婦の認識・判断・対応」の具体的内容を抽出し整理・分類する。

2) 17地区の事業を「徒歩圏域」という観点から対象とする地区の規模別に「A. 公民館単位」「B. 自治会単位」「C. 団地集会所単位」の3つに分けて分類する。

「A. 公民館単位」に分類されたのは7ヶ所（A1～A7地区）、「B. 自治会単位」に分類されたのは6ヶ所（B1～B6地区）、「C. 団地集会所単位」に分類されたのは4ヶ所（C1～C4地区）であった。なお、開催場所が「公民館」で対象者の規模は「自治会単位」である場合、「B. 自治会単位」に分類している（B4地区）。

3) 事業を実施して得られた成果は、具体的内容をそれぞれ整理・分類する。

4) 以上の分析から徒歩圏において求められているケアの質と看護判断について考察する。

III. 結果

1. 事業の展開プロセスに関わる保健婦の認識・判断・対応

1) 発足の決定に関わる保健婦の認識・判断・対応

内容は『発足の必要性』『開催場所の選定』の2つに分類できた。〔表1-1～表1-2〕

『発足の必要性』に関するものには「支援者からの相談により把握した地区の既存の会への対応・関わりから捉えた発足の必要性」

「支援者からの地区状況・問題・住民意識への対応に関する相談・協力依頼から捉えた発足の必要性」「地区状況・問題・住民資質に基づいて地区へ発足の打診・協力依頼したこ

とから捉えた発足の現実性」「A型からB型機能訓練事業への移行方針をうけて発足し直すことの継続性」「地区・住民の状況から捉えた保健婦関与の必要性」があった。

『開催場所の選定』に関するものには「開催場所の選定には日頃の保健婦活動や調査で捉えた地区状況・住民資質（力・意識）が手があり」「会場選定や運営内容・中心となる支援者は役職者・支援者と相談した上で決定」「地区状況・対象範囲・利便性を考慮」「既存の会・新たな住民組織活動をBリハとして活用・運用」「地区の役職者・支援者・対象者の要望を考慮し発足の検討・開催場所の選定」があった。

2) 実施の準備期に関する保健婦の認識・判断・対応

内容は『支援者選定』『支援者への関わり・支援者の基盤づくり』『支援者資質の把握・みきわめ』『発足にむけての対応・応用・適用』『資源の活用』の5つに分類できた。〔表2-1～表2-5〕

『支援者選定』に関するものには「支援者意欲・資質のある住民や地区役職者・ボランティア団体を支援者・協力者に選定」があった。

『支援者への関わり・支援者の基盤づくり』に関するものには「住民組織との合意の必要性の基、話し合い・調整・訪問を通し地区の状況・意識・資質を把握した上での実施の基盤・関係づくり」「発足にあたり関係者会議や地区組織の意向をふまえ合意・理解を促し地区の組織事業としての支援者への協力要請」「発足にあたり関係者・支援者との合意の必要性から相談・協力・話し合い・調整」「発足にあたり運営を担う意欲のある支援者・協力者を発掘・育成」「対象者への支援を通して支援者を支援」「支援者支援を重視した対応を通して支援の必要性・重要性を再認識」であった。

『支援者資質の把握・みきわめ』に関する

ものには「地区の状況・問題・必要性に対し支援者自身が自発的に既に会を実施」「地区に対する思い入れ・活動力を有する」があった。

『発足にむけての対応・応用・適用』に関するものには「発足にあたり地区状況・ニーズに応じた開催場所・頻度・時間の変更等の対応」「他地区の発足経過・運営状況を参考」「発足にあたり対象者・支援者の意識・健康状態を捉える全数訪問の実施」があった。

『資源の活用』に関するものには「地域資源・地区組織事業としての位置づけ・有効活用・運営の打診・適用」があった。

3) 事業実施に関する保健婦の認識・判断・対応

『事業の目的』『対象者設定』『支援者設定』『運営方法』『対象者の発掘・勧誘方法』『参加中断者への対応方法』『対象者への対応』『支援者への支援』『住民主体による円滑な運営』『事業実施後の対応』の10の内容に分類できた。〔表3-1～表3-10〕

『事業の目的』に関するものには「事業実施の目的は“寝たきり予防”“閉じこもりがちな人の外出の機会”」「地域住民同士の交流・住民主体の地域づくりへの発展をねらう」「元A型機能訓練事業参加者の継続的な参加」「対象者問題や支援者負担の軽減のための対処」「地区組織事業との関与による併設実施」があった。

『対象者設定』に関するものには「対象地区及び近隣在住の全住民」「何かしら問題を抱え保健婦が援助の必要性を感じた地区の住民」「予防的な関わりを要する年齢相応の高齢者・地区住民」があった。

『支援者設定』に関するものには「地域への関心・熱意のある役職者・住民及び組織・団体員」があった。

『運営方法』に関するものには「住民主体運営を意図しつつも、実際は地区の状況に応じた運営方法を実施（住民主体・保健婦主体・

時に一部関与等)」「運営にあたり対象者・支援者・保健婦各々の役割の分担・協働の実施」「支援者の主体性の促しと経済的負担の軽減を図り円滑に実施」があった。

『対象者の発掘・勧誘方法』に関するものには「対象者の発掘・勧誘は支援者に一任しており、役職者や支援者がチラシ等を配布・直接声かけを行う」「対象者の発掘・勧誘は保健婦が事業や広報等の周知方法を通し、対象者の自発的参加をまつ」「対象者の発掘・勧誘は保健婦と支援者が必要時同行訪問しながら事業の参加を誘う」があった。

『参加中断者への対応方法』に関するものには「参加中断者への対応は支援者主体のもと一任・促すも未実施のため、今後経過を確認しつつ要検討」「参加中断者の意向・状況を保健婦の訪問や他の対象者・支援者から把握し、必要に応じ事業以外で継続援助を実施」があった。

『対象者への対応』に関するものには「事業参加前や初回に全対象者個々の状況・意向を捉える訪問や関わりを行い、対象者個々への責任・姿勢を示す」「事業当日の来所してほしい対象者の参加勧誘は保健婦・支援者が訪問にて実施」「事業の中で保健婦は対象者の意向をふまえ、対象者の健康管理・相談及び仲間づくり・雰囲気づくり等行う」「事業の中で対象者の事業外の日常生活状況を把握」があった。

『支援者への支援』に関するものには「事業を通して支援者負担・現状を把握」「保健婦は支援者の意向・不安を把握し、支援者支援を重視し関わる必要性を認識し配慮・対応」「支援者の負担・不安に対し、話し合い・調整・研修を検討・実施」があった。

『住民主体による円滑な運営』に関するものには「役職者・支援者が中心となり自ら協力者を地区住民から募って共催」があった。

『事業実施後の対応』に関するものには「反省会で支援者との話し合い・相談・助言を通

し次の企画・改善点の検討、研修の実施」「対象者宅訪問や支援者を通じての対象者・家族の反応・感想を把握し、必要な個別援助・対応を実施」があった。

4) 事業の評価に関する保健婦の認識・判断・対応

(1) 対象者に及ぼした効果 (2) 支援者に及ぼした効果 (3) 地域への波及効果 (4) 活動方法・考え方に対する保健婦の評価・課題という4つの観点で分類した。

その中で(1) 対象者に及ぼした効果には『対象者の参加状況・評価・効果』『事業内での対象者自身にとっての効果』『日常生活上での対象者の変化・効果』『対象者の自分たちの会という認識』『家族への効果』の5つがあった。〔表4-1～表4-5〕

また(2) 支援者に及ぼした効果には『支援者・資質・実態の把握』『保健婦との関与による支援者活動の円滑化』『支援者間の関係強化』『支援者自身にとっての効果』『支援者の自分たちの会という認識』『支援者の地域・住民への関心及び意欲・資質の拡大』の6つがあった。〔表5-1～表5-6〕

(3) 地域への波及効果には『地域の資源化』『事業の共催を通しての地区内での発展』『住民同士の交流・関わりを通しての地区内での発展』『相互交流による他への発展』の4つがあった。〔表6-1～表6-4〕

(4) 活動方法・考え方に対する保健婦の評価・課題には『支援者との関わり方の評価』『事業の位置づけ・存在意義』『対象者への課題』『支援者への課題』『事業の課題』の5つがあった。〔表7-1～表7-5〕

(1) 対象者に及ぼした効果で、『対象者の参加状況・評価・効果』に関するものには「外出機会の少ない高齢者等の事業への参加による参加者の増減・定着」「意図した対象者の事業への参加は難行」があった。

『事業内での対象者自身にとっての効果』に関するものには「事業の参加に対する感

想・反応の表出・把握」「事業実施による外出の機会・会の中での仲間づくり・交流の場の確保、不満の回避」「対象者の活動の負担の軽減」があった。

『日常生活上での対象者の変化・効果』に関するものには「事業で顔見知りになった対象者・支援者が地域内でも挨拶や交流を通して単調な生活に変化をもたらす」「日常生活での交流はない」があった。

『対象者の自分たちの会という認識』に関するものには「対象者が運営に関与し自分たちの会という認識をもつ」があった。

『家族への効果』に関するものには「対象者家族にとっての社会参加の場」があった。

(2) 支援者に及ぼした効果で、『支援者・資質・実態の把握』に関するものには「支援者の活動の負担・現状・認識等及び地区・支援者資質を気づいてもらう」があった。

『保健婦との関与による支援者活動の円滑化』に関するものには「支援者自身の活動負担を考慮・活動負担の軽減を図る」「支援者自身の活動負担に対するボランティアの導入・他事業との共催等の対応・検討」「支援者自身の活動への協力及び相談等、保健婦と支援者とのつながりの強化・関与」があった。

『支援者間の関係強化』に関するものには「事前の話し合い等の関わりによる支援者・関係者間の関係の調整・強化」があった。

『支援者自身にとっての効果』に関するものには「支援者自身の自主的な社会参加による活動・生活・考え方の広がり」「支援者自身及び事業実施に関する要望や疑問への対処・理解」があった。

『支援者の自分たちの会という認識』に関するものには「支援者が事業の運営への意見・要望を表出・関与・検討」「対象者の様子・変化・効果への関心」「支援者が地域住民・役職者と協働運営を図る」があった。

『支援者の地域・住民への関心及び意欲・資質の拡大』に関するものには「支援者が地

区・住民の現状を捉え目的をもって事業を実施」「支援者の自己の地域へ対する関心や社会貢献意欲の高まり」があった。

(3) 地域への波及効果で、『地域の資源化』に関するものには「社会貢献の意向のある地区住民・ボランティア団体結成による地域資源の顕在化」があった。

『事業の共催を通しての地区内での発展』に関するものには「公民館事業への関与・活用による多くの地域住民へ事業を周知・アピール」「他事業との共催による事業の周知・円滑運営・労力の軽減等のメリット」があった。

『住民同士の交流・関わりを通しての地区内での発展』に関するものには「世代を超えた地域住民との交流と交流に対する好印象をえられる」があった。

『相互交流による他への発展』に関するものには「事業の実施及び保健婦・支援者との関わりあいを通し、他事業・他地区間で相互に参考・運用しあう」があった。

(4) 活動方法・考え方に対する保健婦の評価・課題で、『支援者との関わりの評価』に関するものには「支援者の状況及び活動内容・力を把握し、判断・評価」「支援者との関わり・有力役職者の把握により円滑な事業・活動の評価」があった。

『事業の位置づけ・存在意義』に関するものには「事業の特徴及び今後の運営方法についての判断・評価」「事業についての地域からの反応・評価」があった。

『対象者への課題』に関するものには「対象者・不参加者の参加拡大及び今後の対応」「対象者の主体性・意識化の促進」「対象者のための場の設定、事業の運営・実施・検討」「事業外の対象者の日常生活状況は未把握で、支援者に依頼・一任又は依頼の検討」があった。

『支援者への課題』に関するものには「事業の支援者運営を示唆する保健婦の認識・対

応方法」「支援者の意識の把握」「支援者に対する支援者自身の運営方法の検討」があった。

『事業の課題』に関するものには「事業の実施・継続・拡大・保健婦関与の必要性」「事業の内容・方法・運営に関する要望・意見」「事業の存在や意義への不安・疑問」があった。

2. 事業を実施して得られた成果

事業を実施して得られた成果には、(1)対象者(2)支援者からそれぞれ把握したものがあり、『対象者の反応や変化にみられている事業の成果』に関するものには「会の存在・内容に関する対象者の意見・要望」「対象者自身の会の中での変化・効果」「対象者自身の日常生活上の変化・効果」「家族に及ぼした効果」があった。〔表8-1〕

『支援者の反応や変化にみられている事業の成果』に関するものには「対象者に関する意見・要望・関心」「会に関する支援者の意見・要望」「支援者自身の変化・効果」「他者との関わりに関する意見」「地域への関心の広がり」があった。〔表8-2〕

IV. 考察

1. 事業の展開プロセスにおける地区や人材の診断・判断の蓄積

保健婦は従来の活動・調査の中で捉えていた地区の状況や住民資質を手がかりに診断し選定した開催場所について、準備の段階で「この地区で本当にやっていけるか」「どの人が支援者となりうるか」「どの支援者ならどのくらいできるか」等、具体的に住民資質をみきわめ、再診断している。事業実施後に、対象者・支援者の反応や変化から捉えた成果を基に対象者・支援者・地域へ及ぼされた効果を診断し、「対象者・支援者が自分たちの会という認識をもつ」「支援者の地域や住民への関心・意欲が高まる」等といったそれぞれに対する事業の評価や「今後、支援者主体での運営を図

る」等の課題を、各々の地区状況に応じ、事業の展開プロセスの中でその都度、診断を繰り返し、判断を積み重ねながら対応している。なお事業実施にあたり、保健婦は支援者や地区の状況を把握し、円滑な運営・支援者基盤づくり等を意図した対象者・支援者個々及び組織との関わり・話し合い・研修を行う等、配慮・工夫・試行・適用しながら対応していた。

2. 支援者支援を重視した「支援者基盤づくり」

実施の準備期において「支援者への支援」として「支援者・関係者との話し合い」を行っているが、その「話し合い」の中には、支援者の「不安への対処」「負担の軽減を図る」ことを意図した対応・措置と、「関係づくり」といった「基盤・体制づくり」を意図した対応・措置があり、一事業だけにとどまらず、その地区に根付いた「関係者の基盤・体制づくり」へと発展していると考えられる。

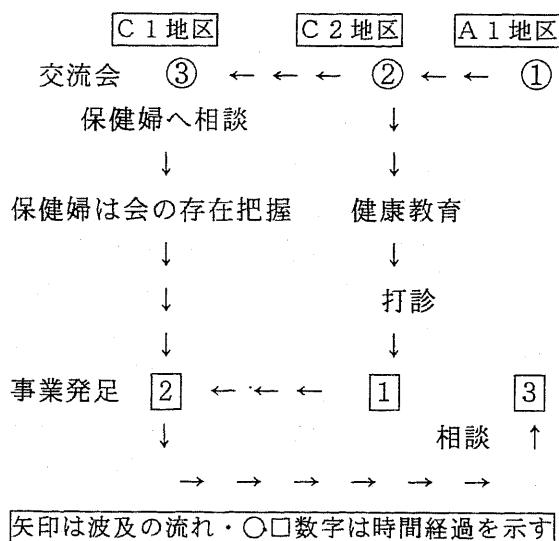
さらに、実施の準備から実施、実施後にわたり、保健婦は対象者・支援者に対し個々の住民をきちんとその都度捉え、責任を持って活動していた。とくにその中でもこの事業では「住民主体」を意識し、「支援者への支援」を重視しながら関与している。

3. 地域への効果の広がり・発展

保健婦が認識している「地域への波及効果」及び成果として現れている「地域の反応・変化」からは、事業の内容に異世代の交流を組み込むことにより、成果として、世代を超えた住民同士の「交流」「関わり」「関心」が生まれている。さらに事業を通し、地域の中から人材を発掘・育成・成長することで「地域の資源化」につながっている。また、民生委員や自治会・社協の地区組織員を巻き込んだ「地区事業」として意識化し位置づけを図っている。開催場所である公民館の職員との関わりを通し、会場の確保や地区の人材の紹介等といった「公民館としての協力」が得

られ、公民館で実施する「他の事業における協力・援助」にも及んでいる。さらにA5地区では「公民館事業」としての位置づけがなされたことで、地域の基盤となる「公民館」を拠点とした効果が地域へと広がり、発展するといえる。

また〔図. 近隣3地区の事業発足の関係〕でみられる「支援者間の相互交流が及ぼした他地区への事業の発展・拡大」があった。C1・C2・A1地区は同一町会範囲の近隣地区で、自治会独自で既存の会を実施していた地区である。C2地区では従来から健康教育で保健婦は関与しており、事業の発足を一番に打診し発足へと至る。長年A1地区で行っていた保育園児との交流会が、近隣民生委員同士の関係・つながりの中で情報交換され、C2地区、C1地区へと波及している。C1地区においては、交流会について保健婦への相談を機に会の存在をアピールし、事業としての開催になる。一方A1地区でも会の運営の安定・継続を求めて保健婦へ相談し事業としての開催へと至る。このように17地区事業間での「支援者同士の相互交流」を通し、「他地区への発展」もみられている。



流が他地区での事業の存在を民生委員が知るきっかけとなり、事業の開催を打診・相談する（A1・C1・C2地区）」といった日常生活上のなにげない話題が広がりやすい身近な地区・会場での開催だからこそ保障されるケアの質であるといえる。

また『日常生活との連続性』とは「事業の中で日常生活のことが話題にあがる」といったものから「事業で顔見知りになった対象者・支援者がスーパー等で挨拶しあう」や「事業の仲間が散歩仲間になった」「交流を通し単調な生活に変化をもたらす」といった、事業内での交流が事業外である日常生活においてももたらされていた。

『安心感』とは「知り合いの支援者が誘ってくれたので来所した（B5地区）」「事業参加前に保健婦が訪問し健康状態のチェックと事業の説明等をしてくれた（B5地区）」「保健婦との関わりがあるため支援者が事業を安心して円滑に運営できる」というケアの質の保障によるものである。

『居心地』とは「一度休んでも近所の支援者が立ち寄って誘ってくれて行きやすい（C1地区）」とか「対象者にとって自分たちの会としての意識・自己の役割認識により事業という居場所がある」といった自己を受け入れてもらえる場所の確立によるケアの質の保障によるものであった。

『住民同士の対等な関係性』とは「対象者・支援者の区別なく実施している（B3地区）」や「支援者から対象者は人生の先輩であるといった他者に対する多様な理解ができる場（B5地区）」として事業が存在・成立しているといえる。

『自己の地域・住民への関心』とは「支援者が地区の問題や対象者・地域へと関心がいき、自分たちの地域や会としての認識・意識化」につながり、身近な自己の地域であるからこそもたらされる地域・住民への関心・愛着によりケアの質が保障されていると考える。

表1-1 発足の必要性に関する保健婦の認識・判断・対応

対象とする地区の規模		A公民館単位							B自治会単位							C団地集会所単位																	
		A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4															
1-1	発足の必要性に関する保健婦の認識、判断、対応	具体的な内容																															
保健婦の認識、判断、対応の分類		支援者からの相談により把握した地区の既存の会への対応、関わりから捉えた発足の必要性																															
		支援者からの地区状況、問題、住民意識への対応に関する相談、協力依頼から捉えた発足の必要性																															
		地区状況、問題、住民意識に基づいて地区へ発足の打診、協力依頼したことから捉えた発足の現実性																															
		A型からB型機能訓練事業への移行方針をうけて発足し直すことの継続性																															
		地区、住民の状況から捉えた保健婦関与の必要性																															
		既存の会を把握し、発足へ至った経緯は支援者からの保育所交流の要望、相談																															
		既存の会を把握し、発足へ至った経緯は支援者からの健康教育の依頼																															
		既存の会の参加者の不満に対する支援者の対応としての関性																															
		発足経緯は「健康で安心して暮らせるまじくしたい」と願う自治会有志（支援者）が保健婦へ相談																															
		発足経緯は「社協小坂ネットワークのモデル事業に伴う地域の支援者から保健婦へ活動の協力、相談																															
保健婦の認識、判断、対応の分類		発足経緯は「社協小坂ネットワークのモデル事業との協力、要望																															
		発足経緯は行政との連携の必要性を感じた民生委員が既存の会の今後の運営について保健婦へ相談																															
		発足経緯は日頃の活動で努力・負担を感じていた支援者（民生委員）が関性を要望																															
		発足経緯は日頃の活動で地域の問題（住民の交流のなさ）を感じていた支援者（民生委員）が関性を要望																															
		発足経緯は支援者の活動力を手がかりに関性を打診																															
		発足経緯は日頃の活動で地域の問題を感じていた保健婦が支援者（自治会）へ関性の必要性を投げかけ																															
		発足経緯は訪問グループ連絡の中で関わった支援者（自治会長）へ関性を投げかけ																															
		発足経緯はA型機能訓練事業の要請回数減少に伴う対象者不満回避対策として減数分を補う形で実施																															
		発足経緯は施策の方向をうけてA型機能訓練事業をB型として実施の検討																															
		保健婦が関わる必要性を感じた地区																															
保健婦の認識、判断、対応の分類		発足者図は保健婦の関与による民生委員の負担軽減と事業の裾野の拡大																															
		保健婦は地区状況（住民、地域）や地区の問題点を認識																															
		保健婦と支援者との事業開催の必要性が一致																															

表1-2 開催場所の選定に関する保健婦の認識・判断・対応

[illegible]

表2-1 支援者選定に関する保健婦の認識・判断・対応

2-2-1 支援者選定に関する保健婦の認識・判断・対応

保健婦の認識・判断・対応の分類

支援者意欲・資質のある住民や地区役職者・ボランティア団体を支援者・協力者に選定

具体的内容

- ・支援者(民生委員)が地区住民から協力者を選定
- ・支援者には地区の役職者を選定
- ・推進員が支援者として関与
- ・既存のボランティア研修修了者を支援者として協力要請
- ・支援者は既存の活発なボランティアグループを厳選し支援者を募集
- ・団地住民の中には支援者になりうる人はいない、募集して集まった際の団地住民がボランティアとして関与
- ・支援者同士の構成員は地区住民ではなく、区全体のボランティア趣向のある住民

対象とする地区の規模																
A 公民館単位								B 自治会単位				C 団地集会所単位				
A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4
*		*		*				*	*			*				
		*		*								*	*			
		*		*								*				*

表2-2 支援者への関わり・支援者の基盤づくりに関する保健婦の認識・判断・対応

[illegible]

表2-3 支援者資質の把握・みきわめに関する保健婦の認識・判断・対応

	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4
2-3 支援者資質の把握・みまわめに関する係属機関の認識・判断・対応																	
具体的な内容																	
・民生委員は独居高齢者のさみしさなにかたい思い、異世代を救う貯金の会を実施 ・民生委員の民居の活動で促して問題（交流のなさ）から、異世代交流を目的に既存の会を実施	*	*														*	
・地区組織：支援者資質（活動力・思い入れ等）がある		*				*			*	*		*	*	*	*	*	*
・支援者からの住居所交流の要望・相談																	
・支援者からの今後の専業の運営に関する要望・相談																	
・支援者が既存の会を発見	*	*														*	*
・支援者の地域に対する貢献要望・意向がある	*	*					*		*							*	*

表2-4 発足にむけての対応・応用・適用に関する保健婦の認識・判断・対応

[illegible]

松本・新井・藤田の指導による専門に用紙の製法

2-5 資源の活用に関する保護策の設置・判断・対応	具体的内容	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4
2-5-5 資源の活用に関する保護策の設置・判断・対応の分類																		
地域資源・地区組織事業としての位置づけ・有効活用・資源の診査・活用	・地域の共催事業として位置づけ・活用 ・地域の共催として補助金をもらい運営実施 ・地域の共催を打診するが困難							*						*			*	

[illegible][illegible]

	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4
保健婦の認識・判断・対応の分類																	
地域への関心・熱意のある役職者、住民及び組織・団体 員																	
支援者の関心・熱意のある住民役職者個人(民生委員・自治会有志・社協役員)	*	*						*	*	*		*	*	*	*	*	*
支援者は地域への関心・熱意のある地区組織の所属団体会員(自治会員)			*				*			*		*	*				
支援者は他国への関心・熱意のある地域住民・新たに公署等で呼びかけ発願したボランティア			*	*			*	*	*	*		*	*	*	*	*	*
支援道には保健婦が研修等で育成していた既往のボランティア団体を活用			*	*			*	*	*	*		*	*	*	*	*	*
支援者を保健婦が研修等で育成			*	*			*	*	*	*		*	*	*	*	*	*

[illegible]

保護婦の発端・判断・対応の分類	具体的内容	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4
・対象者の発端・判断・対応は支援者や役職者や保護婦の依頼・勧誘は支援者により一任しており、役職者や支援者がナラシ等を配布・直接戸かけを行う	・対象者の誘いは保護婦が作成したナラシをもとに支援者へ一任																	
・対象者の発端・判断・勧誘は支援者が事業や広報等の周知方法を通して、対象者の自発的参加を促す	・対象者の勧誘は支援者・夜間支援者により一任 ・民生委員定例会合等、老人学校等の事業や広報等を講義 ・対象者自身が口コミや広報等をも自主的に希望し参加	*	*		*				*	*	*	*	*	*		*	*	*
・対象者の発端・判断・勧誘は保護婦が必要時同行訪問しながら、事業の参加を誘う	・対象者の勧誘は支援者により一任しているが、保護婦も必要時同行訪問を通じて対象者を発端							*	*	*	*	*	*	*		*	*	*

表3-6 参加中断者への対応方法に関する保健婦の認識・判断・対応	保健婦の認識・判断・対応の分類	具体的な内容	対象とする地区の現況																
			A公民館単位						B自治会単位										
			A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4
参加中断者への対応は支援者主体のもと一任・促すも未実施のため、今後経過を確認しつつ要検討	参加中断者への対応は支援者主体のもと一任・促すも未実施のため、今後経過を確認しつつ要検討	・参加中断者への対応は支援者へ促すが、支援者は忙しくてできない													*				
		・参加中断者への対応は支援者主体を要図・促進し、その後の対応を配慮し見守る														*			
		・参加中断者の状況は半数おり、具体的な対応方法は今後の検討事項														*			
		・参加中断者の状況は対象者・支援者から把握し、必要に応じて訪問														*			
参加中断者の意向・状況を保健婦の訪問や他の対象者・支援者から把握し、必要に応じて事業以外で継続援助を実施	参加中断者の意向・状況を保健婦の訪問や他の対象者・支援者から把握し、必要に応じて事業以外で継続援助を実施	・参加中断者の不承諾理由を本人、他の参加加者・支援者より把握													*				
		・参加につながらない対象者へは専業以外での援助を継続																	
		・参加者との連携のもと、長期欠席者や預けになる対象者へは個別アプローチを実施														*	*		
		・個別要経超過観察者へのフォローの実施														*	*		

表3-7 対象者への対応に関する保健婦の認識・判断・対応		具体的な内容																	
保健婦の認識・判断・対応の分類		A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4	
事業参加前や初回に全対象者個々の状況・意向を促えする訪問や関わりを行い、対象者個々への責任・姿勢を示す	・支援者が動員した全参加予定者を保健婦が健康状態把握・事故予防のための事前訪問を実施													*					
	・対象者・支援者双方を含む地域住民に対する保健婦の責任として参加予定者の全数訪問を実施													*					
	・初回参加時、全参加者に面接シートを渡してフィードバックを作成															*			
	・事業の場において保健婦は個々の住民(参加者・不参加者・保健婦継続訪問ケース)の状況・住民意識を把握													*					
事業当日の来所してほしい対象者の参加動員は保健婦・支援者が訪問にて実施	・当日一人では来所しにくい対象者の誘いには、支援者が対象者宅の立ち寄り訪問を実施													*					
	・会当日、保健婦は閉じこもり防止の予防のための非常勤によるお誘い訪問を実施															*			
	・会参加における対象者同士の仲間づくりの雰囲気づくりへの配慮		*						*	*								*	
	・会参加における対象者の意向を促え、参加者の健康・安全管理・相談及び仲間づくり等を行う								*	*									
事業の中で対象者の事業外の日常生活状況を把握	・参加者からの要望を取り入れ、当初設定した対象者を拡大															*			
	・対象者・支援者区別なく実施											*							
	・会の中で保健婦は対象者個々の健康相談・血圧測定などの健康管理								*	*								*	
	・保健婦は対象者の相談役として関わる								*	*								*	
事業の中で対象者の事業外の日常生活状況を把握	・保健婦は対象者の生活背景や日頃の抱え・様子等を把握			*														*	

表3-8 支援者への支援に関する保健婦の認識・判断・対応		A1 A2 A3 A4 A5 A6 A7 B1 B2 B3 B4 B5 B6 C1 C2 C3 C4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
保健婦の認識・判断・対応の分類	事業を通して支援者負担・現状を把握	具体的な内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
保健婦は支援者の意向・不安を把握し、支援者支援を重視し関わる必要性を認識し配慮・対応	保健婦は支援者の意向・不安を把握し、支援者支援を重視し関わる必要性を認識し配慮・対応	・支援者の中でも中心となる代表者の負担が大き																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

表4-1-1 対象者の参加状況・評価・効果に関する保健婦の認識・判断・対応		対象とする地区の規模																
		A公民館単位							B自治会単位						C団地集会所単位			
保健婦の認識・判断・対応の分類	具体的内容	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4
外出機会が少ない高齢者等の事業への参加による参加者の増減・定着	・事業の参加者数の増加及び仲間づくり ・事業の参加者の固定 ・熱心な支援者の誘いによる外出機会の少ない高齢者の多数参加 ・新たな対象者が増加し、従来のA型機能訓練事業参加者が減少 ・老人クラブ会長としての職務意識による参加			*							*						*	
意図した対象者の事業への参加は難行	・同じにもがちな対象者は回答だけでは来所せず				*												*	

表4-2 事業内での対象者自身にとっての効果に関する保健婦の認識・判断・対応		保健婦の認識・判断・対応の分類																	
事業の参加に対する感情・反応の表出・把握	具体的内容	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4	
			*		*					*	*					*	*	*	
事業実施による外出の機会・会の中での仲間づくり・交流の場の確保、不満の回避	・対象者の参加に対するよい感想の表出																		
	・対象者にとってA型機能訓練事業の延長としてのお楽しみ会			*	*														
	・その場では楽しいそうにしているが後日感想を聞くとき不満発言														*				
	・事業の中で対象者同士の交流の場				*											*			
	・対象者の会話の増加、仲間づくり																*		
対象者の活動の負担の軽減	・対象者・支援者の区別なく交流												*						
	・住民同士の交流が希薄な地区において、事業の継続参加が対象者同士の顔見知り・事業内での交流へと発展									*							*		
	・A型機能訓練事業減数分の補充実施による対象者の不満を解消・回避																		
	・従来より対象者が企画・実施していた催しと併設実施が可能				*												*		

表4-3. 日常生活上での対象者の変化・効果に関する保健婦の認識・判断・対応		保健婦の認識・判断・対応の内容																	
		具体的内容																	
		A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4	
事業で顔見知りになった対象者・支援者が地域内でも積極や交流を通し単調な生活に変化をもたらす	・事業で顔見知りになった対象者・支援者との交流が地域内でも継続活用																		
	・対象者の外出の機会・仲間・関係づくり・生きがいづくり・単調な生活の変化という日常生活上の効果	*													*				
日常生活での交流はない	・住民生活の幅の拡大																		
	・事業外の日常生活上での交流はない			*														*	

表4-4 対象者の自分たちの会という認識に関する保健婦の認識・判断・対応		保健婦の認識・判断・対応の分類																	
対象者が運営に関与し自分たちの会という認識をもつ	保健婦の認識・判断・対応の分類	具体的内容																	
		A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4	
	・対象者拡大の要望・対象者同士の会運営の話し合い																		
	・対象者が会費の負担を自ら申し出る												*			*			
	・対象者から会への要望がある	*				*													

表4-5 家族への効果に関する保健婦の認識・判断・対応	
保健婦の認識・判断・対応の分類	
対象者家族にとっての社会参加の場	具体的内容
	・対象者家族の社会参加
	A1 A2 A3 A4 A5 A6 A7 B1 B2 B3 B4 B5 B6 C1 C2 C3 C4
	*

表5-1-1 支援者・責務・実態の把握に関する保健婦の認識・判断・対応		対象とする地区の規模																
		A公民館単位							B自治会単位									
保健婦の認識・判断・対応の内容		A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4
支援者の活動の負担・現状、認識等及び地区・支援者資質を気づいてもらう																		
支援者の会の存在把握により支援者の日頃の活動の負担・労力・認識をも把握																		
支援者の一人として実施している活動の負担・現状を把握																		
・受益者からの支援者との関わりにより地域の力の存在を把握・実感			*						*	*								*

[illegible][illegible][illegible][illegible]

表5-6 支援者の地域・住民への関心及び意欲・資質の拡大に関する保健婦の認識・判断・対応

保健婦の認識・判断・対応の分類	具体的内容	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4
支援者が地区・住民への関心をもち、支援活動を実施	・地区の高齢者への精神的配慮から参入に至った事業目的の意識化・位置づけ ・事業の目的を意図した対象者への参加勧誘																	
支援者の自己の地域へ対する関心や社会貢献意欲の高まり	・当り一人て来所しにい対象者を支援者が誘う ・支援者にとって高齢者や自分たちの地域への関心の強化・意識の変化 ・支援者が地域への社会貢献・献金等のボランティア活動を率先して実施 ・支援者が地域の支援活動やボランティアを奨励・支援活動に参加 ・保健婦が地域の支援活動やボランティアを奨励・支援活動に参加				*				*				*					

表6-1 地域の資源化に関する保健婦の認識・判断・対応	保健婦の認識・判断・対応の分類	具体的な内容	対象とする地区の規模																	
			A 公民館単位						B 自治会単位						C 町地区会単位					
			A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4	
	社会貢献の意向のある地区住民・ボランティア団体結成による地域資源の顕在化	・地域の役職者・住民から事業へのボランティア参加・社会貢献等の参加要望 ・従来よりボランティア意向のあった住民が発足し、ボランティアグループを結成 ・生徒・参加者の交流会を掲示・広報でPRし個別に応募してきた中学生がボランティアとして参加																		

表6-2 事業の共催を通しての地区内での発展に関する保健婦の認識・判断・対応																			
保健婦の認識・判断・対応の分類	具体的な内容																		
		A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4	
公民館事業への関与・活用による多くの地域住民へ事業を周知・アピール	公民館事業への関与					*													
	公民館の活用により多くの地域住民の目に触れる機会																		
他事業との共催による事業の周知・円滑運営・労力の軽減等のメリット	公民館職員が公民館を利用する地域住民へ教室をPR			*								*							
	家庭介護教室との共催により一般参加の地域住民に対し、事業の存在をPR											*							
	対象者自身が企画・実施する90歳以上の高齢者の招待会の招待会の手間の省路																	*	

表6-3 住民同士の交流・関わりを通しての地区内での発展に関する保健婦の認識・判断・対応																			
保健婦の認識・判断・対応の分類		具体的な内容																	
世代を超えた地域住民との交流と交流に対する好印象をえられる		・世代を超えた地域住民との交流・関心の高まり ・中学生との交流を通して住民の学校教育に対する関心の高まり ・保育所・組織・地域からの交流会に対するよい反応・要望																	
A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4			
*				*								*							

表6-4 相互交流による他への発展に関する保健婦の認識・判断・対応																			
保健婦の認識・判断・対応の分類	具体的な内容																		
		A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4	
事業の実施及び保健婦・支援者との関わりあいを通し、他事業・他地区間で相互に参考・運用しあう	・公民館職員と全体的な関わりが相互サークル等の公民館関係の他事業における協力・援助を得られる																		
	・保健センター協力のもと他地区の高齢者福祉施設(サロン)増設の検討																		
	・管内最初に実施した事業で他地区のモデルになる																		
	・民生委員同士の交流により把握した他地区の事業の内容・運営状況の場所を自分たちの会へ取り入れる	*																*	

7-1 支援者との関わりへの評価に関する保健婦の認識		対象とする地区の規模																			
保健婦の認識・判断・対応の分類	支援者の状況及び活動内容・力	支障者との関わり、有力役職者の把握に よる円滑な事業活動の評価	A公区設置単位						B自治体単位				C町設置委託単位								
			A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3		B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4	
			具体的内容 ・受援者は対象者の日常生活状況については未把握 ・受援者自身の活動状況を考慮した範囲での事業の展開・活動が必要 ・発足時の支援者訪問で捉えた地区の重要な支援者の人柄・位置関係の把握が事業の円滑な開催に至った ・事業での関わりをきっかけに民生委員から個別ケースの相談等をうけ支援者とのつながりが強化 ・発足の話し合いを通じ、保健婦は関係者へ支援者との話し合いの重要性を認識 ・発足時の訪問で支援者意識を捉え関わりを持ったことが、この地区での保健婦活動がやすくなった																		

[illegible][illegible][illegible][illegible]

表B-1 対象者の反応や変化にみられた事業の成果		対象とする地区の規模																
保護者の認識・判断・対応の分類	会の存在・内容に関する対象者の意見・要望	A公民館単位							B自治会単位							C団地集会所単位		
		A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4
対象者自身の会の中での変化・効果 対象者自身の日常生活上の変化・効果 家族に及ぼした効果	具体的な内容																	
	運動楽しい・内容や健康測定がよい・声を出すのが良い・嬉しい																	
	家でやらないでいいことを実施																	
	会の参加希望者が増えている																	
	支援者や保健婦に感謝																	
	手芸の細かい作業大変、疲れた、冬の参加は寒い																	
	運動やレクをもっと増やしたい、新たな物を作りたい																	
	決められた事だけではなく自分選でやることを決めていきたい																	
	役に立つことをしたい																	
	役回参加したい、次が楽しみ																	
仲間を増やして欲しい																		
会の中でバスで外出したい、近くの公園に出かけたい																		
気持ちが開かなくなる、スッキリする、勉強になる、ボケ防止になる																		
会の中で自分を表現できた																		
会が外出の機会・支援者のお誘いで参加できた																		
会の中で知り合いができた、仲間とおしゃべりや共にすることが楽しい																		
会の外でも知り合い・顔見知り増えた・散歩仲間ができた																		
参加者自ら会費を納めたいという要望																		
家族にとつては介護から開放される時間																		
家族としての参加がきっかけで支援者になった																		

表B-2 支援者の反応や変化にみられた事業の成果		対象者の反応・判断・対応の分類																	
対象者に関する意見・要望・関心	具体的な内容	対象者の反応・判断・対応の分類																	
		A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4	
会に関する支援者の意見・要望	・対象者は喜んで参加、会を待っていてくれる、休日で機嫌の回復になる、自分中心にしないと思える人がいる									*						*	*	*	
	・話しても来ない人、家族の反応に落胆												*						
	・会を楽しみにしてくれる参加者に元気が出る、引きこもりの人が参加して嬉しい、身体を動かす事はよい、対象者の効果も喜ぶ																		
	・対象者のバス旅行したい等の要望への対応法を模索・企画																		
	・明らかに地域参加してほしい、できることはやらせてもらう																		
	・不参加者は自分なりの楽しみを見つけているのでよいと感ずる、日常生活に地域とのつながりを持って欲しい								*	*		*		*		*	*	*	
	・会の内容がよい、細かい作業は大変、会場づくりが大変、時に大変ではない								*	*		*		*		*	*	*	
	・対象者の要望にそった会の内容の検討、楽しい会づくり、地域で根ざした会づくり、予算が欲しい								*	*		*		*		*	*	*	
	・支援者で年間行事を決めている、休職をする、対象者と話をし、支援者間の役割分担		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	・歩いてこれる範囲での実施が良い、モデル事業として実施		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
支援者自身の変化・効果	・回数を増やすのは大変		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	・対象者は人生の先輩		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	・会の関与は自分のため、自分が楽しんでいて、役に立って嬉しい、ボランティアとして関与		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	・会長が男性であまり関心を持っていない、歌の先生が好評でプロにはかなわない、協力者が固定、他の支援者の暴走をくいとめる		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	・支援者の連絡網がほしい		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	・既存の会を事業として実施した経験は公的援助の必要性、保健センターと相談しながら実施し安心	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	・回覧しても浸透しない地区、と自己の地区を診断		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	・異世代交流を要望		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	・予算や運営内容・方法についての情報交換、他地区の会との交流を希望		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	・参加者の増加を願う、新たな参加者(男性・車椅子や障の障害者)にも参加して欲しい		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
地域への関心の広がり	・地域をもっと明るくしたい、会を地域で根ざしたい、地域の人の理解を得たい		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
			*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
			*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
			*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
			*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
			*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
			*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
			*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
			*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
			*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	

V. 参考資料

対象とする地区の規模別 事業の状況

1. 事例A5 (公民館単位)

《発足経緯》 H11～12年の痴呆性高齢者支援調査事業の一環で区の社会資源調査から見えてきた「社会参加できる場」「ボランティア発掘・活動の場」「地域との交流の機会」の提供の必要性が手がかかりとなった。さらに地区の高齢者数、高齢化率、地域協力者の有無を考慮し開催場所を決定した。特に支援者の選定に際し、それぞれ①地区内の一番大きな町内会の会長②高齢者の情報が多い老人クラブの会長という基準で厳選。さらに民生委員会からは③熱心な民生委員3名を紹介してもらう。開催場所である公民館の館長も「事前の準備会」ではこれらのメンバーに加わった。

《発足経過》 H12. 1 民生委員に相談持ちかけH12. 4社協へ小域ネットワーク事業「独居高齢者への配食サービス」時に会食会の形式でB型機能訓練事業（以下事業）との共催を打診し調整するが実施困難とのこと。保健センター独自の事業としてH12. 8～関係者調整会議（準備会）を実施。準備会では内容や対象者の把握・PR方法など話し合い、ボランティアの募集を検討。公募で集まったボランティア24名が登録し、H12. 9～ボランティアの運営で事業を開催。H13年度からは公民館主催事業として公民館の協力を得て実施・位置付けられた。

《地区診断》 この地区は家賃が低めで市営住宅もあり、低所得・生活困難等、特に母子への関わりのニーズが高い地区。大病院が近いので、障害児や精神障害者等移住者もあり、高齢者は汚いといった地域の偏見・意見もあった。地区組織・地域関係者の活気・まとまりがあり、区内でも住民側組織が一番しっかりしている。「会食会」のような「定期的に集まる機会」はない。

《事業の目的》 ①高齢者外出の機会の増進と機能維持・閉じこもり予防②地域との交流促進③ボランティアの育成

《対象者》 「閉じこもっている人」の参加を促し、介護保険自立判定者、デイサービス・デイケアの対象外の者もねらった。実際の参加は外出機会の少ない地区及び周辺住民。半数は独居や高齢者世帯。民生委員の声かけで10名が参加。

《支援者》 社協地区部会と民生委員、町会及び老人クラブ連合といった地区組織員と、ボランティア意向のある登録ボランティア24人で、1回の事業への参加者は10名

《運営》 事業では保健婦がリードし進行、事前準備・講師連絡・予算等を行う。支援者は受付・健康チェック・お茶の準備・会場片付け等一部運営に携わる。1回／月実施。

《対象者の勧誘》 民生委員の高齢者全戸訪問の際にチラシを配布での参加が一番多い。自治会回覧でもPR。保健婦はチラシの予算をつきPR法の工夫をした。広報での反応は良くない。介護保険課と協力し自立判定の人へもPR。

《中断者への対応》 中断者の不来所理由を把握。寿大学やデイサービスなどの参加によるものが多い。送迎ボランティアが来られない日には参加できないという人もいる。

《対象者個々への対応》 未徹底だが初回参加後、訪問。毎回事業のあり方について話し合う中で関わる。

《対象者の効果》 毎回話し合いの場で内容の検討等の積極的な意見が表出。和やかな雰囲気、参加者も増加。

《対象者からの声・反応》 事業を通し「友達が出来た」「皆とおしゃべりが楽しい」「感謝」という声や内容や頻度への要望が表出され、事業内での対象者の変化がみられている。さらに「家を行き来するような友達が出来た」といった日常生活上の変化・効果もみられている。支援者からは「なじみの顔が来てくれるとホッとする」「台風の中一人の人が来てくれたのが嬉しかった」「一人暮らしや引きこもりの人も出席して欲しい」「屋外リハ・散歩ができればいい」等の対象者や事業に対する意見・要望を始め、「家族を送り出し家で一人だと気が変になりそうだったが、社会とのつながりになっている」といった自分自身の社会参加に対する効果も表出されている。

《支援者への対応》 発足の決定・準備期から関わりあり。準備期に民生委員から事業と「配食サービスとの共催」を提案され有力協力者メンバーと協議したが実施困難とのことで保健センター独自の事業にしきりなおして実施した。

発足にあたり「準備会」を開催。支援者である自治会・民生委員の推薦メンバーに依頼文をもち事業の主旨を説明。準備会では支援者の対象者選定・勧誘方法・役割等を確認しあう。公募でのボランティア希望者に対し個々の考えを電話で聞く中で活動内容・役割を説明し保健所のボランティア養成講座を紹介した。事業初回時に初めてのボランティアの気後れを防ぐため社協ボランティアの協力参加を依頼し配慮した。支援者の役に立っているか分からないという声を捉え、保健婦は一人一人の支援者と話し合う機会を検討し、支援者同士の話し合いも予定。年度末には関係者との反省会・次年度計画について話し合う。

《支援者に及ぼした効果》 「参加者の来所を喜ぶ・会の対象者開拓や運営への要望がでる」等、事業での自分の役割についても考え、支援者にとって自分たちの会という認識ができていく。又、「自分も楽しく継続参加している」とか「事業に参加することで支援者自身の社会参加にもなっている」「支援者間の関わりの中で住民同士の交流促進につながる」といった支援者自身の効果もある。事業に参加していない地区の老人クラブ会長からは準備会で昔からの詳細な地区・住民の

情報提供があり、地区の組織役員が間接的に事業に関わっている。

《地域への波及効果》 事業に「世代を超えた交流」を実施。レクリーダーの活用と食生活改善推進員の参加、保育所児との交流、中学生ボランティア体験を実施等、「地域との交流」が図れていた。さらに地域の中学校PTAからの社会貢献要望や、開催場所の公民館職員からレクリーダーの紹介・部屋の優先予約・公民館主催事業としての位置付け等もされた。地区内31名の民生委員の内、半数が一度は事業に参加・チラシ配布の協力等、役職者を巻き込んだ活動を実施。

《地域からの声・反応》 事業と「地域との交流」を中学校養護教諭へ打診し難色を示された。学校内掲示板に夏休み体験ボランティアの案内を掲示し広報で公募した結果、中学生5名が参加。交流の中でボランティアが学校道德教育に関心を示し、対象者の活動意欲の向上のみならず支援者・地域住民双方にとっての世代を超えた交流の成果がみられた。

《今後の課題や展望》 対象者に対しては、「閉じこもっている人」の参加の勧奨が課題である。支援者に対しては、「ボランティアと保健婦が話す機会」と「ボランティア同士の話し合う場の設定」を近日中に実施予定及び継続検討予定。また運営主体を支援者に移行できないかを検討。管内第二の事業の増設も課題。

2. 事例B5 (自治会単位)

《発足経緯》 発足にあたり保健婦は支援者の活動が熱心な地区で実施したい思いがあり、今後予測される地区の問題と既存ボランティアグループが熱心に活動しており、マンパワーが確保しやすいという諸条件を満たすこの地区を選定。

《発足経過》 H11.10保健婦が会議で民生委員に事業について説明し協力依頼。「福祉ネットワーク」が熱心に活動している地区の民生委員の内諾を得て、民生委員自ら支援者を募る。H12.6支援者・民生委員・保健婦が顔合わせ。H12.7～9参加予定者を保健婦が全数訪問。以降保健婦・支援者間での事前打ち合わせを綿密に実施した。事業実施の留意点・対象者への対応方法を説明する中で、事業のデモンストレーションをしたり支援者を育成しながらH12.10～実施。

《地区診断》 地域の「福祉ネットワーク」のボランティア活動が活発で、民生委員が日頃の活動の中で地域の閉じこもり・寝たきりの人をきちんと把握しており、マンパワーがある地区。東京方面から同時期転入者が多く、近隣との関係が希薄化し高齢化が進行しつつある地区。居住地域が歩いて回れる距離でまとまっているかつての一戸建ての新興住宅地。高学歴・高収入・プライドのある住民が多い。

《事業の目的》 地区の閉じこもりがちな高齢者や障害者が健康に暮らせる地域づくりを住民主体で行う。

《対象者》 閉じこもり・寝たきりになりやすい状況にある高齢者や障害者等を対象者として設定。実際の参加者は民生委員が把握していた閉じこもり・寝たきりになりやすい状況にある独居及び日中独居になる地区在住高齢者12～3人。80歳代で、多くの高齢者は骨粗鬆症や糖尿病、脳梗塞、心疾患等既往等何らかの疾患を抱えている。保健婦は元気な人・元気でない人も皆が来られ、特に閉じこもりがちな人を引き出す場にしたいと考えている。

《支援者》 民生委員の声かけで集まった地域の4～60歳女性15人。1人が中心リーダーになり進行。リーダーを民生委員がサポート。この2人は毎回参加。その他の支援者は2グループにわかれて交代で参加し1回あたり5人が関わる。

《運営》 月2回のうち1回は体操の先生が来所、もう1回は支援者主体でゲームや作業等行う。支援者による運営で、会の準備・受付・司会・お茶会の世話・後片付け・(送迎)を行う。保健婦は支援者への支援を行いながら前面にでないよう配慮。

《対象者の勧誘》 民生委員が把握している閉じこもり・寝たきりになりやすい状況(独居・日中独居)にある対象者を、民生委員から依頼をうけた保健婦が訪問し高齢者の健康状態・参加による注意点等を把握。対象者の発掘及び勧誘は民生委員へ一任。

《中断者への対応》 中断者への状況・意向確認の訪問。ほとんどの対象者が継続参加。欠席者にはお誘いの声かけをするが強制ではなく対象者の自由意志を尊重。

《対象者個々への対応》 民生委員から依頼をうけた参加予定者全員を保健婦が訪問し、参加時の事故防止のための健康状態・参加による注意点等を把握。これは地域住民(対象者・支援者)双方に対する保健婦の責任であり当然であると考えている。対象者・家族の事業参加後の声・反応を捉える立ち寄り訪問を実施。

《対象者の効果・成果》 事業の実施によって、事業内での対象者の会話の増加・仲間づくり等の変化をはじめ、事業外での日常生活上の変化もみられている。事業そのものの参加による外出の機会の増加もあれば、参加により顔見知りになったことで、日常生活において挨拶をかわす仲や散歩仲間にもなり、対象者にとって生きがいづくりや単調な生活の変化等の効果もみられている。また、対象者自ら会費を負担しようとの声があがり、対象者にとって自分達の会として運営の一部を担おうとする姿勢・認識が見られてきている。また、対象者家族にとっても、付き添って来た事が外出の機会となり現在は支援者として社会貢献している。

《支援者個々への対応》 発足の際民生委員・支援者と話し合いを数回実施。事業の目的と地域での必要性を確認。支援者が安心して運営できるように参加予定者の家庭訪問を行う。これは「事故が怖い」という支援者の声より、万一対象者の事故により支援者意欲の低下につながるといけないので、参加予定者の事前訪問で捉えた健康面・事故予防の留意点を助言し、

支援者主体とは言え任せきりにせず対象者・支援者双方に対する保健婦の支援・責任として当然と考えている。また事業終了後、反省会をもち支援者の不安・相談事を解消し次回に引きずらないよう配慮している。

《支援者に及ぼした効果》 支援者にとっての効果は、支援者自身の社会参加・生きがい・役割認識や地域住民との交流の機会へとつながり、人生の先輩でもある対象者を敬う気持ちの表れなど、他者への多様な考え方・理解ができる場となっている。そして事業の内容検討や対象者の変化を喜ぶといった支援者自身が事業を自分達の会として認識したり、さらに一人では来所しにくい対象者宅へ当日お誘いの立ち寄り訪問をする等、支援者の主体的な行動が表れてきている。また地域への関心・社会貢献意欲も高まり、園児との交流の要望や他地区の事業の情報交換及び支援者交流を待望する声も聞かれ、活動だけでなく支援者の意識の広がり・効果も顕著となっている。

《地域への波及効果》 対象者と保育園児との交流の機会が検討され実施される予定であり、世代を越えた地域住民との交流へと波及効果がある。

《今後の課題や展望》 支援者の障害者の参加・援助に対する不安発言を聞いて、今後自信を持って対応できるよう「研修」などの実施が必要で、支援者が安心して活動に取り組めるように保健婦が支援していく。また支援者も地域の人であり、住民情報が漏れないよう今後どのように関わるかが課題。

3. 事例C3 (団地集会所単位)

《発足経緯》 民生委員から「従来から年2回の地区の集まりがあるが参加者が楽しくなさそう」「民生委員が訪問すると2時間くらい話すが住民同士の交流がない」との相談をうけ、保健婦は民生委員と話し合いの上関わる必要性がある地区と判断し発足。

《発足経過》 民生委員の相談後、発足。しかし協力者が少なく数人の支援者（民生委員）に負担がかかっており、保健婦はボランティアの必要性を感じ支援者を募集。団地内にはボランティアをやるような人は住んでいなく、隣の団地住民がボランティアとして募集して集まる。事業実施にあたっての研修を行いボランティア主体で運営。また介護保険導入前に社会福祉協議会が「家事・通院付き添い・話し相手」等の活動をしていたが、介護保険導入以降、B型機能訓練事業の支援をしていく方向性も示され、社会福祉協議会の共催として補助金をもらい「予算面の支援」をうけて再スタート。

《地区診断》 古い市営団地で住民と民生委員とのつながりはあるが、団地内住民の交流が少ない・喧嘩が多い・独居高齢者が多い・所得が低いなどの特性があり、保健婦は「閉じこもり寝たきり予防」として関わる必要性を感じている地区。民生委員が従来から団地の高齢者の集まる会を実施していたが、訪問も含め活動負担が大きい。

《対象者》 団地の独居高齢者で低所得。近所づきあいがほとんどなく孤立しがちだがほぼ自立している。事業への参加は毎回5～10人。

《支援者》 発足当初の自治会長・民生委員に加え、声かけで集まり研修を受けたボランティア12名

《運営》 従来は保健婦主体の運営だったが、ボランティア研修後は支援者主体運営に。事業外で自治会は対象者への呼びかけ、民生委員はボランティアのお誘いの声かけをし、社協は予算面の支援を行った。1回/月開催。

《対象者の勧誘》 当日自治会が参加を促すが、保健婦も非常勤訪問とあわせて閉じこもり寝たきり予防のためのお誘い訪問を実施

《対象者個々への対応》 事業の継続実施のためにも、地区の対象者への全戸訪問を計画・一部は実施

《対象者の効果・成果》 従来住民同士の交流もなかったが、事業を通し事業内では顔見知りになり交流。対象者からは「楽しい」とか「民生委員に感謝」といった反応が得られている。しかし日常生活においての交流までは至ってない様子。

《支援者個々への対応》 支援者から出てきた声に対しては応えていきたいと感じている。

《支援者に及ぼした効果》 民生委員の独居高齢者訪問の中で、2時間ちかく話をするが、従来の会の中での住民同士の交流もなく楽しそうではなかったが、事業によって、民生委員の従来の活動の負担軽減につながったのではないかと認識。さらにボランティアの募集・研修は、事業内での民生委員の活動負担の軽減にもなったのではないかと認識。支援者からの反応として「支援者自身の生きがい・息抜きになっている」といった支援者自身の効果を喜ぶ声や、事業の運営に関し「予算が欲しい」といった積極的な意見・要望の表出、さらに「対象者が声を出したり体を動かしたりすることはとてもいいと思う」といった対象者の効果を喜ぶといった自分たちの会という認識のもと「対象者や事業への関心の広がり」へと発展していつている。

《今後の課題や展望》 対象者にとって生活の張りとなる楽しみの場として支援者・対象者の意向に沿った事業を実施。ボランティアの負担の軽減を図りながら支援者主体運営を意図した事業を継続実施。

**調査4：在宅療養支援における連携活動と看護判断、充足されたケアの質の特徴
～国内文献資料の分析から～**

調査4： 在宅療養支援における連携活動と看護判断、充足されたケアの質の特徴

～国内文献資料の分析から～

宮崎美砂子 石川麻衣 牛尾裕子

I. 目的

保健所、市町村保健センター、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター、老人福祉施設、病院、診療所等の地域内の様々なケア機関に所属する看護職が、療養者の在宅支援にあたり行っている他機関等との連携活動の内容、連携における看護判断、連携によって充足されたケアの質の特徴を国内文献資料の分析から明らかにする。

なお本調査では、「連携」とは療養者の在宅支援にあたり、看護職が他機関・他部署・他組織の看護職、他職種、地域住民と連絡を取り合い協働して療養者及び家族を支援する行為と定義する。

II. 方法

1. 文献資料の収集

過去5年間(1995年～2000年)に発表された国内文献の中から、看護職が報告者であり、かつ「在宅ケア」「連携」「協働」をキーワードとする事例報告・活動報告・調査研究を対象文献とした。

医学中央雑誌からの検索並びに看護系雑誌のうち「保健婦雑誌」「地域保健」「生活教育」「訪問看護と介護」4誌の総覧を行い、上記の対象文献を収集した。

2. 分析対象文献の選定

収集文献の中から、療養者の在宅支援における看護職の連携に関する行為及び考えが具体的に記載されている文献を選定し、その結果51件を分析対象とした。

3. 分析方法

各文献について、報告者の所属機関・部署、取り上げている課題、連携の地域規模、連携の方法・意図、充足されたケアの質(①患者・家族の生活の質、②地域住民の生活の質、③地域資源・支援体制の質)の各項目について

調べ、項目別に整理し特徴を検討した。

III. 結果

1. 報告者の所属機関・部署 (表1)

病院からの報告が最も多く、次いで市・町・特別区、保健所及び訪問看護ステーション、在宅介護支援センターの順であった。病院では地域連携室からの報告が19件中7件と4割近くを占めていたが、神経内科・内科等病棟から、また看護部(看護部長・婦長)からの報告が次いで多かった。その他に病院看護部・市・保健所など複数の機関に所属する看護職による共同報告、大学研究者による報告がみられた。

表1 報告者の所属機関・部署 N=51 (人)

所属機関・部署	人数
病院	19
(再掲) 地域連携室	(7)
病院・外来	(2)
病院・病棟	(6)
(再々掲) 神経内科	2
内科	2
リハビリテーション	1
小児科	1
訪問看護部	(1)
看護部	(3)
保健所	7
市・町・特別区	9
訪問看護ステーション	7
在宅介護支援センター	3
その他	6
(再掲) 複数の機関による共同	(3)
大学	(3)

2. 取り上げている課題

退院から在宅療養への移行・在宅療養の継続・ターミナル期における患者・家族への個別支援のあり方を課題とする報告が14件あった。一方、報告者の所属機関内または活動地域内における支援体制(組織・制度・事業)の構築・運用・評価といった体制整備を課題とする報告が33件あった。その他に連携の

問題、連携の意識、連携の実態、連携の概念の明確化を課題とする報告が4件あった。

3. 連携の地域規模(表2)

連携が行われている地域規模を見ると、病院診療圏域17件、保健所管轄域9件、市町村域25件であった。

4. 連携方法・意図(表2)

連携が行われていた上記の地域規模別に、連携の方法・意図について述べる。

1) 診療圏域

病院看護職が連携の推進者となっている報告から成り、個別支援への対応を課題とするもの及び体制整備への対応を課題とするものがあった。

個別支援の対応では、神経難病患者、ターミナル期がん患者、在宅酸素療法受療中の独居高齢者、家族関係及び経済状態に問題を持つ気管支喘息児等のように、退院にあたり医療・福祉・近隣等による支援体制の必要性があると判断した患者・家族を対象とするものであった。在宅療養の意向、平常時の医療体制・24時間の介護体制、病状悪化時の医療体制のニーズを充たすために、地域内の医療・福祉関係者及び近隣住民等と連携を取るものであった。多くの報告では退院準備のためまず病院内において支援関係者及び家族が一堂に会したカンファレンスが開かれ、療養者・家族の意向、情報の共有、問題の検討、支援関係者それぞれの役割の検討がなされていた。そして退院後は個々の支援者同士による連絡及び病院・保健所・療養者宅等多様な場での家族・支援関係者によるカンファレンスが継続的に行われていた。連携を取る機関は大学病院のように高次機能病院の場合、療養者の居住地の支援関係者となり遠隔地に及んでいた。

一方、体制整備への対応は、患者の退院準備・在宅療養移行への支援に責任を持つ組織の構築及びその組織の運営評価を対象とするものであった。地域連携室の設置されている

施設では、個別支援における支援関係者との連携を通して個々の支援関係者の資質が判断され、協働過程を通して支援関係者の資質の判断は付加され蓄積されていた。一方地域連携室がない施設においては、病院と地域との連携機能を充足させるために病棟内あるいは看護部内に患者の退院支援を行うための委員会組織の設置により連携に関する責任を施設内で明確にする方法が用いられていた。

2) 保健所管轄域

保健所保健婦が連携の推進者になっているものが9件中7件を占め、個別支援の対応及び体制整備の対応のいずれにおいても、神経難病患者の在宅療養支援が報告に多く取り上げられていた。その他には老人性痴呆患者支援に対する報告がみられた。

連携活動の基盤には、個別の患者・家族の身体的・精神的・社会的ニーズに対応可能な地域支援体制の不充分さに関する判断及び必要な支援体制を地域内に創出することの必要性に関する判断が存在していた。保健所及び市町村が主催する調整調整会議を活用したカンファレンスにより、平常時・緊急時の医療・介護体制の確保並びに患者・家族の意思決定や不安への対応など精神面へのケアについて、支援における問題、支援関係者の役割が検討された。また体制整備の観点からは、地域支援体制における保健所の役割、医療処置に頻度・時間を要する場合にその継続支援を可能とするための複数の訪問看護機関による共同の訪問看護体制づくり、患者・家族への支援に対する支援関係者の共通認識づくりが追求されていた。

3) 市町村域

市・町・特別区の行政保健婦(9件)、訪問看護ステーション看護婦(6件)、在宅介護支援センター保健婦(3件)が連携の推進者となっているもの及び複数の機関所属からの共同報告(3件)による調査、大学研究者の報告(2件)があった。

表2 分析対象文献の概要 (N=51)

連携が行われている地域の規模	計	報告者の所属機関・部署	数	取り上げている課題	具 体 内 容
診療圏域	17	病院・地域連携室・看護婦	7	体制整備	退院時における患者・家族と病棟・地域支援機関との調整・連携に関する地域連携室の役割及び評価
		病院・外来・看護婦	1	個別支援	ターミナル期がん患者の在宅療養移行への支援過程の検討
			1	個別支援	ターミナル期神経難病患者の在宅療養移行及び在宅療養支援過程の検討
		病院・病棟・看護婦	1	個別支援	神経難病患者の在宅療養移行への支援過程の検討
			1	体制整備	神経難病患者の在宅療養移行に向けての病棟看護婦による退院前在宅訪問体制整備の構築と病棟看護の評価
			1	個別支援	在宅酸素療法を受けている独居高齢者の在宅療養移行への支援過程の検討
			1	個別支援	転移性脊椎腫瘍により高度機能障害を持つ高齢者の在宅療養移行への支援過程の検討
		病院・看護部・看護婦(部長・婦長)	1	個別支援	気管支喘息を持ち家族関係や経済的問題を抱える患児の在宅療養移行及び在宅療養中の支援過程の検討
			1	体制整備	地域との連携部署を持たない病院組織における在宅ケア支援委員会設置と病棟看護の評価
			1	体制整備	脳卒中情報体制整備検討委員会設置による退院支援の評価
			1	体制整備	訪問看護ステーションの母体病院組織内の位置づけの検討
保健所管轄域	9	保健所・保健婦	3	個別支援	ターミナル期にある神経難病患者への在宅療養支援過程の検討
			3	体制整備	難病患者在宅療養支援における保健所の役割の検討
			1	体制整備	老人性痴呆患者の在宅療養支援体制の検討
		訪問看護ステーション・看護婦(所長)	1	体制整備	ターミナル期にある難病患者への在宅療養支援体制の検討
		大学・研究者	1	個別支援	神経難病患者の在宅療養支援のあり方の検討
市町村域	25	市・保健婦	2	体制整備	町の高齢者在宅療養支援体制の構築と評価
		町・保健婦	3	体制整備	町の高齢者在宅療養支援体制の構築と評価
		特別区・保健婦	2	体制整備	行政の訪問看護事業のあり方の検討
			2	体制整備	行政の退院調整事業のあり方の検討
		訪問看護ステーション・看護婦(所長・スタッフ)	1	個別支援	基礎疾患(糖尿病・在宅酸素療法受療)を持つ独居高齢者への退院・在宅移行への継続支援過程の検討
			2	体制整備	ステーション開設準備過程の検討
			1	体制整備	病棟とステーションのサマリーのあり方の検討
			1	体制整備	町の高齢者在宅療養支援体制における訪問看護の役割の検討
			1	連携の問題	訪問看護のNegative Outcome(望ましくない結果)に占める諸機関との連携の問題
		病院・訪問看護部・看護婦(婦長)	1	体制整備	町の高齢者在宅療養支援体制の評価
		在宅介護支援センター・保健婦	2	個別支援	ターミナル期にあるがん患者の退院調整・在宅療養・在宅死への支援過程
			1	体制整備	町の高齢者在宅療養支援体制の評価
		病院・病棟・看護婦	1	体制整備	町の寝たきり老人在宅療養支援体制の評価
		開業医・町看護職・ホームヘルパー共同	1	体制整備	町の高齢者在宅療養支援体制の評価
		病院看護部・市・保健所看護職共同	1	連携の意識	病院看護婦と市保健婦の相互連携に関する意識調査
		病院看護部・市・社会福祉協議会看護職共同	1	連携の実態	設置主体別にみた市内訪問看護提供機関の他機関との連携実態の特徴
		大学・研究者	1	連携の概念	市内ケア機関職員の認識調査
			1	体制整備	町の高齢者在宅療養支援体制の評価

25 件中 2 件は個別支援への対応であり、他 19 件は体制整備への対応を扱う内容であった。体制整備への対応は、高齢となり要支援・要介護状態となっても安心して在宅療養できる市・町・区内の支援体制の構築並びにその評価に関する報告であった。行政保健婦の立場からは、高齢者への支援計画策定及び支援調整・評価に責任を持つことと合わせて、支援を必要とする対象者の早期発見方法の確立、地域内のケア提供者が安心して自信を持って支援を提供できるようなるための活動指針・研修体制の整備、ニーズに対応する地域資源づくりに取り組んでいた。個別支援にあたっての支援関係者同士の対面・電話・紙面による日常的な情報交換が重視されると共に、ケア提供に直接かかわる実務者同士、各機関において責任ある立場にある管理者同士など組織上様々な立場からのカンファレンスが定期的に重層的に行われる体制があった。ここでは情報の共有、問題の検討、新たな課題の抽出、対策の検討が成されていた。

訪問看護ステーション及び在宅介護支援センターの看護職の立場からは、高齢者支援体制における自己の役割・所属機関の役割を評価し明確にしていく報告であった。その他に連携の問題、連携の意識、連携の実態、連携の概念に関する調査報告が 4 件あり、いずれも市町村内のケア提供者が行う連携事象を対象に調査しているものであった。

5. 充足されたケアの質

51 事例中、患者・家族にとって充たされた生活についての記載があった報告は 36 件、地域住民にとって充たされた生活について記載のあった報告は 9 件、地域資源・支援体制に関して充足された内容の記載のあった報告は 45 件であった。それぞれの内容の要点を次に列挙する。

1) 患者・家族にとって充たされた生活の質

選択による意思決定・希望の実現、在宅での継続的な医療・看護・介護の支援体制の確

保、在宅療養に伴う不安・苦痛・負担の軽減、身体機能の改善、痴呆症状の改善、家族と共に過ごす時間の確保、自由時間の確保、社会活動の確保、他患者への支援役割による充実感、セルフケア能力の向上、平常時及び緊急時の対応体制の確保、学校生活の継続、家族関係の改善、早期対応による重症化・二次障害の予防、短期入院による家族負担の軽減、制度利用の促進

2) 地域住民にとって充たされた生活の質

近隣者の立場から独居高齢者の在宅療養を見守る支援協力経験の蓄積、障害者に対するイメージの変化、寝たきりになっても車イスで外出できることを見て知ること、痴呆症状があっても地域で暮らすことができることを見て知ること、患者を中心に考え支援協力する経験による地域の絆の深まり、非公式な地域内支援体制の実現(近隣者・アパートの管理人による戸締まり・洗濯物の取り込みの協力、乳酸菌飲料配達員・新聞配達員による安否確認、民生委員による声かけの訪問)、福祉サービス利用者の増加、町の寝たきり老人割合の低下

3) 地域資源・支援体制に関して充足された質

既存サービスの活用性の促進(脳卒中情報システムの活用、在宅介護支援センターによる痴呆性老人への相談対応)、既存サービスの適用枠の拡大(60 歳未満への適用の実現)、新たなサービスの創出(人工呼吸器装着患者の移送サービス・デイスサービス・入浴サービス、MRSA を除く感染症患者のデイスサービスセンターへの受け入れ、巡回介護サービス、24 時間訪問看護サービス等)、サービスの質の向上(ホームヘルパーが安心して在宅支援に継続してかかわることができる・薬の問題や身体症状の変化への対応が可能となる・時機を得た判断と指示が得られる、地域内サービス格差の解消)、外来・病棟看護婦の継続看護への意識化(在宅ケアに対する病棟看護の意識・責任性の喚起、退院に向けての早期からの支援の自覚、社会資源についての幅広い知識の提供)、退院にあたっての病院と

地域との繋がり、組織化（関係者がよりよい在宅ケアを実現しようという共通目標を持ち調整し合いながら活動できる体制の継続、連携ネットワークによる問題解決の実施）、在宅ケアをチームで進める体制の推進（患者と家族への支援目標の共通理解、各専門職の視点の違いの理解、医師からの地域連携室看護婦への相談の促進、往診可能な診療科目の拡大）、関係者の意識の変化・関係者との相互理解・関係者の信頼関係の構築、在宅ケアにおける予防の視点の重視、平均在院日数の短縮

＜看護職自身にもたらされた変化＞

事例の積み重ねによる連携システムの構築の重要性の自覚、体制の変化・充実にかかわる責任性の自覚（既存の在宅支援システムではあきらめていたものが患者の痛みを共有することで少しずつ動き出すことができた、訪問看護ステーションとして様々な制度の改善に向けて働きかけることの必要性を自覚した、医療機関が積極的に地域の医療福祉関係者と連携を図ることにより支援体制を整備することの重要性を認識）、今後強化すべき自己の役割・課題の明確化（看護職のケアマネジャーとしての役割の重要性を認識、患者・家族の立場に立った支援の視点が身に付いた、一つひとつの事例を通して医療と福祉が違いに成長し、バックアップし合える関係を築くことの重要性を確認、今後ショートステイや夜間訪問看護体制の充実の必要性を認識）

IV. 考察

1. 看護職が行う連携活動の特徴

病院、保健所、市・町・特別区、訪問看護ステーション、在宅介護支援センターに所属する看護職のそれぞれの立場から連携活動が行われていた。連携は療養者・家族のニーズを充たそうとしたときに必然的に選択された対応であり、連携活動の基盤には看護職の療養者・家族に対する責任性が存在するものと考えられる。個別支援では退院準備・在宅療養移行・在宅療養継続・ターミナル期の療養者・家族のそれぞれのニーズを充たすために連携が行わ

れていた。また体制整備では看護職の所属組織内あるいは活動地域内における恒常的な支援組織・制度・事業の構築・運用・評価のために連携が行われていた。いずれの所属機関においても看護職は個別支援及び体制整備の両者の対応を行っていたことから、看護職はこの両者の目的を合わせて追究することを意図しながら連携活動を行っていると考えられる。

2. 連携における看護判断の特徴

療養者・家族の生命・意思が尊重され療養者・家族が自律した生活を営むためには誰からどのような支援が必要か、個別支援の観点から連携の必要性が判断されていた。退院先の決定及び在宅療養移行に向けての準備にあたっては、選択可能な条件下で療養者・家族の希望・意向が尊重されるよう、情報提供並びに在宅療養に向けてのイメージ形成の観点から連携が成されていた。在宅療養の継続及びターミナル期では平常時及び緊急時の体制、医療及び介護体制を確保するために医療・福祉等の専門職との連携が行われ、それにより苦痛・不安・負担が解消されていた。また地域社会から孤立することなく療養生活が営めるように近隣からの見守りやいざという時の手助けが得られるよう近隣住民等との連携の必要性が判断されていた。

また療養者・家族が必要な時に必要なケアを受けられる体制がありかつ機能しているか看護職は所属機関が追究している専門機能の責任性に照らして考えており、体制整備の観点から連携の必要性が判断されていた。

3. 連携により充足されたケアの質の特徴

療養者・家族及び地域住民にとって充たされた生活の質、地域資源・支援体制に関して充たされた質が確認できた。療養者・家族の生活の質についての記載は、複数の報告に同様な内容が認められたことから、連携活動は療養者・家族の生活の質を充たす上で重要かつ必要な援助方法であるといえる。地域住民の生活の質についての記載のあった報告数は

比較的少なかった。記載のあった報告は地域住民と連携することに基づくものもあれば、そうではないものもあった。「寝たきりになっても車イスで外出することができることを見て知る」、「痴呆症状があっても地域で暮らすことができることを見て知る」は、必ずしも看護職が療養者・家族への支援にあたり地域住民と直接連携したことによってもたらされた反応ではない。療養者・家族への支援によって具体化している療養者・家族の変化の一端を近隣者に直接に知ってもらい理解してもらおうとする看護職の意図が背景に存在するものと考ええる。障害を持っても自分らしく生きることの現実的可能性を地域住民が実感しその重要性を意識してもらうことの意味は大きい。そのようなことが地域住民にもたらされる生活の質と解釈できると考える。地域住民と連携する直接的な方法及び療養者・家族の変化を地域住民に伝えるという間接的な方法を通して看護職は意図的に地域住民にかかわることが重要と考える。

地域資源・支援体制に関して充たされた質についての報告数は多かった。連携活動を通して、提供されるケアサービスそのものの機能・内容に変化がみられたのと共に、ケア機関同士あるいは支援関係者同士の繋がりができたりその繋がりが有効に機能するようになりたりする変化がみられていた。これら両者の変化が相まって初めて地域内の資源・支援体制の質が充分に向上するものと考えられ、そうしたことを意図して連携活動を行うことが重要である。

また連携活動を通して、看護職が自己の役割を自分自身の中で明確にしたり、今後の支援活動上の課題を明確にしたりしている記載が多くみられた。これらを地域資源・支援体制に関して充たされた質のひとつとして位置づけ、看護職は自己の役割や活動上の課題を絶えず確認しつつ支援活動を行い専門職としての機能を充実させることが重要と考える。

在宅ケアサービスの質に関わる保健婦の役割を伝える地域看護実習の検討

牛尾 裕子 山田 洋子 井出 成美 宮崎 美砂子

I 目的

介護保険法の実施に伴い、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正が行われ、介護保険に係る事業者の質の確保に関して市町村及び都道府県の責任が明記された¹⁾。これにより、自治体に所属し地域保健対策を担う行政保健婦の役割は、今後さらに重要性を増すと考えられる。

本学の地域看護学教育においては、家庭や地域を基盤にした看護活動及び公的ヘルスケアサービスの中で機能する看護の観点から、住民の立場からケアサービスの質を確保していく活動と考え方を講義において伝え、実習では、これらを学生自身が検証していくことを目指している。特に保健所実習では、地域保健法制定に対応して、保健所の機能と役割の学習の一環として在宅ケアに関わる医療・保健・福祉・看護サービスの質の確保・向上に関わる活動の理解を実習目標に挙げてプログラムを準備してきた。

そこで、在宅ケアサービスの質の確保・向上に関わる行政保健婦の役割についての教育の充実に向けて、地域看護実習（以下実習とする）終了後の学生の学びの構成を調べ、実習体験との関連から、実習において強化すべき内容を明らかにすることを目的とした。

II 研究方法

1) 調査項目及び調査方法

実習終了後、a 在宅ケアサービスの質の確保・向上に関わる保健婦の役割についての学生の気づき・学びと、b その気づき・学びの基となった実習中の体験をそれぞれ自由に記述させた。

2) 調査対象

平成12年4月～5月に実習を行った4年次2グループ28名に対し、実習内容充実のためという調査の趣旨を説明し、上記abの項目を所定の用紙に記述し提出させた。提出者25名のうち、記述内容が不適切なものの3名を除いて22名を分析対象とした。

3) 分析方法

①学生の学びの記述を、意味のまとまり毎に取り出し、その内容によって分類整理した。②学びの基となった体験については、学生の体験の記述を、実習担当教員が実習内容及び実習レポートと照合して内容を確認し、分類整理した。③学びの内容と、その基となった体験との関連を調べ、地域看護実習において強化すべき内容を検討した。

III 結果

1) 在宅ケアサービスの質に関わる保健婦の役割に関する学びの内容

在宅ケアサービスの質の確保・向上に関わる保健婦の役割の観点から、131件の学びを確認した。学びの内容は、表1a～sの小分類、さらにA～Eの大分類に整理できた。

a～gは、対象者個人及び家族を主体においた看護の基本的なかわり方を在宅ケアのサービスの質に関わる保健婦の役割としている内容であった。h～nは、サービスの質確保のためのサービス提供側の条件づくりが大切であるとする学びであった。特に、h i jは、個々の対象者家族の気持ちや考えをもとにサービス提供側に働きかけるもの、k l m nは、関係機関・組織それぞれの機能が十分発揮されていくためのものであった。o及びpは、保健婦の役割として、サービス受領者である住民の主体性への働きかけが大事だとする学びであった。q及びrは、一定地域の住民全体に責任を持つ保健婦の役割を

意識した学びであった。s は、保健婦自身が行う援助や活動の質の確保や保健婦自身の力量を高めることなどについての学びであった。

表1 在宅ケアサービスの質に関わる保健婦・士の役割に関する学びの内容

学びの内容の分類項目	学びの件数 (重複あり)	学びを記述した 学生数 (総数 22名)
A 個人及び家族を主体にした保健婦のかかわり	44	18
a. 人間対人間としての関わりを大切にする	5	5
b. 対象者の求めていることを基本に考える	15	9
c. 生活全体に及ぶ長期ニーズに応える	3	3
d. 看護職としての考えや意図を伝え対象者と共に考える	6	5
e. 対象者の自立・自信・安心感を高める	7	6
f. 予防的な関わりを重視する	4	4
g. 家族を単位としたサービス確保を行う	4	4
B サービス提供側の条件づくり	42	20
h. 対象者の立場からサービス利用の診断を行う	10	8
i. 対象者のサービス受領を保障するための制度運用上の工夫を行う	2	2
j. 対象者の不満や困り事に対し介護支援専門員や事業者との調整役を担う	5	5
k. サービス提供機関の個別の課題を把握し関係者と関わりを持つ	6	5
l. ケアに関わる者同志の協力体制をつくる	10	4
m. 地域内の人材を充実させる	6	5
n. サービス提供機関の連携を促進させるしくみをつくる	3	3
C サービス受領者である住民の意識向上	12	8
o. サービス利用に対する住民の主体性を育てる	8	5
p. 障害者、異世代に対する人々の理解の促進を図る	4	4
D 地域住民全体に責任を持つ対応	15	8
q. サービスから漏れている人への対応を行う	4	3
r. 地域単位の課題把握により地域に密着した活動や予防活動を行う	11	7
E 保健婦自身が提供するサービスへの責任	18	12
s. 自らのサービスに責任を持ち評価・充実させる方法を開拓する	18	12

2) 学びの基となった体験の概要

学びの基となった体験は119件で、実習機関による内訳は、市保健センター及び町村役場68件、保健所50件、中学校1件であった。体験の内容は、保健婦の通常業務への参加による体験（以下実地体験）57件、現地職員や保健婦からの講義による体験62件であった。

実地体験は、実習プログラム別では、「家庭訪問」30件、「保健福祉事業」20件、老人保健施設・訪問看護ステーションなどの「ケア機関訪問」7件であった。さらに体験の詳細を分類すると、「学生が住民と直接関わりを持つ」「保健婦による住民への対応を見学する」「保健婦の考えを聞く」「保健婦と関係機関の人々とのやりとりを見学する」「施設担当者から説明を受ける」などから構成されていた。

講義による体験の内訳は、保健婦からの話56件、保健婦以外の職員からの話6件であった。保健婦からの話の内容は、個別援助事例7件、保健事業など活動事例35件、保健婦活動に対する考え方に関するものなど14件であった。

3) 学びと体験との関連

(1) 学びの内容 A～E 別基となった実習体験

分類した学びの内容毎に、その学びの基となった体験を調べた。表2は、学びの内容 A～E を中心に、左側に基となった実地体験、右側に基となった講義による体験を示しており、表中の件数は体験の件数である。

A、B 及び C については、実地体験と講義の双方から同程度学んでいた。A は実地体験が講義に比して多く、実地体験の中でも、学生自身が住民と直接関わりを持った体験が多かった。また、A 及び B の学びの基となった実地体験のなかでは、家庭訪問が多くあがっていた。一方、D 及び E の学びの基となった体験は、講義が多かった。B 及び D の学びの基となった体験として、保健所実習におけるケア機関訪問があげられていた。

(2) 実地体験と学びとの関連

実地体験から学びへの発展は次のようなものであった。（文中のアルファベットは表1中に示した学びの内容を表す）

単独家庭訪問で対象者が心を開いて話してくれたと感じた体験や対象者から担当保健婦を頼りにしている気持ちを聞いたことなどから、保健婦が対象者との間で築いてきた信頼関係を知り、学びに結びついていた(A-a)。ホームヘルパー利用中の独居高齢者世帯に訪問し、現在の利

表 2 学びの内容別基となった体験

実地体験								講義						
体験の詳細 実習プログラム	住民と直接かかわりを持つ	保健婦による住民への対応を見学する	保健婦の考えを聞く	保健婦と関係機関とのやりとりを見学する	ケア機関担当者から説明を受ける	その他	体験数合計	学びの内容	体験数合計				講義内容	
									個別援助事例	活動事例	その他	説明者		
家庭訪問	13	4	5	0	0	1	23	A	14	12	3	7	2	保健婦
保健福祉事業参加	4	3	5	0	0	0	12			2	2	他職種		
小計	17	7	10	0	0	1						小計		
家庭訪問	5	0	4	1	0	3	13	B	23	20	1	11	8	保健婦
保健福祉事業参加	1	4	1	0	0	0	6			3	3	他職種		
ケア機関訪問	1	0	0	3	2	0	6					小計		
小計	7	4	5	4	2	3								小計
家庭訪問	1	0	0	0	0	0	1	C	6	5	2	1	2	保健婦
保健福祉事業参加	0	1	3	0	0	0	4			1	1	他職種		
小計	1	1	3	0	0	0						小計		
家庭訪問	1	0	0	0	0	0	1	D	11	11	1	8	2	保健婦
保健福祉事業参加	1	0	0	0	0	0	1			0	0	他職種		
ケア機関訪問	1	0	0	0	2	0	3					小計		
小計	3	0	0	0	2	0						小計		
家庭訪問	0	0	1	0	1	0	2	E	14	14	0	10	4	保健婦
保健福祉事業参加	0	1	1	0	0	0	2			0	0	他職種		
小計	0	1	2	0	1	0						小計		

表 3 保健婦が説明した活動事例と学生の学び

学びの基となった保健婦活動事例の概要		学びの内容				
		A	B	C	D	E
保健所	低体重児の実態把握とこれに基づく医療機関及び市町村との連携				r	s
	在宅療養者支援に係わる関係施設連絡会議の開催や医療看護福祉職による自主研修活動		h		r	
	管内共通の看護サマリー用紙の作成による病院看護と地域の連携体制づくり		n			
	市町村保健センターも含めた管内保健福祉サービス資源の評価について				r	
	市町村保健婦に対する研修の実施					s
市町村	ボランティアとの協働による高齢者のデイケア運営、保育所・小学校との虫歯予防教室の共催等住民や関係機関との多方面に及ぶ連携・協働活動		m l			s
	高齢者全数把握と関係者との協働による B 型機能訓練事業開催に至る地区活動	e			r	s
	地区老人クラブで実施している健康教育継続の地区活動における意義	b				
	独居・高齢者世帯などへの支援における民生委員など住民との協働活動		m l			
	地区の育児サークル活動支援の経過と活動評価に基づく支援方法の工夫の実施					s
	訪問看護ステーションの住民への利用促進や訪問診療機関の開拓等在宅ケア機関機能促進		l			
	2歳児虫歯予防教室における保健事業を通じた家族単位の援助提供の実施	g				
	地区ボランティアグループへの健康教育による住民同士で自らの健康を考えてもらう活動	d				s
	育児サークル育成による同じ健康問題を持つ者同士の仲間づくり支援活動	e				
	介護保険適用外者に対する機能訓練事業開催など在宅ケアサービス充実に向けた活動	b e			q	
	学校責任者との会議開催など学校保健との連携による思春期の子どもへの援助		k			
	町の健診未受診者や治療中断者の再受診を促す等生活習慣病予防に関わる活動		j			
	世代間交流を意図した思春期ふれあい体験教室事業化の過程		k	p		s

用でニーズが充たされているかどうか学生なりに考え、訪問後のカンファレンスで担当保健婦から「利用中のサービスが適切かどうか診断することは重要であり必要に応じて保健婦が利用調整の役割をとる」という考えを聞いたことから、サービスに対する本人の考えを最大限に尊重して援助している(B・h)ことを学びとしてあげていた。保健所実習におけるケア機関訪問では、利用者の実態を知ったこと、ケア機関での取組みについて説明を受けたこと、保健所や保健所保健婦とケア機関の関わりの実態を知ったことから、ケア施設の職員と人間関係をつくるのが施設のサービスの質向上につながってゆくのではないかと(B・k)、地域のケア機関と連携を密にとることで地域の課題がより見えてくるのではないかと(D・r)といった学びを導いていた。

(3)保健婦が講義で説明した活動事例と学びとの関連

学びの基となった保健婦から説明された活動事例の概要とその事例から導かれていた学びの内容を表3に示した。

4)学生の学びの状況

学びの内容別に、その学びについて記述のあった学生数を表1に示した。ABについてはほとんどの学生が学びを記述していたのに対し、CDについて記述していた学生は半数以下であった。

IV 考察

1)在宅ケアサービスの質に関わる保健婦の役割を伝える視点

学生の学び(表1A～Eの5項目)を整理したことにより、保健婦の役割を伝える視点として、以下の5つが重要と考えられた。すなわち、1個人及び家族を主体にした看護の基本的な考え方を基盤にして在宅ケアサービスの質を考えること、2個人・家族を主体にしたケアチームの促進と、関係機関・組織間の協力体制や人材の確保といった地域ケア体制づくりの両方の面からのサービス提供側の条件をつくること、3サービス受領者である住民のサービス利用に対

する主体性や広く一般住民に対し障害者・高齢者など手助けが必要な人々に対する理解を育てること、4現在潜在しているニーズや将来予測できる問題への対応といった地域住民全体に対し責任を持つこと、5保健婦自らが提供するサービスの評価・充実といった保健婦活動の質についての責任を持つことであった。

2)地域看護実習における強化事項

(1)教員による意図的働きかけの強化

①対象者との1対1の関わりからの学びを重視する

多くの学生がA及びBについての学びをあげており、さらにこれらの学びは、住民と直接関わり、その考え方や要望・生活の実態を直接知ることから得られていた。このことから、家庭訪問などで学生が住民と直接関わりを持つことで、利用しているサービスの質について住民の立場から感じたこと、考えたことを取り上げ、これを保健婦の役割についての学びに発展させる働きかけが重要と考えられる。

②公衆衛生看護の理念に立ち戻って考えさせる

C及びDは、「住民の主体性の確立を重視する」「対象全体に対し責任を持ち、常にその視点で問題を捉える」といった公衆衛生看護の活動理念²⁾に基づいた保健婦の役割といえる。したがって、家庭訪問などで体験した事象や、保健婦から説明を受けた事例とそこから学生が感じ、考えていることを、教員が把握し、公衆衛生看護の活動理念に立ち戻って学生が考えを発展させることができるような意図的な働きかけが重要といえる。

③ケア機関訪問による体験を行政保健婦の役割の学びに発展させる

保健所実習におけるケア機関訪問からは、ねらいどおり、ケア機関の提供するサービスの質に対する責任やそのための保健婦の役割について学んでいたが、この学びを記述した学生は少数であった。学生にとってケア機関訪問は、利用者や機関職員と直接的な関わりを体験し、また、機関と保健所及び保健婦の関わりの実態を知る機会となっていたが、これを保健婦の役割の学

びへと発展させるためには、体験内容を意識化させ、さらに保健婦の役割を考えさせるような、教員による意図的な働きかけが必要と考えられる。

(2) 現地保健婦による効果的実習指導の強化

学生は、保健婦の対応を見て考えを聞くことから多くの学びを得ており、現地保健婦による教育効果が多大であることを再確認した。特に、家庭訪問などで対象と関わりをもつことで学生自身が考え、さらに保健婦の考えを追加してもらうことが、保健婦の役割を深く考える学びに結びついていた。このことから、活動や援助に関わる保健婦の考えを意識的に伝えてもらうことが、必要不可欠といえる。したがって、以上のような学生の学びの状況を現地保健婦に伝えることにより、実習の教育目標を現地保健婦と共有することが、現地保健婦による効果的実習指導につながると考えられる。

V 引用文献

- 1) 地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針, 厚生省告示第143号平成12年3月改正
- 2) 平山朝子, 宮地文子, 北山三津子, 小川三重子, 渡辺裕子: 第1章公衆衛生看護とは何か. 平山朝子, 宮地文子(編), 公衆衛生看護学体系1 公衆衛生看護学総論1. 第3版, 日本看護協会出版会, pp. 3-22, 1999